

ニ 株式と金銭との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金銭の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式の前條第一項各号の金額一被合併法人の株式1株当り交付金額
被合併法人の株式1株当り交付株式数

四 基準日以後発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、その基準日において有する発行法人の株式について新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行法人の株式及び新たに取得した株式については、政令で定める金額

五 基準日以後前各号に規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に依りて順次前各号の規定を適用して計算した金額(この場合においては、第二回以後の計算の際は、前回の計算により得た金額を前條第一項各号の金額として計算するものとする。)

(法人の再評価日以後に取得した新株等の再評価額)

第二十四條 第十五條の規定により法人が再評価を行ったものとみなされた株式及び当該法人の当該株式の取得の基因となつた株式についての再評価額は、前條各号に準じて計算した金額とする。この場合において、前條各号中「前條第一項各号の金額」とあるのは「当該事由の生じた時における帳簿価額」と、前條第一号、第四号及び第五号中「基準日以後」とあるのは「再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度(当該事業年度開始の日前に第九條第一項の規定により再評価積立金の額の四分の三に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた法人については、その組み入れた日を含む事業年度。以下この條において同じ。)」終了の日までの間において」と、前條第二号中「基準日から」とあるのは「再評価日から」と、同條第三号中「昭和二十五年四月一日以後」とあるのは「昭和二十五年四月一日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間において」と読み替へるものとする。

2 法人(法人税法第九條第六項に掲げる法人を除く。)

の事業年度が六月をこえる場合においては、前項の規定の適用については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日まで及びその翌日から当該事業年度終了の日までをそれぞれ一事業年度とみなす。

(個人のその他の非事業用資産の再評価額)

第二十五條 個人の有する家屋で事業の用に供しないものの再評価額は、当該家屋の取得価額にその取得の時期及び耐用年数に応じて定められた別表第一の倍数を乗じて算出した金額とする。この場合において、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額をその取得価額とみなし、財産税調査時期をその取得の時期とみなす。

2 個人の有する資産で事業の用に供しないもの(土地、土地の上に存する権利、家屋及び株式を除く。)の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十七倍にした金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第四の倍数を乗じて算出した金額とする。

(個人の事業用家屋について譲渡等があつた場合の再評価額)

第二十六條 個人の有する家屋でその事業の用に供しているものについて譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合における第八條第二項(第十條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、前條第一項の規定に従い計算した金額とする。

(非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価額)

第二十七條 第十條第一項において準用する第八條第一項の規定により再評価を行う場合における減価償却資産の再評価額は、第十七條から第十九條までの規定にかかわらず、当該資産についてこれらの規定により算出される再評価額の限度額から、基準日から当該資産をその事業の用に供した日までの期間に応じて大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額をこえることができない。

(事業用と非事業用とに併用されている資産についての再評価)

第二十八條 個人の有する資産が基準日においてその者の

事業の用と事業以外の用とに併用されている場合においては、当該資産のうち事業の用に供されている割合に相当する部分は、事業の用に供する資産とみなし、その他の部分は、事業の用に供しない資産とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する資産の事業の用に供されている割合が基準日後増加した場合においては、当該資産のうちその増加した割合に相当する部分は、基準日後その事業の用に供したものとみなす。

(取得の時期及び取得価額の特例)

第二十九條 左の各号に掲げる資産については、当該各号に掲げる時期及び金額を、それぞれその取得の時期及び取得価額とみなす。但し、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合を除き、当該資産を基準日において有する者の当該資産の取得の時期及び取得価額をその取得の時期及び取得価額とすることを妨げない。

一 決定整備計画又は企業再編成計画書の定めるところにより第二会社が出資又は譲渡を受けた資産については、当該資産を出資又は譲渡した会社の当該資産の取得の時期及び取得価額

六 中小企業等協同組合法施行法の規定に基き中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が同法に規定する旧組合から譲渡を受けた資産については、当該旧組合の当該資産の取得の時期及び取得価額

七 産業設備営団法の規定に基き産業設備営団から資産を借り受けていた者が産業設備営団から譲渡を受けた当該資産については、産業設備営団の当該資産の取得の時期及び取得価額

八 戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)第六十條第一項の規定により国、地方公共団体若しくは特定機関(同法第一條に規定する特定機関をいう。以下この号において同じ。)から譲渡を受けた資産については、その譲渡を受けた者が国、地方公共団体若しくは特定機関に対し譲渡し、又は国、地方公共団体若しくは特定機関に収用される前におけるその者の当該資産の取得の時期及び取得価額

九 企業整備その他事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ旋により昭和二十年八月以前において法人が著しく低い価額の対価で出資者から

得の時期及び取得価額

二 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の規定により同法に規定する譲渡金融機関が同法に規定する譲渡金融機関から譲渡を受けた資産については、当該譲渡金融機関の当該資産の取得の時期及び取得価額

三 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する決定整理計画書の定めるところにより新会社が在外会社から出資又は譲渡を受けた資産については、当該在外会社の当該資産の取得の時期及び取得価額

四 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の規定に基き農業協同組合又は農業協同組合連合会が同法に規定する農業団体から譲渡を受けた資産については、当該農業団体の当該資産の取得の時期及び取得価額

五 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の規定に基き水産業協同組合が同法に規定する水産業団体から譲渡を受けた資産については、当該水産業団体の当該資産の取得の時期及び取得価額

出資又は譲渡を受けた資産については、その出資者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十 企業整備その他事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ旋により昭和二十年八月以前において資産の出資又は譲渡を受けた法人又は個人から、同月後著しく低い価額の対価で法人又は個人が出資又は譲渡を受けた資産については、当該資産を出資若しくは譲渡した者又は当該資産の出資若しくは譲渡を受けた者のうちで、当該資産を最初に取得した者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十一 合併法人が合併に因り取得した資産については、被合併法人(当該被合併法人が合併に因り設立した法人又は合併後存続した法人である場合においては、当該合併に因り消滅した法人)の当該資産の取得の時期及び取得価額

十二 前各号の二以上に該当する資産については、当該各号に掲げる取得の時期のうち最も古い取得の時期及びその時期における取得価額(その取得の時期及び取得価額が不明の場合においては、知ることができる最も古い取得の時期及びその時期における取得価額)

十三 個人が贈与、相続又は遺贈に因り取得した減価償却資産（家屋を除く。）でその贈与者、被相続人又は遺贈者（これらの者が当該資産を贈与、相続又は遺贈に因り取得した場合においては、その贈与者、被相続人又は遺贈者。以下この條において同じ。）の当該資産の取得の時期が財産税調査時期前であるものについては、財産税調査時期及びその財産税評価額

十四 個人が贈与、相続又は遺贈に因り取得した資産（前号の規定に該当するものを除く。）については、贈与者、被相続人又は遺贈者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十五 前各号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるものについては、政令で定める時期及び価額

第三十條 第十七條から第二十條まで又は第二十五條に規定する資産で一年以上の期間にわたつて取得したものであるものは、当該期間の末日の属する時期をその取得の時期とみなし、当該資産を取得するために要した金額の合計額をその取得価額とみなすことができる。

第三十一條 法人が再評価日前に帳簿価額の減額をした資産（減価償却資産及び株式を除く。）でその帳簿価額の

なものであるについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなし、その財産税評価額をその取得価額とみなす。

2 法人が財産税調査時期前に取得した土地、土地の上に存する権利又は家屋で取得の時期又は取得価額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなし、その財産税評価額をその取得価額とみなす。

第三十三條 前條に規定する資産以外の資産で取得の時期又は取得価額の不明なものの取得の時期及び取得価額については、大蔵省令で定めるところによる。

2 大蔵大臣は、前項の大蔵省令を制定しようとするときは、資産再評価審議会に諮問しなければならない。

（財産税評価額のない資産）

第三十四條 財産税調査時期にあつた資産で財産税評価額がないものについては、大蔵省令で定める価額をその財産税評価額とみなす。

2 前條第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

（陳腐化した資産等）

第三十五條 基準日において陳腐化している資産その他の資産であつてその基準日における価額が当該資産につい

減少額が法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたものについては、当該資産の取得価額から当該減少額を控除した金額をその取得の時期におけるその取得価額とみなす。

2 法人が再評価日前に帳簿価額の減額（固定資産の減価償却を除く。以下同じ。）をした減価償却資産又は株式でその帳簿価額の減少額が法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたものについては、その減額をした時（二回以上減額をした場合においては、最後に減額をした時）の属する時期をその取得の時期とみなし、その減額をした直後の帳簿価額をその取得価額とみなす。

3 前二項の規定は、その帳簿価額の減少額に相当する金額が企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上された場合又は金融機関再建整備法に規定する確定損として計上された場合における帳簿価額の減額については適用しない。

（取得の時期又は取得価額の不明な資産）

第三十二條 個人が財産税調査時期前に取得した減価償却資産（家屋を除く。）で取得の時期又は取得価額の不明

なものであるから第二十條第一項まで又は第二十一條第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに、且つ、著しく低いものの再評価額は、これらの規定にかかわらず、大蔵省令で定める金額をこえることができない。

2 第三十三條第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

第四章 再評価税

（納税義務者）

第三十六條 第六條第一項、第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。）又は第十四條第一項の規定により再評価を行った者、第十五條又は第十六條第五項の規定により再評価を行ったものとみなされた者及び第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を基準日において有していた者は、この法律により再評価税を納める義務がある。

（課税の対象）

第三十七條 再評価税は、第四十條から第四十三條までに規定する再評価差額について課する。

(納税義務の継承)

第三十八條 合併法人は、被合併法人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

2 相続の開始があつた場合においては、相続人は、被相続人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

3 前項の場合において相続人が二人以上あるときは、各相続人は、他の相続人の納付すべき再評価税について、その受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

(非課税法人)

第三十九條 再評価税は、左の各号に掲げる法人には課さない。

一 昭和二十五年一月一日において法令に当該法人について法人税を課さない旨の規定のある法人

二 宗教法人、法人たる労働組合及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十八條の規定に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体

(法人の株式以外の資産についての課税標準)

た資産について第百條第一項又は第二項の規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上すべき金額があるときは、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除した金額

二 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けていない会社がその有する賠償指定施設又は政令で定める資産で同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額があるものについて再評価を行った場合においては、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除した金額

(法人の株式についての課税標準)

第四十一條 法人が第六條第一項若しくは第十四條第一項の規定により再評価を行った株式又は第十五條の規定により再評価を行ったものとみなされた株式についての再評価差額は、前條の規定に従い計算した再評価差額とする。但し、左の各号に掲げる株式についてその計算をする場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額を前條第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額とする。

第四十條 法人が再評価を行った資産(株式を除く。)についての再評価差額は、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額を控除した金額とする。

2 左の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額を再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に加算した金額をもつて前項に規定する当該資産の帳簿価額として、同項の規定を適用する。

一 当該資産について再評価日前に減価償却又は帳簿価額の減額をした場合において、その償却額又は減少額のうち法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額

二 当該資産の最初の帳簿価額がその取得価額に満たない場合においては、その満たない金額

3 左の各号に掲げる場合においては、第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる金額をもつて同項に規定する資産についての再評価差額とする。

一 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が再評価を行った場合において、その再評価を行つ

一 第二十三條第一号に規定する事由に該当する場合における旧株及び新株については、第四十三條第一項第二号の規定に準じて計算した金額

二 第二十三條第二号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、第四十三條第一項第三号の規定に準じて計算した金額

三 第二十三條第三号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、第四十三條第一項第四号の規定に準じて計算した金額

四 第二十三條第四号に規定する事由に該当する場合における株式については、政令で定める金額

五 第二十三條第五号に規定する事由に該当する場合における株式については、第四十三條第一項第六号の規定に準じて計算した金額

2 前項第一号から第三号まで又は第五号の規定により第四十三條第一項第二号から第四号まで又は第六号の規定に準じて計算する場合においては、「前條第一項第一号又は第二号の金額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替えるものとする。

3 第五十二條第二項の規定により譲渡があつたものとみ

なされた株式についての再評価差額は、第一項の規定にかかわらず、第四十三條第四項の規定に準じて計算した金額とする。この場合において、「第一項に規定する財産税評価額又は取得価額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替えるものとする。

(個人の株式以外の資産についての課税標準)

第四十二條 個人が再評価を行った減価償却資産についての再評価差額は、当該資産の再評価額から左の各号に掲げる金額を控除した金額とする。

- 一 財産税調査時期前に取得した資産については、当該資産の財産税評価額
- 二 財産税調査時期後に取得した資産については、当該資産の取得価額

2 第八條第一項(第十條第一項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)の規定による再評価を行わなかつた家屋で第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされたもの又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産(株式を除く。)についての再評価差額は、当該資産の再評価額から前項各号に掲げる金額(所得税法第十條の七に規

定する資産については、基準日から当該資産について譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた日までの期間に於いて大蔵省令で定めるところにより計算した減価の価額との合計額)を控除した金額とする。但し、当該資産(当該資産について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。)の譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該資産の再評価額(所得税法第十條の七に規定する資産)に満たない場合における当該資産についての再評価差額は、当該譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額から前項各号に掲げる金額を控除した金額とする。

3 個人が第八條第一項の規定により再評価を行った家屋について第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価差額は、第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する減価の価額と第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額との合計額を控除した金額とする。但し、当該家屋(当該家

屋)について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。)の譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該家屋についての第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する減価の価額を控除した金額に満たない場合における当該家屋についての再評価差額は、当該譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額から第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額を控除した金額とする。

4 第二項但書又は前項但書の場合において、著しく低い価額の対価で資産の譲渡があつたときは、その譲渡があつた時における価額を当該資産の譲渡価額とみなす。

(個人の株式についての課税標準)

第四十三條 第九條第一項の規定により再評価が行われた

イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

$$\text{旧株の前條第一項第一号の金額} + (\text{新株の拂込金額} \times \text{旧株1株当り新株引受数})$$

$$- \text{旧株1株当り新株引受数}$$

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に応じて、

資産再評価法 (110)

ものとみなされた株式についての再評価差額は、当該株式の再評価額からその取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて当該株式についての前條第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額を控除した金額とする。但し、左の各号に掲げる株式についてその計算をする場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額をその財産税評価額又は取得価額とする。

- 一 財産税調査時期前に取得した株式で財産税調査時期後において未拂込株金の拂込をしたものについては、左の算式により計算した金額
- 二 第二十二條第一項第四号又は第二十三條第一号に規定する事由に該当する場合における旧株及び新株については、左の算式により計算した金額

$$\text{前條第一項第一号の金額} + \text{未拂込株金の金額}$$

旧株の前條第一項^{第一号}の金額 + (新株の拂込金額 × 旧株1株当り新株引受数) × 旧株の拂込金額
 旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 × 旧株1株当り新株引受数)

三 第二十二條第一項第五号又は第二十三條第二号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、左の算式により計算した金額
 イ 第二十二條第一項第五号イ又は第二十三條第二号イに規定する事由に該当するときは、

被合併法人の株式の前條第一項^{第一号}の金額 - 被合併法人の株式1株当り交付金額
 被合併法人の株式1株当り交付株式数

四 第二十三條第三号に規定する合併法人の株式については、左の算式により計算した金額 (ニ)に規定する株式については、(ニ)に掲げる金額)

イ 同号イに規定する事由に該当するときは、
 被合併法人の株式の前條第一項^{第一号}の金額
 被合併法人の株式1株当り交付株式数

被合併法人の株式の前條第一項^{第一号}の金額 + 被合併法人の株式1株当り株式配当金額
 被合併法人の株式1株当り交付株式数

ニ 同号ニに規定する事由に該当する場合において、

1 合併法人の株式の拂込金額が被合併法人の株式についての前條第一項第一号又は第二号の金額に等しいか、又はこれをこえるときは、

被合併法人の株式の前條第一項^{第一号}の金額
 被合併法人の株式1株当り交付株式数

2 合併法人の株式の拂込金額と交付を受けた金銭の額との合計額が被合併法人の株式についての前條第一項第一号又は第二号の金額をこえ、且つ、合併法人の株式の拂込金額が被合併法人の株式についての同項第一号又は第二号の金額に満たないときは、合併法人の株式の拂込金額

五 第二十二條第一項第六号又は第二十三條第四号に規定する事由に該当する場合における株式については、政令で定める金額

六 第二十二條第一項第三号から第六号まで又は第二十三條第一号から第四号までに規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に於て順次前各号の規定を適用して計算した金額 (この場合においては、第二回以後の計算の際は、前

被合併法人の株式の前條第一項^{第一号}の金額
 被合併法人の株式1株当り交付株式数
 第二十二條第一項第五号ロ又は第二十三條第二号ロに規定する事由に該当するときは、

ロ 同号ロ1又は同号ロ2に規定する事由に該当するときは、
 被合併法人の株式の前條第一項^{第一号}の金額
 被合併法人の株式1株当り交付株式数
 同号ロに規定する事由に該当するときは、

回の計算により得た金額を前條第一項第一号又は第二号の金額として計算するものとする。

2 第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた株式の譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該株式の再評価額に満たない場合においては、当該株式についての再評価差額は、前項の規定にかかわらず、当該譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額から同項に規定する財産税評価額又は取得価額を控除した金額とする。

3 前條第四項の規定は、前項の譲渡価額について準用する。
 4 第九條第三項の規定により譲渡があつたものとみなされた株式についての再評価差額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該株式について取得した金銭の額及び金銭以外の財産の価額 (株式については、その拂込金額) の合計額 (数回にわたつて取得した場合においては、その累計額) が当該株式についての第一項に規定する財産税評価額又は取得価額をこえる金額のうちその取得した金銭の額と金銭及び株式以外の財産の価額とから成る部分で、所得税法第五條第一項各号又は第十條の二

第三項各号の規定により利益の配当又は剰余金の分配及び同法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされる金額以外の金額とする。但し、第九條第三項の規定により譲渡があつたものとみなされた後において当該株式について譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合における当該株式についての再評価差額は、当該株式について第一項又は第二項の規定により計算した再評価差額から本文の規定による再評価差額を控除した金額とする。

(税率)

第四十四條 再評価税の税率は、再評価差額の百分の六とする。

第五章 再評価の申告

(法人の再評価の申告)

第四十五條 第六條第一項の規定により再評価を行った法人は、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内(再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日まで)に、その再評価を行った資産について、再評価額の合計額、再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び大蔵省令で

定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第十四條第一項の規定により再評価を行った法人は、その再評価日から二月以内に、その再評価を行った資産について、前項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定による申告書の提出期限が昭和二十五年七月三十一日前である場合において、当該法人が同年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に申告書の提出の延期の届出をしたときは、当該法人は、同年七月三十一日まで当該申告書の提出を延期することができる。

4 第一項又は第二項の申告書には、大蔵省令で定めるところにより、その再評価を行った資産について再評価額、再評価差額、再評価税額及び再評価額の限度額及びこれらの額の算出に關し必要な事項並びに再評価を行わなかつた有形減価償却資産及び土地について第十七條、第十九條又は第二十一條に規定する再評価額の限度額に相当する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村(都の特別区の存する区域に於ては特別区、地方自治法(昭和二十二年法律第

附しなければならない。

8 税務署長は、第四項(第五項において準ずる場合を含む。)の規定による明細書又は前項後段の規定による書類の提出があつた場合においては、その写に誤がない旨を確認して、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、地方財政委員会又は当該資産の所在する市町村の長に送付しなければならない。

(個人の減価償却資産の再評価の申告)

第四十六條 第八條第一項又は第十六條第一項の規定により再評価を行った個人は、昭和二十五年八月三十一日まで(第十六條第一項の規定により再評価を行う場合において、当該個人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日が同年五月一日以後であるときは、その知つた日から四月以内)に、その再評価を行った資産について、再評価額の合計額、再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、第八條第一項の規定により再評価を行った資産についての基準日が同年七月一日以後である場合において、その基準日の属する年の翌年一月三十一日までに、

六十七号)第五百五十五條第二項の市にあつてはその市の区。以下同じ。)ごとに別紙に記載した明細書及びその写を添附しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により申告書を提出しなければならない法人が申告書の提出前に合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、前四項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

6 第二十四條第二項の規定は、第一項の事業年度について準用する。

7 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行うことができる法人で昭和二十五年八月三十一日までにこれらの規定により再評価を行わなかつたものは、同日までに、再評価を行わない旨を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、大蔵省令で定めるところにより、基準日において当該法人が有していた有形減価償却資産及び土地について第十七條、第十九條又は第二十一條に規定する再評価額の限度額に相当する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村ごとに別紙に記載した書類及びその写を添

- これを提出しなければならない。
- 2 第十條第一項において準用する第八條第一項の規定により再評価を行った個人は、その再評価を行った資産をその事業の用に供した日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日までに、当該資産について、前項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 3 第十六條第二項又は第三項の規定により再評価を行った個人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日(その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日。以下この條において同じ。)までに、その再評価を行った資産について、第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 4 前條第四項の規定は、前三項の申告書の提出について準用する。但し、前二項の申告書には、明細書の写の添附を要しない。
- 5 第一項から第三項までの規定により申告書を提出しなければならない者が申告書の提出前に死亡した場合においては、相続人は、相続の開始又は遺贈の事実があつた

- ことを知つた日から四月を経過した日までに、前四項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。
- 6 第八條第一項(第十條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第十六條の規定により再評価を行った個人が第九十一條の規定による納税管理人の申告をしないで第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限前にこの法律の施行地に現住しないこととなる場合においては、その現住しないこととなる日までに、第一項から第四項までの規定に準じて申告書を提出しなければならない。
- 7 前條第八項の規定は、第四項(第五項において準用する場合を含む。)において準用する前條第四項の規定により第一項の申告書に添附する明細書の写について準用する。
- (個人の減価償却資産以外の資産の再評価の申告)
- 第四十七條 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、当該資産を譲渡し、又は贈与した個人は、その譲渡し、又は贈与した日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日までに、当該資産の相続又は遺贈があつた場合における

- る当該個人の相続人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日(その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日)までに、当該資産について、再評価額、再評価差額及び再評価税額(当該資産が二以上ある場合においては、これらの額の合計額)並びに大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 2 第九條第四項の規定の適用がある場合において、その年中に二回以上当該株式について譲渡があつたものとみなされるときは、前項の申告書には、当該株式について、再評価額とともに、その年中において取得した同項に規定するこえる金額に相当する金銭並びに金銭及び株式以外の財産の額に対応する再評価差額及び再評価税額を記載しなければならない。
- 3 第四十五條第四項の規定は、第一項の申告書の提出について準用する。
- 4 前條第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により申告書を提出しなければならない者について準用する。(修正申告書)

- 第四十八條 第四十五條の規定により申告書を提出した個人又は第四十六條の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添附した明細書に記載した再評価額が第三章に規定する限度額をこえている場合又は再評価差額の計算に誤がある場合においては、これらの申告書の提出期限から六月以内に限り、これらの申告書について第六十九條の規定による更正の通知があるまでは、これらの申告書又は明細書に記載すべき事項及び大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。
- 2 前項の場合において、第三章に規定する限度額をこえている再評価額を修正するときは、その修正申告書に記載すべき再評価額は、その限度額に相当する金額としなければならない。
- 3 前條の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添附した明細書に記載した事項に誤がある場合においては、その申告書について第六十九條の規定による更正の通知があるまでは、その申告書又は明細書の記載事項のうち修正すべき事項及び大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を納税地の所轄税務署長に提

出することができる。

4 第一項又は前項の修正申告書には、大蔵省令で定めるところにより、再評価額、再評価差額又は再評価税額の修正に關し必要な事項を記載した明細書を添附しなければならぬ。

5 第一項の規定により修正申告書を提出することができる法人が修正申告書を提出しないで合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、第一項、第二項及び前項の規定に準じて修正申告書を提出することができる。

6 第一項又は第三項の規定により修正申告書を提出することができる個人が修正申告書を提出しないで死亡した場合においては、相続人は、第一項から第四項までの規定に準じて修正申告書を提出することができる。

(申告書提出期限の延長)

第四十九條 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり、通信交通の困難その他やむを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定して、第四十五條から第四十七條までに規定する申告書の提出期限を延長することができる。

2 国税庁長官は、前項の指定をしたときは、これを告示

第五十一條

減価償却資産について再評価を行つた法人は、当該資産についての再評価税額のうちそれぞれ左の各号に掲げる金額の再評価税を、再評価日を含む事業年度から再評価日以後三年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内(第四十五條第三項(同條第五項において準ずる場合を含む。以下同じ。))の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度分については、昭和二十五年七月三十一日まで)に、国に納付しなければならない。

一 再評価日を含む事業年度及びこれに続く事業年度(法人税法第九條第六項に掲げる法人については、再評価日から一年を経過した日の前日までに終了するものに限る。)分については、当該再評価税額の二分の一に相当する税額に当該事業年度の月数(再評価日が事業年度開始の日でない場合においては、再評価日を含む事業年度分については、再評価日から当該事業年度の末日までの月数)を乗じて算出した金額を十二分した金額

二 再評価日が事業年度開始の日でない場合(法人税法第九條第六項に掲げる法人については、再評価日が事

する。

3 税務署長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、期日を指定し、第四十五條から第四十七條までに規定する申告書の提出期限を延長することができる。

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(再評価の失効)

第五十條 第六條第一項、第八條第一項、第十四條第一項又は第十六條の規定により再評価を行つた法人又は個人が第四十五條又は第四十六條の規定による申告書をこれらの規定による提出期限までに提出しない場合においては、その再評価は、再評価日にさかのぼつてその効力を失う。その行つた再評価に係る再評価額がこれらの規定により提出した申告書又はこれに添付した明細書に記載した再評価額をこえる場合において、そのこえる金額に係る部分の再評価についても同様とする。

第六章 再評価税の納付

(法人の減価償却資産についての再評価税の納付)

業年度開始の日である場合を含む。)において、再評価日から一年を経過した日を含む事業年度分については、当該再評価税額の二分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後一年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額と、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に再評価日以後一年を経過した日から当該事業年度の末日までの月数を乗じて算出した金額との合計額を十二分した金額

三 前二号及び第四号に規定する事業年度以外の事業年度分については、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に当該事業年度の月数を乗じて算出した金額を十二分した金額

四 再評価日が事業年度開始の日でない場合において、再評価日から三年を経過した日を含む事業年度分については、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後三年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額を十二分した金額

五 前各号の規定により計算した金額の合計額が当該再評価税額に満たない場合における再評価日から三年を

経過した日の前日を含む事業年度分については、前二号の規定にかかわらず、前二号の規定により計算した金額にその満たない金額を加算した金額

2 前項各号の月数を計算する場合において、端数があるときは、十五日以下の端数は切り捨て、十六日以上の端数は切り上げて計算するものとする。

3 法人が再評価を行った減価償却資産（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人が再評価を行った減価償却資産を含む。）を譲渡し、又は贈与した場合において、当該資産についての再評価税額のうちその譲渡し、又は贈与した日までに第一項の規定による納期がまだ到来していない税額（第五十六條の規定により納付が延期されている税額を含む。）があるときは、当該法人は、第一項の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、その譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。

4 第二十四條第二項の規定は、第一項及び前項の事業年度について準用する。

5 法人の事業年度が六月に満たない場合及び再評価を行った法人が合併に因り消滅した場合における第一項の規定

金銭及び金銭以外の財産を取得した場合（株式のみを取得した場合を除く。）において、当該金銭の額及び財産の価額（当該財産が株式であるときは、その拂込金額。以下この項において同じ。）の合計額（数回にわたって当該金銭又は財産を取得した場合においては、その累計額。以下この項において同じ。）が第四十一條第一項に規定するその再評価を行った株式についての再評価日の直前における帳簿価額をこえるときは、前項の規定の適用については、当該株式について譲渡があつたものとみなす。この場合において、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度（当該事業年度開始の日前に第九九條第一項の規定により再評価積立金の額の四分の三に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた法人については、その組み入れた日を含む事業年度）終了の日までに発行法人の残余財産の分配が完了せず、且つ、その取得した金銭の額及び財産の価額の合計額が当該株式についての再評価日に満たないときは、同日においてその満たない金額に相当する額の金銭を取得したものとみなす。

3 前項の場合において、そのこえる金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を二以上の事業年度にわたつて

定の特例については、政令で定める。

（法人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付）

第五十二條 減価償却資産以外の資産について再評価を行った法人（その合併法人を含む。）は、当該資産についての再評価税を、当該資産を譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。但し、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに当該資産を譲渡又は贈与しない法人は、当該資産についての再評価税を、当該事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。

2 法人が再評価を行った株式（第十五條の規定により再評価を行ったものとみなされた株式及び当該法人が合併法人である場合においては被合併法人が再評価を行い、又は同條の規定により行ったものとみなされる株式を含む。以下同じ。）について、再評価日以後株式の消却に因り、発行法人の資本の減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、

取得したときは、各事業年度において取得した金額に対応する税額の当該株式についての再評価税額を、当該各事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。

4 前二項の規定は、法人が再評価を行った株式が昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人又は同日以前に合併に因り消滅した法人の発行していたものである場合において適用しない。

5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）

第五十三條 第八條第一項の規定により減価償却資産について再評価を行った個人又は第十六條第一項若しくは第三項の規定により減価償却資産について再評価を行った相続人である者は、当該資産についての再評価日（昭和二十五年三月三十一日以前である者は、当該資産についての再評価税額の五分の一に相当する金額の再評価税を、昭和二十六年（第四十六條第二項（同條第五項において準ずる場合を含む。）の規定による申告書の提出期限が昭和二十七年以後である場合においては、その提出期限の属する

年)から五年間、毎年一月一日から同月三十一日までの間において、国に納付しなければならない。

2 前項の規定する個人又は相続人が再評価を行った減価償却資産について再評価日以後譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合において、当該資産についての再評価税のうちその譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた日までに同項の規定による納期がまだ到来していない税額(第五十八條の規定により納付が延期されている税額を含む)があるときは、当該個人若しくは相続人又はこれらの相続人は、前項の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、左の各号に掲げる期間内に、国に納付しなければならない。

一 譲渡又は贈与があつた場合においては、譲渡又は贈与があつた日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日まで

二 相続又は遺贈があつた場合においては、相続人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日(その日が昭和二十五年八月三十一日前であるときは、同日)まで
3 第十六條の規定により再評価を行った相続人(第一項

2 第四十七條第四項において準用する第四十六條第六項の規定により申告書を提出した個人は、前項の規定にかかわらず、当該資産についての再評価税を、第四十六條第六項の規定による申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

(修正申告書を提出した場合の再評価税の納付)

第五十五條 第四十八條の規定により修正申告書を提出した場合において、当該修正申告書の提出に因り再評価税の税額が増加したときは、当該修正申告書を提出した法人又は個人は、増加した税額の再評価税を、当該修正申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該修正申告書の提出に因り増加する前の再評価税額のうち第五十一條第一項又は第五十三條第一項の規定による納期が当該修正申告書の提出の日までにまだ到来していない税額があるときは、当該修正申告書を提出した者は、その増加した税額をこれらの規定による納期において納付すべき増加する前の再評価税額にあん分して、すでに到来している納期に係る分のその増加した税額については前項の規定により、まだ到来していない納期に係る分のその増加した税額について

に規定する相続人を除く。)は、その再評価を行った減価償却資産についての再評価税を、第四十六條第一項、第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

4 第四十六條第六項の規定により申告書を提出した個人は、前三項の規定にかかわらず、再評価を行った減価償却資産についての再評価税を、第四十六條第六項の規定による申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

(個人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付)

第五十四條 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を譲渡し、若しくは贈与した個人又は当該資産の相続若しくは遺贈があつた場合における当該個人の相続人は、当該資産についての再評価税を、第四十七條第一項又は同條第四項において準用する第四十六條第五項の規定による申告書の提出期限まで(その申告書の提出期限後に申告書を提出した場合においては、その提出の日)に、国に納付しなければならない。

ては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納期(第五十一條第三項又は第五十三條第二項の規定による納期を含む。)において、国に納付しなければならない。

(法人の減価償却資産についての再評価税の延納)

第五十六條 減価償却資産についての再評価税を納付する法人は、第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内(第四十五條第三項の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日)が昭和二十五年七月三十一日前であるときは、当該事業年度分については、同日まで。以下この條において同じ。)に納付すべき再評価税額の合計額(前條第二項に規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納期に係る分の増加した税額を含み、前事業年度終了の日から二月以内に納付すべき税額でこの條の規定によりその納付が延期されている税額がある場合において、当該税額との合計額とする。以下この條において同じ。)が当該事業年度の償却前利益金額又は当該事業年度の再評価後法定償却範囲額のうちいずれか少い金額から当該事業年度の再評価前法定償却範囲額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額を

こえる場合においては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができる。

2 第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内に減価償却資産についての再評価税を納付しなければならない法人の当該事業年度の償却前利益金額がない場合又は当該償却前利益金額が当該事業年度の再評価前法定償却範囲額に満たない場合においては、当該法人は、同項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができる。

3 前二項の規定は、当該事業年度が昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度である場合においては適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、当該事業年度分の法人税法の規定による所得について同法第二十五條の規定による青色申告書を提出しない法人については適用しない。

事業年度について準用する。

第五十七條 前條において「償却前利益金額」とは、法人税法の規定による当該事業年度の総損金（同法第九條第五項に規定する損金を除く。以下この項において同じ。）から当該事業年度の固定資産の償却額で同法の規定により所有の計算上損金に算入される金額を控除した金額を同法の規定による当該事業年度の総益金から控除した金額をいう。この場合において、当該事業年度分について同法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定があるときは、その更正又は決定に係る所得の計算の基礎となる総損金及び総益金による。

2 前項の償却前利益金額は、法人税法第十九條第一項（同條第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）本文の規定の適用を受ける法人については、事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、前事業年度の償却前利益金額（当該事業年度開始の日から七月を経過した日以後あつた同法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定については、前項後段の規定を適用しないで計算した償却前利益金額）に六を乗じて前事業年度の月数で除し

5 第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期しようとする法人は、当該事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の償却前利益金額、再評価後法定償却範囲額及び再評価前法定償却範囲額、第五十一條第一項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額並びに第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添附して、納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

6 前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合においては、その届出をした法人は、その過大である再評価税額について第六十四條の規定による督促を受けるまでは、前項の明細書の記載事項のうち修正すべき事項を記載した明細書を添附して、同項の届出を修正する旨を納税地の所轄税務署長に届け出ることができる。この場合においては、同項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額のうちその修正に因り過大となつた税額を、その修正の届出と同時に、国に納付しなければならない。

7 第二十四條第二項の規定は、第一項から第五項までの

て得た金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該金額を当該事業年度について前項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とし、法人税法第十九條第一項但書又は第二十條第一項の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、当該期間について前項の規定により計算した償却前利益金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該償却前利益金額を当該事業年度について同項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とする。

3 前項の月数は、曆に従つて計算し、端数があるときは、これを切り捨てる。
4 前條において「再評価後法定償却範囲額」とは、法人税法の規定（再評価を行つた減価償却資産については、同法及び第二百二十一條の規定）により当該事業年度の所得の計算上損金に算入することができるものとして定められた減価償却資産の償却範囲額をいい、「再評価前法定償却範囲額」とは、基準日において当該法人（当該法人が合併法人である場合においては、その被合併法人を

含む。)が有していた減価償却資産について、再評価日(再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日)の直前における帳簿価額(第四十條第二項の規定の適用がある資産については、同項各号に掲げる金額を加算した額)に基いて法人税法の規定による所得の計算上損金に算入することができる償却範囲額を当該事業年度の期間に就いて計算した金額をいう。

5 第二十四條第二項の規定は、前項の事業年度について準用する。

(個人の減価償却資産についての再評価税の延納)

第五十八條 減価償却資産についての再評価税を納付する個人は、第五十三條第一項の規定により毎年一月一日から同月三十一日までに納付すべき再評価税額の合計額(第五十五條第二項の規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納期に係る分の増加した税額を含み、前年一月一日から同月三十一日までに納付すべき税額でこの條の規定によりその納付が延期されている税額がある場合においては、当該税額との合計額とする。以下この條において同じ。)がその前年の償却前利益金額又はその前年の再評価後法定償却範囲額のうちいずれ

か少い金額から再評価前法定償却範囲額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、その翌年一月一日から同月三十一日まで、その納付を延期することができる。

- 2 第五十三條第一項の規定により毎年一月一日から同月三十一日までに減価償却資産についての再評価税を納付しなければならぬ個人はその前年の償却前利益金額がない場合又は当該償却前利益金額がその前年の再評価前法定償却範囲額に満たない場合においては、当該個人は、同項の規定によりその年一月一日から同月三十一日までに納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、その翌年一月一日から同月三十一日まで、その納付を延期することができる。
- 3 前二項の規定は、その年が昭和三十一年である場合において、適用しない。
- 4 第一項及び第二項の規定は、その前年分の所得税法の規定による所得について同法第二十六條の四の規定による青色申告書を提出しない個人については適用しない。
- 5 第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期する。

しようとする個人は、その年一月一日から同月三十一日までに、前年の償却前利益金額、前年の再評価後法定償却範囲額、再評価前法定償却範囲額、第五十三條第一項の規定によりその年一月一日から同月三十一日までに納付すべき再評価税額の合計額及び第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添附して、納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

6 第五十六條第六項の規定は、前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合について準用する。

第五十九條 前條において「償却前利益金額」とは、当該資産がその用に供されている事業に係る所得税法の規定によるその年分の必要な経費からその年分の固定資産の償却額で同法の規定により所得の計算上必要な経費に算入される金額を控除した金額を当該事業から生じた同法の規定によるその年分の総収入金額から控除した金額をいう。この場合において、その年分について同法第四十六條の規定による更正があるときは、その更正に係る所得の計算の基礎となる必要な経費及び総収入金額によ

る。

2 前條において「再評価後法定償却範囲額」とは、所得税法の規定(再評価を行つた減価償却資産については、同法及び第二百二十一條の規定)によりその年分の所得の計算上必要な経費に算入することができるものとして定められた減価償却資産の償却範囲額をいい、「再評価前法定償却範囲額」とは、基準日において当該個人(その被相続人を含む。)が有していた減価償却資産について、再評価日「再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日」の直前における評価額に基いて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入することができる償却範囲額をその年における前項の事業から生ずる所得の計算の期間に就いて計算した金額をいう。

(相続の場合の再評価税の年賦延期)

第六十條 相続又は遺贈に因り第五十三條第二項若しくは第三項又は第五十四條第一項の規定により再評価税を納付しなければならぬ相続人は、その納付しなければならぬ再評価税額の合計額が三万円以上で、且つ、一時に納付することを困難とする事由がある場合において

は、納税地の所轄税務署長の許可を受けて、その納付を困難とする金額を限度として、三年以内の年賦延納をすることができる。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、第五十三條第二項若しくは第三項又は第五十四條第一項の規定による納期限までに、その納付を困難とする事由、延納の年限、延納年割額その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、これを提出した者が第一項の事由に該当すると認めるときは、当該申請書に記載された延納の年限及び延納年割額により、又はこれらを変更して許可することができる。

4 税務署長は、前項の規定により年賦延納を許可する場合においては、その各年における納期を指定する。

5 税務署長は、第三項の規定による年賦延納の許可を受けた者が延納年割額をこえて再評価税を納付することが困難でなくなつたと認める場合においては、その許可を受けた者の弁明を聞いた上、その納付が困難でなくなつた金額を限度として、その許可を取り消し、延納年割額

を変更し、又は延納の年限を短縮することができる。この場合においては、税務署長は、前項の規定により指定した納期を変更することができる。

6 税務署長は、第一項の規定による延納を許可し、若しくは許可せず、又は前項の規定により延納の許可を取り消し、延納年割額を変更し、若しくは延納の年限を短縮した場合においては、当該再評価税を納付しなければならない者にその旨を通知する。

7 第一項の規定の適用については、第六十三條第二項の規定により連帯納付の責に任ずる受遺者を相続人とみなす。

(再評価積立金の資本組入れの場合の再評価税の納付)

第六十一條 法人が第九十九條の規定により昭和二十八年一月一日における再評価積立金の額の四分の三に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた場合において、第五十一條又は第五十二條の規定により納付すべき再評価税のうちその組み入れた日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日までにこれらの規定による納期がまだ到来していない税額(第五十六條の規定によりその納付が延期されている税額を含む。)があるとき

は、当該法人は、第五十一條又は第五十二條の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、その組み入れた日を含む事業年度終了の日から六月以内に、国に納付しなければならぬ。

(再評価資産の譲渡等の場合の届出)

第六十二條 第五十一條第三項、第五十二條第一項又は前條の場合においては、当該法人(その合併法人を含む。)は、これらの規定に規定する納期限までに、再評価を行った資産(第十五條の規定により再評価を行ったものとみなされた株式を含む。)について譲渡若しくは贈与があつた旨又は再評価積立金を資本に組み入れた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 第五十三條第二項の場合においては、当該個人若しくは相続人又はこれらの相続人は、同項に規定する納期限までに、再評価を行った減価償却資産について譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

(清算人等の責任)

第六十三條 法人が解散した場合において再評価税を納付しないで残余財産を分配したときは、その再評価税につ

いては、清算人及び残余財産の分配を受けた者は、連帯納付の責に任ずる。但し、残余財産の分配を受けた者については、その受けた利益の価額を限度とする。

2 受贈者又は受遺者(包括受遺者を除く。)は、贈与者又は遺贈者(これらの者の相続人を含む。)の納付しなければならぬ当該贈与又は遺贈した資産についての再評価税について、贈与又は遺贈に因り受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

(再評価税の督促)

第六十四條 再評価税の納税義務者が第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第六十一條に規定する納期限内に再評価税を完納しなかつた場合においては、納税地の所轄税務署長は、国税徴収法(明治三十二年法律第二十一号)第九條の規定により督促する。

第七章 更正及び決定

(再評価額等の更正)

第六十五條 第四十五條から第四十八條まで、第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項又は第八十八條第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、納税地の所轄国税局長又は税務署長は、その申

告書又はこれに添附された明細書に記載された再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額について左の各号に掲げる場合の一に該当すると認めるときは、その調査により、再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額を更正する。

一 第四十五条、第四十六条又は第四十八条第一項(同条第五項又は第六項において準ずる場合を含む。)の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された再評価額が第三章に規定する限度額をこえている場合

二 第四十七条又は第四十八条第三項(同条第六項において準ずる場合を含む。以下同じ。)の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された再評価額が第三章の規定により計算した再評価額と異つている場合

三 申告書に記載された再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額の計算に誤がある場合

(更正又は決定の権限)

第六十八條 前三條の規定による更正又は決定について国税局長又は税務署長のいづれが、これを行うかは、政令で定める。

2 国税局長が前三條の規定により更正又は決定をした場合においては、当該国税局長は、その旨を更正又は決定に係る者の納税地の所轄税務署長に通達するものとす

(更正又は決定の通知)

第六十九條 税務署長は、第六十五条から第六十七条までの規定により更正若しくは決定をした場合又は前條第二項の規定による通達を受けた場合においては、更正又は決定があつた旨、更正又は決定に係る再評価額、再評価差額及び再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額並びに第七十七条第六項の規定により徴収すべき利子税額を、申告書を提出した者又は申告書を提出すべき者に通知する。この場合において、第六十五条第一項第一号の規定に該当すると認めるときは、その通知の書面に更正の理由を附記しなければならない。

(再評価額等の決定)

第六十六條 第四十七条の規定により申告書を提出すべき個人が申告書を提出しなかつた場合においては、納税地の所轄国税局長又は税務署長は、その調査により、再評価額、再評価差額及び再評価税額並びに、再評価が行われたものとみなされた資産が二以上ある場合においては、それぞれこれらの額の合計額を決定する。

(再評価額等の再更正)

第六十七條 国税局長又は税務署長は、前二條又はこの條の規定により再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額を更正又は決定した後その更正又は決定に係る再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額、再評価額又は再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額について、その再評価額には、前條の規定による決定に係る再評価額を含む。)の一に該当すると認めるときは、その調査により、再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額を更正する。

2

この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第九十一条に規定する納税管理人の申告をしていない場合においては、前項の通知に代えて、官報に掲載して公告をすることができ。この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

(再評価額の更正の期限)

第七十條 第四十五条又は第四十六条の規定による申告書についての第六十五条又は第六十七条の規定による再評価額又はその合計額の更正は、昭和二十六年十二月三十一日(その申告書の提出期限が昭和二十五年十二月三十一日後であるものについては、その提出期限から一年を経過した日)後においては、行うことができない。

追徴税額の徴収及び納付)

第七十一條 税務署長は、第五十一条、第五十三条又は第五十四条の規定により法人又は個人が納付すべき再評価税について第六十五条から第六十七条までの規定による再評価額若しくはその合計額又は免除される再評価税額、第五十三条又は第五十四条の規定による納期が第

六十九條の規定による通知をした日までに到来しているかどうかを問わず、その通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その追徴税額(その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。)を徴収する。

- 2 税務署長は、第五十二條の規定により法人が納付すべき再評価税について第六十五條から第六十七條までの規定によるその再評価税額若しくはその合計額又は免除される再評価税額の更正があつた場合においては、第六十九條の規定による通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その通知をした日を含む事業年度の前事業年度以前において譲渡又は贈与された資産についての再評価税に係る追徴税額を徴収する。この場合において、その通知をした日を含む事業年度の前事業年度までに譲渡又は贈与されない資産についての再評価税に係る追徴税額の納付については、第五十二條の規定による。
- 3 第二十四條第二項の規定は、前項の事業年度について準用する。

第八章 審査及び訴訟

- 3 第四十九條の規定は、審査の請求について準用する。
- 4 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

(審査の決定)

第七十三條 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者に通知しなければならない。

- 一 審査の請求が前條第一項の期間経過後にされたとき、又は同條第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定
- 二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定
- 三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、当該請求の目的となつた処分全部又は一部を取り消す決定

(審査の請求)

第七十二條 第六十九條の規定により再評価額、再評価差額、再評価税額若しくはこれらの額の合計額若しくは免除される再評価税額の更正若しくは決定の通知を受けた者がその通知を受けた再評価額、再評価差額、再評価税額若しくはこれらの額の合計額、利子税額若しくは免除される再評価税額に対して異議があるとき、又は第八十三條の規定により通知を受けた者がその通知を受けた過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額若しくは加重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、その通知をした税務署長を経由して、国税局長の処分に係る場合においては国税庁長官に、税務署長の処分に係る場合においては納税地の所轄国税局長に、審査の請求をすることができる。

- 2 審査の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長が相当の事由があると認めるときは、当該税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。
- 2 第六條第一項、第八條第一項、第十四條第一項又は第十六條の規定により行つた再評価については、前項第二号又は第三号の決定をする場合においては、国税庁長官は、全国資産再評価調査会に、国税局長は、地方資産再評価調査会に諮問しなければならない。
- 3 国税庁長官又は国税局長は、第八條第二項又は第九條第一項の規定により行われたものとみなされた再評価については、第一項第二号又は第三号の決定をする場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならぬ。
- 4 第六十九條第二項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。
- 5 第三項に規定する協議団に関し必要な事項は、政令で定める。

(訴訟法の不適用)

第七十四條 審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法(明治二十三年法律第五号)の規定は、適用しない。

第七十五條 審査の請求の目的となる処分の取消又は変更

を求める訴は、第七十三條第一項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。但し、審査の請求があつた日から三月を経過したとき、又は審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞があるときその他正当な事由があるときは、審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

2 前項に規定する訴は、同項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならぬ。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項に規定する訴が提起された場合には、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第五條第一項の適用については、當事者又は参加人となつた国税局長又は税務署長の所部の職員とみなす。

5 第一項但書の規定により訴が提起された場合において

第五十四條第一項の規定による納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

二 再評価税の納税義務者が第五十一條から第五十四條までの規定により納付すべき再評価税（第五十五條第二項の規定により修正申告書の提出後に第五十一條第一項若しくは第三項又は第五十三條第一項若しくは第二項に規定する納期限において納付すべき再評価税を含む。）をその納期限（第五十六條又は第五十八條の規定の適用がある場合においては、これらの規定に規定する納期限）内に完納しなかつた場合においては、その未納に係る再評価税額について、その納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

三 再評価税の納税義務者が第四十七條に規定する申告書の提出期限後に申告書を提出した場合においては、第五十四條の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

四 再評価税の納税義務者が第四十八條の規定により修正申告書を提出した場合においては、その修正に因り増加した再評価税額で第五十五條第一項（同條第二項

も、審査の請求がされているときは、当該請求に対して決定をすることを妨げない。

第七十六條 前條第一項に規定する訴においては、裁判所が相手方當事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたとときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方當事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方當事者は、前項の規定にかかわらず、隨時証拠の申出をすることができる。

第九章 再評価税の利子税額及び免除等（利子税額）

第七十七條 再評価税の納税義務者は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる再評価税額については、当該各号に掲げる期間に應じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一 相続人が第六十條第三項の規定による年賦延納の許可を受けた場合においては、同條第四項又は第五項の規定により指定された納期において納付すべき再評価税額について、第五十三條第二項若しくは第三項又は

において同條第一項の規定による場合を含む。以下この條において同じ。）の規定により納付すべきものについて、第五十一條から第五十四條までに規定する納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

2 前項の場合において、再評価税の納税義務者が同項各号に掲げる再評価税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる再評価税額は、同項各号に掲げる再評価税額からその納付した再評価税額を控除した税額による。

3 前二項の規定は、前二項の利子税額の計算の基礎となる再評価税額が千円未満であるときは適用しない。当該再評価税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

4 前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

5 第一項第一号の規定に該当する場合で相続人が第六十條第四項若しくは第五項の規定により指定された納期においてその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合、第一項第三号若しくは第四号の規定に該当する場合

で再評価税の納税義務者が第五十四條若しくは第五十五條第一項に規定する納期限までにその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合又は再評価税の納税義務者が第一項第二号の規定に該当する場合においては、税務署長は、国税徴収法第九條の規定により、その納付すべき利子税額を督促する。

6 税務署長は、第七十一條の規定による追徴税額を徴収する場合においては、第一項第三号又は第四号及び第二項から第四項までの規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。

7 再評価税の納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した再評価税額が第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第六十一條の規定により納付すべき再評価税額又は第七十一條の規定により徴収される再評価税額に達するまでは、その納付した再評価税額は、これらの規定により納付すべき再評価税額又は徴収される再評価税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

該届出がなく、且つ、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定による再評価税の納付がなかつた場合又は第五十六條第五項若しくは第五十八條第五項の規定による届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合において、税務署長は、その届出がなかつたこと、又はその納付を延期しようとする再評価税額が過大であることについて正当な事由がないと認める場合には、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定により納付すべき再評価税額又は過大であつた納付を延期しようとする再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少納付加算税額を徴収する。

2 第七十七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により過少納付加算税額を徴収する場合について準用する。

(無申告加算税額)
第八十條 左の各号の一に該当する場合においては、税務署長は、第一号及び第二号の場合にあつては第四十七條の規定による申告書の提出期限内に当該申告書の提出が

(過少申告加算税額)

第七十八條 第四十五條から第四十七條までの規定による申告書の提出期限内に当該申告書の提出があつた場合(提出期限後にその提出があつた場合であつて、提出期限内にその提出がなかつたことについて正当な事由があると認められる場合を含む。)又は第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項若しくは第八十八條第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、第六十五條若しくは第六十七條の規定による更正があつたとき、又は第四十八條の規定による修正申告書の提出があつたときは、税務署長は、その更正又は修正前の申告に係る再評価税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、その更正に係る第七十一條の規定による追徴税額又はその修正に因り増加した再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

2 前條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により過少申告加算税額を徴収する場合について準用する。

(過少納付加算税額)

第七十九條 第六十二條の規定による届出の期限までに当
なかつたことについて、且つ、第二号の場合にあつては更正又は修正前の申告に係る再評価税額に誤があつたことについて、又第三号及び第四号の場合にあつては第四十七條の規定による申告書の提出がなかつたことについて、正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる再評価税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

一 第四十七條に規定する申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合においては、第五十四條の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限の翌日から当該申告書の提出があつた日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において、第六十五條又は第六十七條の規定による更正があつたとき、又は前号の申告書に係る第四十八條第三項の規定による修正申告書の提出があつたときは、その更正に係る第七十

一條第一項の規定による追徴税額又はその修正に因り増加した再評価税額について、前号に規定する期間

三 第四十七條に規定する申告書の提出がなかつた場合において、第六十六條の規定による決定があつたときは、その決定に係る第七十一條第一項の規定による追徴税額について、当該申告書の提出期限の翌日からその決定に係る第六十九條の規定による通知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において、第六十七條の規定により更正があつたときは、その更正に係る第七十一條第一項の規定による追徴税額について、第四十七條に規定する申告書の提出期限の翌日からその更正に係る第六十九條の規定による通知をした日までの期間

2 第七十七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により無申告加算税額を徴収する場合について準用する。

(過少申告加算税額等の免除)

第八十一條 第四十七條に規定する申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合、第四十八條の規定による修正申告書の提出があつた場合、第六十二條の規定に

十七條まで、第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項若しくは第八十八條第二項の規定による申告書又は第四十八條の規定による修正申告書を提出したときは、税務署長は、第七十八條第一項の過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき追徴税額又は修正に因り増加した再評価税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2 第八十條第一項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、税務署長は、同項の無申告加算税額の外、当該無申告加算税額の計算の基礎となつた再評価税額又は追徴税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

一 第八十條第一項第一号の規定に該当する場合においては、再評価税の納税義務者が再評価税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十七條に規定する申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたこと。

よる届出の期限後に当該届出があつた場合又は第五十六條第六項(第五十八條第六項において準用する場合を含む。)の規定による修正の届出があつた場合において、その提出又は届出が、当該申告書若しくは修正申告書を提出し、又は当該届出をした者に係る国税局又は税務署の職員の調査に因り第六十五條から第六十七條までの規定による更正若しくは決定又は第六十四條の規定による督促があるべきことを予知してされたものでなかつたときは、税務署長は、当該修正申告書の提出、当該届出若しくは修正の届出に係る過少申告加算税額若しくは過少納付加算税額を徴収せず、又は当該申告書の提出に因り第五十四條の規定により納付すべき再評価税額若しくは修正に因り増加した再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

(重加算税額)

第八十二條 第七十八號第一項に該当する場合において、再評価税の納税義務者が再評価税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十五條から第四

二 第八十條第一項第二号の規定に該当する場合においては、再評価税の納税義務者が再評価税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十七條に規定する申告書の提出期限後に当該申告書を提出し、又は当該申告書に係る第四十八條第三項の規定による修正申告書を提出したこと。

三 第八十條第一項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、再評価税の納税義務者が再評価税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十七條に規定する申告書を提出しなかつたこと。

3 前二項の規定に該当する場合において、第四十七條の規定による申告書又は第四十八條の規定による修正申告書の提出について第八十一條に規定する事由があるときは、税務署長は、当該申告書の提出に因り第五十四條の規定により納付すべき再評価税額又はその修正に因り増加した再評価税額に百分の五十を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収しない。

4 第七十七條第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により重加算税額を徴収する場合について準用する。

(加算税額の通知)

第八十三條 税務署長は、第七十八條から第八十條まで又は前條の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額を決定したときは、その額を納税義務者に通知する。

2 第六十九條第二項の規定は、前項の通知について準用する。

(再評価積立金を取りくずした場合の再評価税の免除)

第八十四條 法人が再評価を行つた資産(当該法人が合併した資産を含む)で株式以外のものを譲渡し、若しくは贈与し、又は当該資産についてその帳簿価額の減額をした場合において、第四百四條の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした日を含む事業年度終了の日後到来する納期において納付すべき当該資産についての再評価税額(第五十六條の規定によりその納付が延期されている税額を含む)のうちから、その取り

くずした金額に百分の六を乗じて計算した金額に達するまでの税額の再評価税を順次免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する法人が再評価積立金を取りくずした日を含む事業年度終了の日から二月以内に、その免除される再評価税額(前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額)及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

3 第二十四條第二項の規定は、前二項の事業年度について準用する。

(法人の株式の譲渡等の場合の再評価税の免除)

第八十五條 法人が再評価を行つた株式を昭和二十九年十月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡した場合(第五十二條第二項の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む)において、その譲渡価額が当該株式の再評価税額に満たないときは、当該株式についての再評価税額のうち、その満たない金額(その譲渡価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においてはその満たない金額を控除した金額)に百分の六を乗

じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

2 法人が再評価を行つた株式について発行人の解散に因り残余財産の分配が数回にわたつてあつた場合においては、その分配が完了するまでは、前項の規定の適用については、第五十二條第二項の規定にかかわらず、当該株式について譲渡があつたものとみなさない。

3 法人が再評価を行つた株式の昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日における帳簿価額が当該株式の再評価税額に満たない場合においては、その満たない金額(その帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その満たない金額を控除した金額)に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

4 第一項及び前項の規定は、第一項又は前項の規定に該当する法人が、第五十二條に規定する納期限までに、その免除される再評価税額(第一項又は前項の規定に該当する株式が二以上ある場合においては、その合計額)及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所

轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

(個人の減価償却資産の譲渡損等の場合の再評価税の免除)

第八十六條 個人が再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合において、当該資産(当該資産について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く)の譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該資産の再評価税額から再評価日以後当該譲渡、贈与、相続又は遺贈のあつた日までの期間に應じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額に満たないときは、当該個人又はその相続人が第五十三條第二項の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額のうち、その満たない金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する個人又はその相続人が、第五十三條第二項各号に掲げる納期限までに、そ

の免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

（資力喪失の場合の再評価税の免除）

第八十七條 法人が再評価を行った資産又は個人が再評価を行った減価償却資産が災害に因り滅失したため、その滅失の当時当該資産を有していた再評価税の納税義務者が資力を喪失し、その滅失した時までまだ納期の到来していない当該資産についての再評価税額（第五十六條又は第五十八條の規定によりその納付が延期されている税額を含む。）の納付を困難とするに至つた場合においては、納税地の所轄税務署長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することができる。

2 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価を行ったものとみなされた資産が災害に因り滅失したため、当該資産を相続又は遺贈に因り取得した相続人が資力を喪失し、当該資産についての再評価税額の納付を困難とするに至つた場合においては、納税地の所轄税務署

所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除）

第八十八條 個人が再評価を行った減価償却資産について譲渡、贈与、相続若しくは遺贈があつた場合又は第八條第二項若しくは第九條第一項の規定により資産について再評価が行われたものとみなされた場合において、当該資産を再評価日において有していた個人について所得税法第十一條の三から第十二條までの規定により譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた日の属する年分の総所得金額から控除されるべき金額の合計額が当該総所得金額（再評価を行った減価償却資産について所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額がある場合においては、当該償却額から当該資産についての第五十九條第二項の規定する再評価前法定償却範囲額を控除した金額を加算した金額）をこえるときは、第五十三條第二項から第四項まで又は第五十四條の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、その合計額）のうち、そのこえる金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することができる。

3 前二項の規定による税額の免除を受けようとする者は、当該資産の滅失後最初に到来する第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第七十一條の規定による納期限までに、免除を受けようとする再評価税額及び大蔵省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、第一項又は第二項の規定により再評価税を免除した場合においてはその旨及び免除した税額を、免除しない場合においてはその旨を、免除を申請した者に通知する。

5 第六十九條第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

6 第三項の規定による申請書の提出があつた場合においては、税務署長は、第一項又は第二項の規定による免除が確定するまで、免除を申請した税額の再評価税の徴収を猶予することができる。

7 第六十條第七項の規定は、第二項の場合について準用する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する個人又はその相続人が、第五十三條第二項から第四項まで又は第五十四條の規定による納期限までに、その免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合において年の中途において譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合における再評価前法定償却範囲額は、第五十九條第二項の規定により計算した再評価前法定償却範囲額にその年一月から譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた日の属する月までの月数を乗じて十二で除して得た金額による。

4 第五十七條第三項の規定は、前項の月数の計算について準用する。

（端数計算の特例）

第八十九條 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の規定は、第四十五條から第四十八條まで、第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項又は前條第二項の規定により提出する申告書に記載

載すべき再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び免除される再評価税額の合計額について適用する。

(納税地)

第九十條 再評価税は、法人については法人税法第四十六條の三の規定による法人税の納税地を、個人については所得税法第二十九條第一項の規定に基く命令又は同法第六十五條の規定による所得税の納税地をその納税地とする。

(納税管理人)

第九十一條 再評価税の納税義務者が納税地に営業所若しくは事務所を有しない場合又は現住しない場合においては、この法律による申告書の提出、再評価税の納税その他再評価に関する一切の事項を処理させるため、納税地に営業所若しくは事務所を有する法人又は現住する個人のうちから納税管理人を定め、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。再評価税の納税義務者がこの法律施行地に営業所若しくは事務所を有しないこととなる場合又は現住しないこととなる場合及び納税管理人を変更することとなる場合においても同様とする。

第十章 資産再評価審議会及び資産再評価調査会

税局長に対し随時意見を述べることができる。

(組織)

第九十四條 資産再評価審議会は、大蔵大臣及び委員四十人以内で組織する。

2 全国資産再評価調査会は、国税庁長官及び委員四十人以内で組織する。

3 地方資産再評価調査会は、国税局長及び委員三十人以上で組織する。

(構成)

第九十五條 大蔵大臣、国税庁長官又は国税局長は、それぞれ資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の会長として会務を総理する。

2 資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員、学識又は経験のある者及び産業界を代表する者の中から、それぞれ大蔵大臣、国税庁長官又は国税局長が任命する。但し、産業界を代表する者の中から任命される委員の数は、それぞれ資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員の総数の二分の一未満でなければならない。

(設置)

第九十二條 この法律の円滑な運用を図り、資産の再評価を適正にするため、大蔵省に資産再評価審議会を、国税庁に全国資産再評価調査会を、国税局に地方資産再評価調査会を置く。

(権限)

第九十三條 資産再評価審議会は、第三十三條第二項(第三十四條第二項及び第三十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定により諮問される事項を調査審議する外、大蔵大臣の諮問に応じ、この法律の運用に関する重要な事項を調査審議する。

2 資産再評価審議会は、この法律の運用に関し大蔵大臣に対して随時意見を述べることができる。

3 全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会は、第七十三條第二項の規定により諮問される事項を調査審議する外、国税庁長官又は国税局長の諮問に応じ、第七章の規定による更正又は決定に関する重要な事項を調査審議する。

4 全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会は、国税局長又は税務署長の処分に関し、国税庁長官又は国

3 資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員は、非常勤とする。

(運営に関する規定)

第九十六條 前三條に定めるものの外、資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一章 再評価に関する経理

(総会の承認)

第九十七條 株式会社、有限会社その他の法人で法令、定款、規約又は規則においてその決算について総会その他これに準ずるものの承認を要する旨の定のあるものが再評価を行った場合においては、第四十五條の規定により申告書を提出する時までに、当該再評価及びその再評価額又はその合計額について総会その他これに準ずるものの承認を受けなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十四條(同法第四百五十八條第二項、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六條第一項及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定による承認について

準用する。

(商法第三十四條及び第二百八十五條の特例)

第九十八條 法人又は個人がその再評価を行った資産について再評価日現在においてその再評価額を財産目録に附する場合においては、商法第三十四條及び第二百八十五條(同法第四百五十八條第二項、有限会社法第四十六條第一項及び保険業法第六十七條において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定は、適用しない。

2 法人又は個人が再評価を行った固定財産の再評価額が当該法人又は個人の当該財産についての商法第三十四條第二項又は第二百八十五條に規定する取得価額又は製作価額をこえる場合においては、当該財産についてのこれらの規定の適用については、当該財産の再評価額を取得価額又は製作価額とみなす。

(再評価差額についての商法等の特例)

第九十九條 法人の再評価差額は、商法、銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五年法律第四十号)その他の法令における利益の処分に関する規定の適用については、利益とみなす。

(仮勘定を設けている場合の経理)

1 上した場合においては、その計上した金額を加算した金額(額)を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならぬ。

3 前二項の規定により仮勘定として経理した金額は、企業再整備法第二十六條の規定の適用については、同法第二十四條又は第二十五條の規定により仮勘定として経理した金額とみなす。

(再評価差額による損失のてん補)

第一百條 再評価を行った法人は、当該再評価に係る再評価差額をもつて、再評価日を含む事業年度(特別経理会社において企業再整備法第四十條の二第二項に規定する事業年度が再評価日を含むものである場合においては、当該事業年度)開始の日における損失(同日において法人税法第十六條に規定する積立金額(企業再整備法第三十四條の四第一項の規定により留保し、又は同條第四項の規定により積み立てた積立金を除く。))がある場合においては、その損失の金額から当該積立金額を控除した金額に相当する金額の損失)をてん補することができる。

2 再評価を行った第二会社で企業再整備法第三十四條

第一百條 企業再整備法の規定による仮勘定を設けている会社がその決定整備計画において定めた同法第六條第一項第七号から第九号までに掲げる資産で政令で定めるものについて再評価を行った場合においては、当該会社は、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額を控除した金額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

2 企業再整備法の規定による仮勘定を設けている会社がその有する株式、賠償指定施設又は政令で定める資産で同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額があるものについて再評価を行った場合においては、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額(株式については、第四十一條第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額)を控除した金額のうち同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額に相当する金額(同法第二十五條の規定により当該資産について、特別損失の減少額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した場合においては、その計上した金額を控除した金額、特別損失の増加額を仮勘定として貸借対照表の資産の部に計

の八第一項の規定により第二会社特別勘定を設けているものは、当該再評価に係る再評価差額をもつて、再評価日を含む事業年度開始の日における第二会社特別勘定(同法第三十四條の四第四項の規定により積み立てた積立金以外の法人税法第十六條に規定する積立金額がある場合においては、当該積立金額を控除した金額に相当する金額の第二会社特別勘定)を償却しなければならない。

3 前二項の場合において、再評価差額をもつて損失をてん補し、又は第二会社特別勘定を償却したときは、当該法人は、政令で定めるところにより、貸借対照表においてその事実を明らかにしなければならない。

(再評価積立金)

第一百條 再評価を行った法人(再評価日において清算中の法人を除く。)は、当該再評価に係る再評価差額から前條の規定により損失のてん補又は第二会社特別勘定の償却に充てた金額を控除した残額を再評価積立金として積み立てなければならない。

(再評価税納付の場合の再評価積立金の取らずし)

第一百條 法人が再評価税を納付した場合には、当

該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その納付した日において、その納付した税額に相当する金額の再評価積立金を取りすぎなければならぬ。

(株式以外の資産の譲渡等の場合の再評価積立金の取直し)

第四百四條 法人が再評価を行った資産(当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人の再評価を行った資産を含む。以下この條において同じ。)で株式以外のものをその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡し、又は贈与した場合において、当該資産の譲渡価額又は贈与した時における価額(その譲渡価額又は贈与した時における価額が再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に満たない場合においては、その帳簿価額)がその譲渡し、又は贈与した時における当該資産の帳簿価額に満たないときは、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その譲渡し、又は贈与した日において、その満たない金額に相当する金額の再評価積立金を取りすぎなければならぬ。

- 2 法人が再評価を行った資産で株式以外のものについてその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その減額をした日において、その帳簿価額の減少額(減額をした後の帳簿価額が再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に満たない場合においては、その減少額からその満たない金額)を控除した金額)に相当する金額の再評価積立金を取りすぎなければならぬ。
- 3 前二項の規定は企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が再評価を行った資産で当該資産について第四百四條第一項の規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上された金額があるものについては適用しない。
- 4 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第二項の事業年度について準用する。

(株式の譲渡等の場合の再評価積立金の取直し)

第四百五條 法人が再評価を行った株式をその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日ま

で譲渡し、又は贈与した場合(第五十二條第二項の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。)において、当該株式の譲渡価額又は贈与した時における価額(その譲渡価額又は贈与した時における価額が第四百四條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その帳簿価額)がその譲渡し、又は贈与した時における当該株式の帳簿価額(その帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合においては、その再評価額)に満たないときは、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その譲渡し、又は贈与した日において、その満たない金額に相当する金額の再評価積立金を取りすぎなければならぬ。

2 第八十五條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 法人が再評価を行った株式についてその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その減額をした日において、その帳簿価額の減

- 少額(減額をした後の帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その減少額からその満たない金額を控除した金額)とし、減額をする直前における帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合においては、その減少額からそのこえる金額を控除した金額とする。)に相当する金額の再評価積立金を取りすぎなければならぬ。
- 4 前項の規定は、第二十二條第二項の規定により株式の再評価額が改められる場合におけるその帳簿価額の減額については適用しない。
- 5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

(株式の譲渡等の場合の再評価積立金の組入れ等)

第四百六條 法人が再評価を行った株式について帳簿価額の減額をし、前條第三項の規定により再評価積立金を取りすぎした後、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに当該株式を譲渡した場合(第五十二條第二項前段の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。)において、その譲渡価額がその譲渡した

時における当該株式の帳簿価額(その帳簿価額が第四十
 一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直
 前における帳簿価額に満たない場合においては、その再
 評価日の直前における帳簿価額)をこえるときは、当該
 法人は、その譲渡した日において、そのこえる金額(そ
 の譲渡価額が当該株式の再評価額をこえる場合において
 は、そのこえる金額を控除した金額)に相当する金額を
 再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み
 立てなければならない。

2 法人が再評価を行った株式について帳簿価額の減額を
 し、前條第三号の規定により再評価積立金を取りくずし
 た後、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了
 の日までに当該株式について帳簿価額の増額をした場合
 においては、当該法人は、その増額をした日においてそ
 の増額(増額をする直前における帳簿価額が第四十一
 條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前
 における帳簿価額に満たない場合においては、その増加額
 からその満たない金額を控除した金額とし、増額をした
 後における帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合
 においては、その増加額からそのこえる金額を控除した金

額とする。)に相当する金額を再評価積立金に組み入
 れ、又は再評価積立金として積み立てなければならない
 。

3 第二十四條第二項の規定は、前二項の事業年度につ
 いて準用する。

(再評価積立金の取くずしの禁止)

第七條 法人の再評価積立金は、左の各号に掲げる場合
 を除く外、取りくずすことができない。

一 第三百三條から第三百五條までの規定により取りくずす
 場合

二 第九條の規定により資本に組み入れる場合

三 損失をてん補する場合。但し、損失をてん補する日
 において法人税法第十六條に規定する積立金額(企業
 再建整備法第三十四條の四第一項の規定により留保
 し、又は同條第四項の規定により積み立てた積立金を
 除く)がある場合においては、その損失の金額から
 当該積立金額を控除した金額に相当する金額の損失を
 てん補する場合に限る。

2 当該法人が解散した場合
 第四百一十一條第三項の規定は、前項第三項の規定により再

評価積立金をもつて損失をてん補した場合について準用
 する。

(合併の場合の再評価積立金の承継)

第八條 再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上し
 ている法人が合併に依り消滅した場合においては、合併
 法人は、合併の直前における当該被合併法人の再評価積
 立金の額に相当する金額を再評価積立金として積み立
 て、又は当該合併法人の再評価積立金に組み入れなけれ
 ばならない。

(再評価積立金の資本への組入れ)

第九條 法人は、昭和二十八年一月一日以後において
 は、同日における再評価積立金の額の四分の三に相当す
 る金額(当該法人がその納付すべき再評価税を完納した
 後においては、その再評価積立金の全額)の範囲内にお
 いて、再評価積立金を資本に組み入れることができる。

2 前項の規定による再評価積立金の資本への組入れに関
 しては、別に法律で定める。

(更正の場合の経理)

第十條 法人が第六十九條の規定により再評価額若しく
 は再評価差額又はこれらの額の合計額の更正の通知を受

けた場合においては、当該法人は、その通知を受けた日
 において、その更正に係る資産について、その更正に係
 る再評価額の減少額に相当する金額の帳簿価額の減額を
 し、更正に係る再評価差額又はその合計額の増加額又は
 減少額に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、若し
 くは再評価積立金として積み立て、又は再評価積立金を
 貸借対照表の負債の部に計上している間は、当該金額の
 再評価積立金を取りくずさなければならない。

2 法人が第六十九條の規定により第八十四條第二項又は
 第八十五條第四項の規定による申告書に係る更正の通知
 を受けた場合において、第四百四條又は第四百五條の規定に
 より取りくずした再評価積立金の金額が過大であつたと
 きは、当該法人は、その過大であつた金額に相当する金
 額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として
 積み立てなければならない。

(金融機関再建整備法の特例)

第十一條 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を
 設けている金融機関が再評価を行った場合において、当
 該再評価に係る再評価差額に相当する金額の同法第三十
 七條第一項第一号に掲げる資産の増価益については、同

條の規定は、適用しない。

2 前項に規定する金融機関が再評価を行った資産を譲渡し、又は当該資産についてその帳簿価額の減額をした場合において、第四百四條又は第四百五條の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額に相当する金額の金融機関再整備法第三十七條第一項第四号に掲げる資産の処分損又は減価損については、同條の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する金融機関が再評価を行った株式を譲渡し、又は当該株式について帳簿価額の増額をした場合において、第四百六條の規定により再評価積立金に組み入れた金額があるときは、その組み入れた金額に相当する金額の金融機関再整備法第三十七條第一項第一号に掲げる資産の処分益又は増価益については、同條の規定は、適用しない。

(社債の発行限度の特例)

第百十二條 再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している会社についての商法第二百九十七條(同法第四百五十八條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、第四十五條の規定によ

る申告書を提出した後においては、再評価日以後一年間は再評価積立金の額の四分の一、再評価日から一年を経過した日以後一年間は再評価積立金の額の四分之二、再評価日から二年を経過した日以後は再評価積立金の額の四分の三に相当する金額を同法第二百九十七條の資本の総額に算入する。
2 特別の法令において社債の発行限度についての規定がある場合において、その発行限度が前項の規定を適用した場合における商法第二百九十七條第一項の規定による発行限度に満たないときは、当該法令の規定にかかわらず、前項の規定を適用した場合における同法第二百九十七條の規定による発行限度をもつてその社債を発行限度とする。
3 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)に規定する地方鉄道会社及び軌道法(大正十年法律第七十六号)に規定する軌道会社については、前項の規定による社債の発行限度は、社債の額と鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)又は軌道の抵当に関する法律(明治四十二年法律第二十八号)による債務の額との合計額の限度とする。

4 第二項の規定は、特別の法律により法人の発行する債務について準用する。

5 第一項から第三項までの規定の適用を受けて社債を発行する場合における社債申込証には、第一項の規定により資本の総額に算入される再評価積立金の額を記載しなければならぬ。

(会社利益配当等臨時措置法の特例)

第百十三條 会社が再評価を行った資産を譲渡し、若しくは贈与し、又は当該資産について帳簿価額の減額をした場合において、第四百四條又は第四百五條の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額は、会社利益配当等臨時措置法(昭和二十二年法律第九十号)第二條第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる当該事業年度の総損金に算入しない。

(非課税法人及び外国法人に対する特例)

第百十四條 この章の規定(第九十八條中商法第三十四條に係る部分を除く。)は、再評価を行った法人で第三十九條の規定により再評価税を課せられないもの及びこの法律の施行地にある資産について再評価を行った法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しないも

のについては適用しない。

第十二章 再評価を行った者の所得の計算

(再評価差額についての法人の所得計算の特例)

第百十五條 法人の再評価差額は、当該法人の再評価日を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上益金に算入しない。

(再評価積立金についての積立金額計算の特例)

第百十六條 法人の再評価積立金の額は、法人税法の規定による各事業年度の積立金の計算上同法第十六條に規定する積立金額に算入しない。

(再評価積立金の承継の場合の合併法人の所得計算の特例)

第百十七條 合併法人が第百八條の規定により再評価積立金として積み立て、又は再評価積立金に組み入れた金額は、法人税法の規定による所得の計算上当該合併法人の合併に因り生じた益金に算入しない。

(再評価積立金の取くずし又は組入れの場合の法人の所得計算の特例)

第百十八條 法人が再評価を行った資産を譲渡し、若しくは贈与し、又は当該資産について帳簿価額の減額をした

場合において、第百四條又は第百五條の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額は、その取りくずした日を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上損金に算入しない。

2 法人が再評価を行った株式を譲渡し、又は当該株式について帳簿価額の増額をした場合において、第百六條の規定により再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てた金額があるときは、その組み入れ、又は積み立てた金額は、その組み入れ、又は積み立てた日を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上益金に算入しない。

(再評価積立金の資本組入れについての配当所得計算の特例)

第百十九條 法人が第百九條の規定により再評価積立金を資本に組み入れた場合においては、その組み入れた金額に相当する金額は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上利益の配当又は剰余金の分配の金額としな

い。

(再評価税についての所得計算の特例)

第百二十條 法人が各事業年度において納付した、若しくは

第百二十二條 当該職員は、この法律の施行に關し必要がある

あると認めるときは、左の各号に掲げる者から報告を徴

し、若しくは左の各号に掲げる者に質問し、又は第一号

から第三号までに掲げる者の営業所若しくは事務所に立

ち入り、その資産若しくはその資産に關する帳簿書類を

検査することができる。

一 再評価税の納税義務者又は再評価税の納税義務者が

あると認められる者

二 再評価を行った第三十九條各号に掲げる法人

三 前二号に掲げる者から再評価を行った資産若しくは

再評価が行われたものとみなされた資産の譲渡、贈与

若しくは遺贈を受けた者若しくは受けたと認められる

者又は当該資産を前二号に掲げる者に譲渡し、若しくは

は贈与した者若しくは譲渡し、若しくは贈与したと認

められる者又は当該資産を現に所有し、若しくは占有

する者若しくは所有し、若しくは占有すると認められ

る者

四 再評価を行った株式又は再評価が行われたものとみ

なされた株式の発行法人

2 当該職員は、前項の規定により質問し、又は立入検査

資産再評価法 (一一〇)

は納付すべき再評価税又は個人が各年において納付した、若しくは納付すべき再評価税は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入しない。

(再評価資産についての償却額の計算)

第百二十一條 法人又は個人が再評価を行った減価償却資産については、当該資産についての再評価日以後においては、その再評価額(第六十五條又は第六十七條の規定による再評価額の更正があつた場合においては、その更正後の再評価額。以下この條において同じ。)に基いて法人税法又は所得税法の規定により計算した償却額を法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入する。

2 前項の規定は、有形減価償却資産については、同項の規定により法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される償却額の累計額が当該資産の再評価額の百分の九十に相当する金額に達するまで適用する。

第十三章 雑則

(報告の徴取、質問及び立入検査)

する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、これを關係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(この法律の施行地)

第百二十三條 この法律は、本州、北海道、四国、九州及び政令で定めるその附屬の島に施行する。

第十四章 罰則

第百二十四條 詐偽その他不正の行為により再評価税を免れ、又は再評価税の免除を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた再評価税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえ、その免れた再評価税額に相当する金額以下とすることができる。

第百二十五條 第四十五條又は第四十六條に規定する申告書に第三章に規定する限度額をこえた再評価額を記載して提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百二十六條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の

懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二百二條の規定に違反した者
- 二 第二百三條から第二百五條までの規定に違反した者
- 三 第二百七條の規定に違反した者
- 四 第二百八條の規定に違反した者
- 五 第二百十條の規定に違反した者
- 六 第二百二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二百二十二條第一項の規定による質問に答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
- 八 第二百二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 九 第二百二十二條第一項の規定による検査に際し虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者

第二百二十七條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因りその刑を免除することができ。

- 一 正当な事由がなくて第四十五條第四項(同條第五項において準ずる場合を含む。)若しくは第四十六條第四項(同條第五項において準ずる場合を含む。)にお

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、別に定める場合を除く外、昭和二十五年一月一日から適用する。
- 2 法人が基準日後この法律施行前に合併に因り消滅した場合において、合併法人が当該合併に因り取得した資産で基準日において被合併法人が有していたものは、当該合併法人が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。この場合において、第十三條第一項本文中「基準日」とあるのは「合併の日」と読み替へるものとする。
- 3 個人が基準日において有していた減価償却資産(基準日後当該個人がその事業の用に供したため減価償却資産に該当することとなつた資産を含む。)について基準日後昭和二十五年三月三十一日以前に贈与があつた場合においては、当該資産は、受贈者が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。この場合において、第十三條第二項中「基準日」及び同條第三項中「当該資産をその事業の用に供した日」とあるのは、「贈与があつた日」と読み替へるものとする。
- 4 第八條第二項及び第九條第一項の規定は、基準日後昭

- いて準用する第四十五條第四項の規定による明細書の写又は同條第七項の規定による申告書並びに書類及びその写を提出しなかつた者
- 二 正当な事由がなくて第四十七條の規定による申告書を提出しなかつた者
- 三 第六十二條の規定による届出をしなかつた者

第二百二十八條 再評價税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に関して知つた秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二百二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は資産に関して第二百二十四條から第二百二十七條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第三十條 第二百二十四條第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

和二十五年三月三十一日以前に贈与、相続又は遺贈があつた場合には適用しない。この場合において、受贈者、相続人又は受遺者が当該贈与、相続又は遺贈に因り取得した資産で基準日において贈与者、被相続人又は遺贈者が有していたものは、当該受贈者、相続人又は受遺者が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。

第五十六條第四項の規定は、再評価日を含む事業年度開始の日が昭和二十五年一月一日前である法人が当該事業年度終了の日から二月以内(第四十五條第三項の規定の適用を受ける場合においては、昭和二十五年七月三十一日まで)に納付すべき再評價税の納付を延期する場合には適用しない。

基準日現在において再評価を行おうとする法人で基準日を含む事業年度の決算についての定時総会を他の法令、定款、規約又は規則の定により昭和二十五年七月三十一日前に招集しなければならぬものは、この法律施行前にまだ当該総会を招集してない場合においては、他の法令、定款、規約又は規則の定にかかわらず、同日までその招集を延期することができる。但し、第四十五

條第三項の規定による届出をしなかつた場合において
は、この限りでない。

- 7 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度（法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二十一條の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。以下同じ。）がこの法律施行前に終了し、当該事業年度に係る旧法人税法第十八條から第二十二條までの規定による申告書又は同法第二十三條の規定による申告書を第四十五條の規定による申告書の提出前に提出したものは、再評価に因り過大となつた当該事業年度に係る法人税法の規定による所得又は旧法人税法第十四條の規定による清算所得について、同法第十八條から第二十三條までの規定による申告書に記載した事項に係る修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができ。

- 8 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行前に終了し、当該事業年度分について旧法人税法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定を受けたものは、その更正又は決定に係る同法の規定

による所得又は清算所得で再評価に因り過大となつたものについて、修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができ。

- 9 前二項の規定による修正申告書は、旧法人税法第二十五條第一項の規定による修正申告書とみなす。
- 10 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十一日前に終了するもの法人税法の一部を改正する法律の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第十八條から第二十一條までの規定による当該事業年度分の申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同年七月三十一日までとする。

- 11 再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十一日前に終了するものが当該事業年度分の新法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書をこれらの規定に規定する提出期限内に提出しなかつた場合においては、当該法人は、その提出期限の翌日から同年七月三十一日までの間において当該申告書に記載すべき法人税額を納付した日（同年七月三十一日までに当該法人税額を納付しなかつたとき

は、同日）までの期間に應じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税に属する利子税額を当該法人税額とあわせて納付しなければならぬ。

- 12 新法人税法第二十四條第二項から第七項までの規定は、前項の利子税額について準用する。
- 13 昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人の再評価差額からその納付すべき再評価税額を控除した金額は、旧法人税法第十四條の規定による清算所得の計算については、当該法人の残余財産の価額から控除する。
- 14 第四十六條又は第四十七條の規定により相続人が昭和二十五年八月三十一日までに申告書を提出しなければならぬ場合においては、当該相続人が所得税法第二十九條第一項又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七條第一項若しくは附則第十八項の規定により提出する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。

別表第一

有形減価償却資産及び非事業

(一)

耐用年数 取得の時期	5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年
明治33年以前							0.16	0.41
明治34年						0.10	0.21	0.43
明治35年						0.12	0.25	0.42
明治36年						0.16	0.28	0.80
明治37年						0.19	0.34	0.76
明治38年						0.21	0.35	0.71
明治39年						0.27	0.34	1.0
明治40年						0.32	0.32	0.96
明治41年						0.33	0.33	1.3
明治42年						0.34	0.69	1.3
明治43年						0.34	0.69	1.7
明治44年					0.10	0.66	0.99	1.9
明治45年 大正元年					0.12	0.62	0.94	2.2
大正2年					0.15	0.94	1.2	2.5
大正3年					0.23	0.98	1.6	2.9
大正4年					0.29	1.2	1.9	3.5
大正5年					0.26	1.3	1.8	3.2
大正6年					0.21	1.2	1.7	2.9
大正7年					0.16	1.1	1.4	2.6
大正8年					0.26	1.0	1.4	2.3
大正9年				0.10	0.24	1.0	1.4	2.5
大正10年				0.15	0.47	1.7	2.3	3.7
大正11年				0.16	0.64	2.0	2.7	4.3

資産再評価法 (110)

用家屋についての再評価倍数表

20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年	耐用年数 取得の時期
0.83	3.7	8.3	14	22	31	41	59	99	明治33年以前
1.2	4.3	9.5	16	25	34	44	64	106	明治34年
1.2	4.7	10	17	26	35	46	65	108	明治35年
1.2	4.8	10	17	26	35	45	64	105	明治36年
1.5	5.3	10	18	26	35	45	63	103	明治37年
1.7	5.3	10	17	26	34	44	61	98	明治38年
1.7	5.5	11	18	27	35	45	62	98	明治39年
1.9	5.7	11	18	26	35	44	60	94	明治40年
2.3	6.6	13	20	29	38	47	65	100	明治41年
2.7	7.6	14	22	32	42	52	70	108	明治42年
3.1	8.2	15	24	33	43	54	72	110	明治43年
3.3	8.9	16	24	34	44	54	72	109	明治44年
3.7	9.1	16	25	34	44	54	71	106	明治45年 大正元年
4.0	10	17	26	36	46	56	74	109	大正2年
4.9	11	20	29	40	51	62	81	117	大正3年
5.5	12	21	31	42	53	64	83	119	大正4年
5.1	11	19	27	37	46	55	71	101	大正5年
4.4	10	16	23	31	39	46	59	83	大正6年
3.9	8.3	13	19	25	31	37	46	65	大正7年
3.5	7.5	12	17	22	27	31	39	51	大正8年
3.7	7.5	11	16	21	25	30	37	51	大正9年
5.3	10	16	22	29	35	41	50	68	大正10年
6.2	12	18	25	31	37	43	54	72	大正11年

資産再評価法 (110)

(二)

耐用年数 取得の時期	耐用年数								
	5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年	
大正12年				0.15	0.78	2.3	3.1	4.8	
大正13年				0.30	0.91	2.7	3.4	5.3	
大正14年			0.10	0.46	1.0	3.2	4.2	6.2	
大正15年 昭和元年			0.15	0.52	1.5	4.3	5.4	8.0	
昭和2年			0.18	0.73	2.0	5.3	6.6	9.6	
昭和3年			0.18	1.1	2.5	6.2	7.5	10	
昭和4年			0.37	1.3	3.2	7.3	9.0	12	
昭和5年		0.10	0.68	2.0	4.8	10	12	17	
昭和6年		0.13	1.0	3.2	6.7	14	17	23	
昭和7年		0.19	1.2	3.6	7.5	15	18	24	
昭和8年		0.21	1.4	4.0	7.9	15	18	24	
昭和9年	0.10	0.20	1.8	5.0	9.4	18	20	27	
昭和10年	0.18	0.40	2.6	6.3	11	20	23	29	
昭和11年	0.19	0.78	3.3	7.6	13	22	26	32	
昭和12年	0.32	0.96	3.7	7.9	13	21	24	30	
昭和13年	0.45	1.3	4.7	9.4	15	24	27	32	
昭和14年	0.83	1.9	5.8	10	16	25	28	33	
昭和15年	1.1	2.5	6.9	12	17	26	29	34	
昭和16年	1.7	3.5	8.6	14	20	29	31	36	
昭和17年	2.6	4.8	10	16	22	31	33	38	
昭和18年	3.8	6.6	13	19	25	33	36	40	
昭和19年	5.5	8.6	15	21	27	34	36	40	
昭和 20年	1月—3月	7.9	11	18	24	30	36	38	41
	4月—6月	7.2	10	16	21	25	31	32	35
	7月—9月	7.4	10	16	20	24	29	31	33
	10月—12月	5.9	8.1	12	15	18	21	22	24

耐用年数 取得の時期	耐用年数									
	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年	
大正12年	6.7	12	19	26	33	39	45	55	72	
大正13年	7.4	13	20	27	33	39	45	55	72	
大正14年	8.5	15	22	29	36	42	49	58	76	
大正15年 昭和元年	10	19	27	35	43	51	57	69	88	
昭和2年	12	21	31	40	48	56	63	75	95	
昭和3年	14	24	33	42	51	59	66	78	98	
昭和4年	16	27	37	46	56	64	71	83	103	
昭和5年	22	36	49	60	72	81	91	105	129	
昭和6年	30	46	62	77	90	102	112	129	158	
昭和7年	30	46	61	74	86	96	106	121	146	
昭和8年	29	44	57	69	79	89	97	110	131	
昭和9年	32	47	60	72	83	91	100	112	132	
昭和10年	35	51	64	75	85	94	102	113	133	
昭和11年	38	53	66	77	87	95	102	113	131	
昭和12年	35	48	59	68	76	82	88	97	111	
昭和13年	38	50	60	69	76	82	87	95	108	
昭和14年	38	50	59	66	73	78	83	90	101	
昭和15年	38	49	57	63	69	74	77	83	93	
昭和16年	40	50	57	63	68	72	76	81	89	
昭和17年	42	50	57	62	66	70	73	77	84	
昭和18年	44	52	57	62	66	69	71	75	81	
昭和19年	43	50	55	58	61	64	66	69	73	
昭和 20年	1月—3月	44	49	53	56	59	61	62	65	68
	4月—6月	37	41	44	47	49	50	51	53	56
	7月—9月	35	39	41	44	45	47	48	49	52
	10月—12月	25	28	30	31	32	33	34	35	37

(a)

取得の時期	耐用年数								
	5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年	
昭和21年	1月—2月	3.9	5.2	7.7	9.7	11	13	13	14
	3月	2.9	3.8	5.6	7.0	8.1	9.4	9.8	10
	4月—6月	2.2	3.0	4.3	5.4	6.2	7.2	7.5	7.9
	7月—9月	2.1	2.8	4.0	4.9	5.6	6.4	6.6	7.0
昭和22年	10月—12月	2.1	2.7	3.7	4.4	5.0	5.7	5.9	6.2
	1月—3月	2.1	2.6	3.5	4.2	4.7	5.3	5.4	5.7
	4月—6月	1.7	2.2	2.8	3.3	3.7	4.1	4.2	4.4
	7月—9月	1.1	1.3	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4	2.5
昭和23年	10月—12月	0.9	1.0	1.3	1.5	1.6	1.8	1.8	1.9
	1月—3月	0.93	1.0	1.3	1.4	1.6	1.7	1.7	1.8
	4月—6月	1.0	1.1	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8
	7月—9月	0.65	0.73	0.85	0.92	0.98	1.0	1.0	1.0
昭和24年	10月—12月	0.62	0.68	0.77	0.83	0.87	0.91	0.92	0.94
		0.66	0.72	0.79	0.84	0.87	0.90	0.91	0.93

上記の表に該当する耐用年数がない資産についての倍数は、その取得

$(1 - \text{償却率})^n \times \text{取得の時期に応ずる別表第二の倍数}$

上記の算式において、

「償却率」とは、

- 1 昭和19年以前に取得した資産については、その耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、
- 2 昭和20年以降に取得した資産については、その耐用年数を4倍した耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をい

「n」とは、

- 1 昭和19年以前に取得した資産については、その取得の年から昭和24年までの経過年数をいい、
- 2 昭和20年以降に取得した資産については、その取得の月から昭和24年12月までの経過月数を3で除した数(端数があるときは、これを切り上げる。)をいう。

耐用年数									取得の時期	
20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年		
15	17	18	18	19	20	20	21	21	1月—2月	昭和21年
10	11	12	13	13	14	14	14	15	3月	
8.3	9.0	9.6	10	10	10	10	11	11	4月—6月	
7.3	7.9	8.4	8.7	9.0	9.2	9.3	9.6	9.9	7月—9月	
6.5	6.9	7.3	7.6	7.8	8.0	8.1	8.3	8.6	10月—12月	昭和22年
5.9	6.3	6.6	6.9	7.0	7.2	7.3	7.5	7.7	1月—3月	
4.6	4.9	5.1	5.2	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	4月—6月	
2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.2	7月—9月	
1.9	2.0	2.1	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	10月—12月	昭和23年
1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.2	1月—3月	
1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	4月—6月	
1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	7月—9月	
0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	10月—12月	昭和24年
0.94	0.96	0.98	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		

の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数による。

昭和24年までの経過年数をいい、
昭和24年12月までの経過月数を3で除した数(端数があるときは、こ

別表第三 無形減価償却資産についての再評価倍数表

種類	取得の時期				
	試験研究費	実用新案権及び意匠権	特許権、営業権及び商標権	水利権	
昭和6年					13
昭和7年					24
昭和8年					32
昭和9年					41
昭和10年					51
昭和11年				14	58
昭和12年				22	56
昭和13年				31	61
昭和14年				37	62
昭和15年				42	61
昭和16年			11	46	63
昭和17年			21	50	63
昭和18年			29	53	64
昭和19年		12	35	52	61
昭和20年	1月—3月		23	39	53
	4月—6月	3.2	21	33	44
	7月—9月	5.9	21	32	41
	10月—12月	6.2	16	24	30
昭和21年	1月—2月	4.9	10	14	18
	3月	3.4	7.8	10	12
	4月—6月	3.2	6.0	8.0	9.7
	7月—9月	3.3	5.5	7.1	8.4
	10月—12月	3.3	5.1	6.4	7.4
昭和22年	1月—3月	3.3	4.8	5.9	6.7
	4月—6月	2.8	3.8	4.6	5.2
	7月—9月	1.7	2.2	2.6	2.9
	10月—12月	1.4	1.7	1.9	2.1
昭和23年	1月—3月	1.4	1.6	1.8	2.0
	4月—6月	1.4	1.7	1.8	2.0
	7月—9月	0.91	1.0	1.1	1.1
	10月—12月	0.83	0.91	0.97	1.0
昭和24年	0.84	0.90	0.95	0.99	1.0

資産再評価法 (110)

六二三

別表第二 鉱業用減価償却資産及びその他の事業用資産(法人)についての再評価倍数表

取得の時期	倍数	取得の時期	倍数	取得の時期	倍数	
明治33年以前	415	大正11年	160	昭和19年	87	
明治34年	432	大正12年	157	昭和20年	1月—3月	79
明治35年	428	大正13年	152		4月—6月	64
明治36年	402	大正14年	155		7月—9月	59
明治37年	383	大正15年	175		10月—12月	41
明治38年	356	昭和2年	184	昭和21年	1月—2月	24
明治39年	346	昭和3年	183		3月	17
明治40年	321	昭和4年	188		4月—6月	12
明治41年	333	昭和5年	229		7月—9月	11
明治42年	349	昭和6年	271	昭和22年	10月—12月	9.5
明治43年	345	昭和7年	244		1月—3月	8.4
明治44年	332	昭和8年	213		4月—6月	6.3
明治45年	314	昭和9年	209		7月—9月	3.5
大正2年	313	昭和10年	204	昭和23年	10月—12月	2.5
大正3年	328	昭和11年	196		1月—3月	2.3
大正4年	324	昭和12年	161		4月—6月	2.2
大正5年	268	昭和13年	153		7月—9月	1.3
大正6年	213	昭和14年	138	昭和24年	10月—12月	1.1
大正7年	162	昭和15年	123		1.0	
大正8年	133	昭和16年	115			
大正9年	121	昭和17年	106			
大正10年	156	昭和18年	99			

資産再評価法 (110)

六二三

別表第五 土地及び土地の上に存する権利の再評価倍数表

取得の時期	倍数	取得の時期	倍数	取得の時期	倍数
明治33年以前	108	大正 11 年	37	昭 和 19 年	28
明 治 34 年	112	大正 12 年	38	昭 和 20 年	1月—3月 25
明 治 35 年	111	大正 13 年	39		4月—6月 23
明 治 36 年	104	大正 14 年	38		7月—9月 21
明 治 37 年	99	大正 15 年 昭和 元 年	38		10月—12月 19
明 治 38 年	92	昭 和 2 年	39	昭 和 21 年	1月—2月 17
明 治 39 年	90	昭 和 3 年	40		3 月 15
明 治 40 年	83	昭 和 4 年	42		4月—6月 13
明 治 41 年	86	昭 和 5 年	46		7月—9月 10
明 治 42 年	90	昭 和 6 年	53	10月—12月 7.6	
明 治 43 年	89	昭 和 7 年	56	昭 和 22 年	1月—3月 5.7
明 治 44 年	86	昭 和 8 年	56		4月—6月 4.6
明 治 45 年 大正 元 年	81	昭 和 9 年	54		7月—9月 3.8
大正 2 年	81	昭 和 10 年	53		10月—12月 2.8
大正 3 年	87	昭 和 11 年	50	昭 和 23 年	1月—3月 2.1
大正 4 年	94	昭 和 12 年	48		4月—6月 1.7
大正 5 年	91	昭 和 13 年	46		7月—9月 1.4
大正 6 年	78	昭 和 14 年	43		10月—12月 1.2
大正 7 年	59	昭 和 15 年	40	昭 和 24 年	1.0
大正 8 年	37	昭 和 16 年	38		
大正 9 年	36	明 治 17 年	36		
大正 10 年	37	昭 和 18 年	32		

資産再評価法 (一一〇)

別表第四 その他の事業用資産(個人)、株式及び非事業用資産(土地及び家屋を除く。)についての再評価倍数表

取得の時期 (合併)		倍 数
昭 和 21 年	3 月	7.4
	4月—6月	5.7
	7月—9月	4.9
	10月—12月	5.3
昭 和 22 年	1月—3月	3.9
	4月—6月	2.8
	7月—9月	1.9
	10月—12月	1.8
昭 和 23 年	1月—3月	1.6
	4月—6月	1.4
	7月—9月	1.1
	10月—12月	1.1
昭 和 24 年		1.0

資産再評価法 (一一〇)

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律

(昭和二十五年四月二十七日) 法律 第百一十一号

賠償庁臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

- 第一條第五号から第七号までを第六号から第八号までとし、第四号の次に第五号として次の一号を加える。
- 五 賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の經理に関する事項
- 同條に第九号として次の一号を加える。
- 九 略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の經理に関する事項
- 第六條中「第四号」を「第五号」に改める。

第七條中「第五号から第七号まで」を「第六号から第九号まで」に改める。
第八條第二項中「第一條第七号」を「第一條第八号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法

(昭和二十五年四月二十七日) 法律 第百一十二号

(地方財政平衡交付金の一部の概算交付)

第一條 国は、この法律の定めるところにより、地方財政平衡交付金制度に関する法律が制定施行されるまでの間

第三條 各地方団体に概算交付すべき交付金の額は、昭和二十五年四月一日現在により算定する。

(廃置分合又は境界変更の場合の交付金の措置)

第四條 前條の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付金の措置については、左の各号の定めるところによる。

- 一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対して交付すべきであつた交付金の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。
- 二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであつた交付金の額は、総理府令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界

の暫定措置として、昭和二十五年四月中において、その予算に計上された地方財政平衡交付金(以下「交付金」という。)の一部を道府県及び市町村(以下「地方団体」という。)に対して概算交付することができる。

2 都は、道府県に対する交付金の交付に関しては、その全区域を道府県とみなし、市町村に対する交付金の交付に関しては、その特別区の存する区域を市町村とみなす。

3 この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

(概算交付額)
第二條 前條第一項の規定により地方団体に概算交付することのできる額は、それぞれ左の各号に掲げる額とする。

- 一 道府県 百十九億四
- 二 市町村 八十一億四

(交付金の額の算定期日)

地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法 (一一二)

変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ昭和二十五年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対し交付すべきであった交付金の額にあん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に対し、それぞれ交付する。

(交付金の額の算定)

第五條 各地方団体に対して交付すべき交付金の額は、道府県にあつては、昭和二十四年度において当該道府県が受けた地方配付税の額(第五種配付税を除く。)並びに国庫負担金及び国庫補助金(内閣総理大臣が定める種類に限る。)の合算額を、市町村にあつては、昭和二十四年度において当該市町村が受けた地方配付税の額(特別配付税を除く。)を基準として、それぞれ算定する。但し、昭和二十五年年度における地方の税収入見込額の場合に因り、特に必要があると認められる地方団体については、これに対して交付すべき交付金の額を地方税制の改

正に伴う地方税収入見込額の変化に見合うように増減することができる。

(地方財政平衡交付金制度に関する法律との関係)

第六條 この法律の規定によつて交付した交付金は、地方財政平衡交付金制度に関する法律が制定施行された後において、その法律の規定により交付すべき地方財政平衡交付金の一部となるものとする。

(交付金の還付)

第七條 地方財政平衡交付金制度に関する法律が制定施行された後に昭和二十五年年度分として各地方団体に交付すべき交付金の額が決定された場合において、この法律の規定により既に交付した交付金の額がその決定額をこえる地方団体があるときは、その地方団体は、その超過額を、遅滞なく、国に還付しなければならない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 地方配付税法(昭和二十三年法律第百十一号)の規定及び義務教育国庫負担法(昭和十五年法律第二十二号)の規定は、昭和二十五年年度においては、地方財政平衡交

付金制度に関する法律が制定施行されるまでの間は、適用しない。

農林省設置法の一部を改正する法律 (昭和二十五年四月二十八日 法律 第百十三号)

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第三十六條—第四十條)」を「(第三十六條—第四十一條)」に改め、「第二款 資材調整事務所(第四十一條)」を削り、「第三款 作物報告事務所」を「第二款 統計調査事務所」に改める。

第四條第三十二号中「開拓用機械器具」を「開拓及び土地改良事業(農地及び農業用施設の災害復旧事業を含む。以下同じ。)」に用いる機械器具」に、第三十三号中「土地改良事業」を「開墾建設工事若しくは土地改良事業」に、第三十四号中「土地改良事業」を「開拓又は土地改良事業」に改める。

農林省設置法の一部を改正する法律 (一一三)

第四條第五十二号中「及び森林害虫の駆除又は予防」を削る。

第四條第六十二号を次のように改める。

第六十二 削除

第八條第二項中「前項第三号」の下に「及び第六号」を加える。

第九條第一項各号を次のように改める。

- 一 農地及び農業水利の制度に関する企画を行うこと。
- 二 自作農の創設及び維持に関すること。
- 三 農地の移動廃用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
- 四 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画を行うこと。
- 五 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に関すること。
- 六 入植並びにこれに伴う開墾作業及び営農の指導助成を行うこと。
- 七 開拓者資金の融通を行うこと。
- 八 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。

農林省設置法の一部を改正する法律（一一三）

- 九 土地改良区及び土地改良区連合の組織及び管理に關するの指導監督を行うこと。
 - 十 農地等の交換分合の指導助成を行うこと。
 - 十一 国営の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に關すること。
 - 十二 開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行うこと。
 - 十三 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に關すること。
- 第九條第二項中「第五号から第七号まで及び第九号」を「及び第六号から第十号まで」に改め、同條第三項中「第一項第四号」の下に「及び第五号」を加え、「及び第八号に掲げる事務のうち国営の土地改良事業を実施するための調査及び計画に關するもの」を削り、同條第四項中「第一項第八号に掲げる事務のうち国営の土地改良事業を実施するための設計及び工事に關するもの」を「第一項第十一号から第十三号までに掲げる事務」に改める。
- 第十一條第一項第十三号を削る。

「農事試験場
茶業試験場
園芸試験場
畜産試験場
農業総合研究所
開拓研究所」

「農業技術研究所
園芸試験場
畜産試験場
農業総合研究所」

「農業機械管理所」を「農業機械指導所」に改める。
第十四條から第十七條までを次のように改める。

（農業技術研究所）

- 第十四條 農業技術研究所は、農業に關する技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。
- 2 農業技術研究所は、東京都に置く。
- 3 農業技術研究所の内部組織については、農林省令で定める。

（農業試験場）

- 第十五條 農業試験場は、その所在する地方及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に關し、技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。
- 2 農業試験場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
北海道農業試験場			北海道
東北農業試験場			岩手県
関東東山農業試験場			埼玉県
北陸農業試験場			新潟県
東海近畿農業試験場			三重県
中国四国農業試験場			兵庫縣
九州農業試験場			福岡縣

- 3 農業試験場の内部組織については、農林省令で定める。
- 第十六條及び第十七條 削除
第十九條を次のように改める。
- 第十九條 削除
- 第二十三條第二項を次のように改める。
- 2 肥料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	称	位	置	管	轄	区	域
東京肥料検査所		東京都		茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県			
札幌肥料検査所		札幌市		北海道			
仙台肥料検査所		仙台市		青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県			
名古屋肥料検査所		名古屋市		富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県			
神戸肥料検査所		神戸市		福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県			
福岡肥料検査所		福岡市		山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県			

第二十七條第二項を次のように改める。

動植物検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

農林省設置法の一部を改正する法律（一一三）

名称	位置	管轄区域
横浜動植物検疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県
神戸動植物検疫所	神戸市	岐阜県、滋賀県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、山口県 (下関市を除く。)
門司動植物検疫所	門司市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

第二十八條第二項を次のように改める。

2 農村工業指導所は、新庄市に置く。

第二十九條を次のように改める。

(農業機械指導所)

第二十九條 農業機械指導所は、農業機械に関する技術の指導、調査及び試験を行う機関とする。

2 農業機械指導所は、神奈川県に置く。

3 農業機械指導所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、

以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第二項の表中静岡種畜牧場及び鹿児島種畜牧場の部を削る。

第三十四條第一項の表を次のように改める。

種類	目的
農林物資規格調査会	農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。

農林金融改善特別融通損失審査会

農林中央金庫特別融通及損失補償法 (昭和七年法律第三十二号)、農村負債整理組合法 (昭和八年法律第二十一号)、農村負債整理資金特別融通及損失補償法 (昭和十二年法律第七十七号) 又は臨時農村負債処理法 (昭和十二年法律第六十九号) による特別融通によつて市町村、農林中央金庫、日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行の受けた損失及びその額を決定すること。

農業共済再保険審査会

農業災害補償法 (昭和二十二年法律第八十五号) により政府の行う再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。

中央農業調整審議会

主要食糧農産物についての農業計画その他食糧確保臨時措置法の施行に関する重要事項を審議すること。

農業資材審査会

農産種苗法 (昭和二十二年法律第十五号) 及び農薬取締法 (昭和二十三年法律第八十二号) に規定する権限並びに農機具の検査を行うとともに、農産種苗、農薬及び農機具に関する重要事項を調査審議すること。

中央農地委員会

農地調整法 (昭和十三年法律第六十七号) その他の法令によりその権限に属させた事項を処理し、及び農地に関する重要事項を調査審議すること。

中央作況決定審議会

主要食糧の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。

獣医師免許審議会

獣医師試験を実施し、その他獣医師に関する重要事項を調査審議すること。

装蹄師試験審査会

装蹄師法 (昭和十五年法律第八十九号) に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。

第三十五條中「資材調整事務所 作物報告事務所」を「統計調査事務所」に改める。

第三十六條を次のように改める。
（所掌事務）

第三十六條 農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一 自作農の創設及び維持に関すること。
- 二 農地の移動廃用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
- 三 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画を行うこと。
- 四 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に関すること。
- 五 入植並びにこれに伴う開墾作業及び営農の指導助成を行うこと。
- 六 開拓者資金の融通を行うこと。
- 七 国営の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関すること。
- 八 開墾建設工事及び土地改良事業並びにこれを行う者

の指導監督及び助成を行うこと。

九 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。

第三十九條中「及び事業所」を「並びに事業所及びその支所」に改める。

第四十條の次の「第二款 資材調整事務所」を削り、第四十一條を次のように改める。

第四十一條 削除

第四十一條の次の「第三款 作物報告事務所」を「第二款 統計調査事務所」に、第四十二條及び第四十三條第一款中「作物報告事務所」を「統計調査事務所」に改める。

第四十七條中「食糧部」を「業務第一部 食品部」に改める。

第四十八條第三号を削り、第四号を第三号とし、以下第八号までを順次一号ずつ繰り上げ、第九号中「食料品配給公団及び油糧配給公団」を「及び油糧砂糖配給公団」に改め、同号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第四十九條（見出しを含む。）中「食糧部」を「業務第一部」に改め、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五十條（見出しを含む。）中「食品部」を「業務第二部」に改め、同條第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同條に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 主要食糧、飲食物品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。

二 主要食糧の輸出入の許可等に関すること。

第五十一條中「第五十四條に規定するものの外、」を削り、第五十四條を次のように改める。

第五十四條 削除

第五十六條中第四項を第五項とし、第三項中「林野庁長官の指揮監督」の下に「前項の事務については官房長の指揮監督」を加え、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農林大臣は、前二項の事務の外、当分の間、その地域別に指定する十以内の食糧事務所に、本省の所掌事務のうち農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当又は配分に關する調整並びにこれらの物資の輸送の連絡に関する事務を分掌させることができる。

第六十二條第七号の次に次の一号を加える。

八 森林害虫の駆除予防に関すること。

第六十三條第六号中「及び薪炭需給調節特別会計」を削る。

第六十五條第一項の表中林産物規格審査会の部を削り、同條第二項中「林産物規格審査会、」及び「指定農林物資検査法、」を削る。

第六十六條中「木炭事務所」を削る。

第六十九條第二項中「組織の細目」の下に「及び職員制服」を加える。

第七十條第二項中「内部組織」の下に「並びに職員制服」を加える。

第七十一條及び第七十二條を次のように改める。

第七十一條及び第七十二條 削除

第七十六條第一項中「飼料配給公団」及び「食料品配給公団」を削り、「油糧配給公団」を「油糧砂糖配給公団」に改め、同條第二項中「飼料配給公団、」及び「食料品配給公団、」を削り、「飼料配給公団法（昭和二十二年法律第二百一十号）」を削り、「油糧配給公団法（昭和二十二年法律第二百一十号）」を「油糧砂糖配給公団法（昭和二十二年法律第二百一十号）」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四條第六十二号、第六十六條、第七十一條及び第七十二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から施行する。
- 2 静岡種畜牧場については、昭和二十五年六月三十日までは、第三十三條第二項の改正規定にかかわらず、資材調整事務所及び食糧事務所については、昭和二十五年四月三十日まで、第四十一條及び第五十六條の改正規定にかかわらず、それぞれ、なお従前の例による。
- 3 この法律施行の際現に資材調整事務所勤務する官吏である者が引き続き都道府県の職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。
- 4 昭和二十五年四月三十日において現に農林省資材調整事務所用に供している国の所有に属する物品であつて農林大臣の指定するものは、当該資材調整事務所の所在する都道府県に譲与するものとする。
- 5 農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四章 雜則(第四十六條—第四十八條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に關し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 国が国家公務員(以下「職員」という。)及び職員以外の者に対し支給する旅費並びに法令による公団、国民金融公庫、住宅金融公庫、連合国軍人等住宅公社及び船舶管理委員会がその職員に対し支給する旅費に關しては、他の法律に特別の定がある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(用語の意義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 各庁の長、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長、人事院総裁、法令による公団の総裁又は理事

国家公務員等の旅費に関する法律 (一一四)

第七條第六項、第九條及び第十一條中「種苗審査会」を「農業資材審議会」に改める。
第十二條を次のように改める。
第十二條 削除

6 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項、第三條第三項、第四條第二項、第十二條第一項及び第三項並びに第十四條第一項中「農薬審査会」を「農業資材審議会」に改める。
第十六條を次のように改める。
第十六條 削除

国家公務員等の旅費に関する法律

(昭和二十五年四月三十日法律第百十四号)

目次

- 第一章 總則(第一條—第十五條)
- 第二章 内国旅行の旅費(第十六條—第三十條)
- 第三章 外国旅行の旅費(第三十一條—第四十五條)

長、国民金融公庫及び住宅金融公庫の総裁、連合国軍人等住宅公社理事長並びに船舶管理委員会理事長をいう。

二 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及び大蔵省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。

三 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。

四 出張 職員が公務のため一時その在勤官署(常時勤務する在勤官署のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

五 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤官署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署に旅行することをいう。

六 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の

根拠地となる地に旅行することをいう。

七 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

八 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この法律において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第二項第一号に規定する一般俸給表による当該級の職務及び一般俸給表の適用を受けない者について各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この法律において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都については、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地

員 伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

五 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

六 職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十八條第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八條第二号から第五号まで若しくは第八十二條各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由に因り退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員に採用を予定されている者が呼出に応じ出頭した
国家公務員等の旅費に関する法律（一一四）

域をいうものとする。

（旅費の支給）

第三條 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者又はその遺族が左の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

三 勤続二年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に

場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 職員又は職員以外の者が、国の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他の法律に特別の定がある場合その他国費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

7 第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本條において同じ。）が、その出発前に第四條第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で大蔵省令で定めるものを旅費として支給することができる。

8 第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機

関の事故に因り概算拂を受けた旅費額（概算拂を受けなかつた場合には、概算拂を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で大蔵省令で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第四條 左の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、各庁の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

- 一 前條第一項の規定に該当する旅行 旅行命令
- 二 前條第四項又は第五項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限る。旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、

ならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第六條 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五條第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）を交付してこれをしなければならぬ。但し、旅行命令書等を交付するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令書等を当該旅行者に交付しなければならない。

6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、大蔵省令で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第五條 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前條第三項の規定により変更された旅行命令等を命む。以下本條において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う家財の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 支度料は、外国への出張又は赴任について、定額により支給する。

13 死亡手当は、第三條第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

14 内国旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

15 外国旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第七條 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八條 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

3 第三條第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第十三條 旅費(概算拂に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支拂をする者(以下「支出官等」という。)に提出しなければならぬ。此の場合において、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出官等は、前項の規定による精算の結果過拂金がある

第九條 旅行者が同一地域(第二條第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の二割、滞在日数六十日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の三割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第十條 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第十一條 一日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第十二條 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行

つた場合には、所定の期間内に、当該過拂金を返納させなければならない。

4 支出官等は、その支出し、又は支拂つた概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過拂金を返納しなかつた場合には、当該支出官等がその後においてその者に対し支出し、又は支拂う給与又は旅費の額から当該概算拂に係る旅費額又は当該過拂金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第一項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、大蔵省令で定める。(採用予定者の旅費)

第十四條 第三條第四項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した新職務相当の旅費とする。

第十五條 第三條第五項又は第六項の規定により支給する旅費は、他の法律に特別の定がある場合を除く外、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める旅費とする。

第二章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第十六條 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃（以下本條において「運賃」という。）及び急行料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃
 - イ 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一條第四号から第十五号までに掲げる職員（以下「内閣総理大臣等」という。）並びに十一級以上の職務にある者については、一等の運賃
 - ロ 十級以下四級以上の職務にある者については、二等の運賃
 - ハ 三級以下の職務にある者については、三等の運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃
 - イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

四 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前三号に規定する運賃の外、左に規定する急行料金

イ 第一号又は第二号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

2 前項第四号に規定する急行料金は、左の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの

（船賃）

第十七條 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

級の運賃による。

（航空賃）

第十八條 航空賃の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

（車賃）

第十九條 車賃の額は、別表第一の定額による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。但し、第十二條の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第二十條 日当の額は、別表第一の定額による。

2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃
 - イ 内閣総理大臣等及び八級以上の職務にある者については、一等の運賃
 - ロ 七級以下四級以上の職務にある者については、二等の運賃
 - ハ 三級以下の職務にある者については、三等の運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃
 - イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 四 公務上の必要に因り別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた寝台料金

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第二十一條 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第二十二條 食卓料の額は、別表第一の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第二十三條 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第一の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第二十四條 着後手当の額は、別表第一の日当定額の五分及び新在勤地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五分分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第二十五條 扶養親族移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、左の各号に規定する額の合計額

イ 十二歳以上の者について、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額

ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額

二 前号の規定に該当する場合を除く外、第二十三條第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶

国家公務員等の旅費に関する法律 (一一四)

養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)をこえることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子とその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第二十六條 第六條第十四項の規定により支給する日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十七條 在勤地内における旅行については、左の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費及び当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。

一 旅行が行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上にあたる場合には、別表第一の日当定額の二分の一以内において大蔵省令で定める基準に従い、各庁の長が定める額の日当

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊する場合には、別表第一の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料

三 第二十八條第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料 (在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第二十八條 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する

一 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合には、第十六條、第十七條又は第十九條の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除く外、公務上の必要

を知つた日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三條第二項第一号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費の外、第四十四條第一項第三号ロ又は第四号及び第五号並びに第二項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第三十條 第三條第二項第二号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

国家公務員等の旅費に関する法律 (一一四)

又は天災その他やむを得ない事情に因り特に多額の船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の船賃又は車賃

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための国設宿舍に居住し、又はこれを明け渡すことを命ぜられた場合には、別表第一の鉄道百キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額の範囲内の実費額の移転料

2 第二十條第三項の規定は、前項第一号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第二十九條 第三條第二項第一号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となつた場合には、左に規定する旅費

イ 退職となつた日 (以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日 (以下「退職等

二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三條第二項第二号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前二項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二條第一項第八号に掲げる順序により、同順位者があつた場合には、年長者を先にする。

4 第三條第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十五條第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から居住地 (外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地) までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替へるものとする。

第三章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第三十一條 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。但し、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文において、第二十五條第一項の規定の適用については、本邦出發の場合にはその外国への出發地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

(鉄道賃)

第三十二條 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(以下本條において「運賃」という。)、急行料金及び寢台料金(これらのものに対する通行税を含む。))による。

- 一 運賃の等級を二以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- 二 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

- 三 内閣総理大臣等又は十一級以上の職務にある者が公務上の必要に因り特別の座席の設備を利用した場合には、前二号に規定する運賃の外、その座席のために現に支拂つた運賃
 - 四 公務上の必要に因り別に急行料金又は寢台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた急行料金又は寢台料金
- (船賃)
- 第三十三條** 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という。))及び寢台料金(これらのものに対する通行税を含む。))による。
- 一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃(最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の運賃)
 - 二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - 三 内閣総理大臣等又は十一級以上の職務にある者が公務上の必要に因りあらかじめ旅行命令権者の許可を受け

け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃の外、その船室のために現に支拂つた運賃

四 公務上の必要に因り別に寢台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた寢台料金

(航空賃及び車賃)

第三十四條 航空賃の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第三十五條 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。

2 食卓料の額は、別表第二の定額による。

3 第二十条第二項及び第三項、第二十一条第二項並びに第二十二條第二項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第三十六條 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額による額

二 赴任の際扶養親族を随伴しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を随伴しないが第三十八條第一項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合には、前号に規定する額に相当する額

2 第二十三條第二項の規定は、外国旅行の場合の移転料について準用する。

(着後手当)

第三十七條 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第二の日当定額の七分及び宿泊料定額の七分分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第三十八條 扶養親族移転料は、左の各号の一に該当する場合に支給する。

- 一 赴任の際各庁の長の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
- 二 外国に在勤中各庁の長の許可を受け、同一在勤地に

- ついで一回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
- 三 本邦から外国に赴任後各庁の長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に一回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。
- 2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、左の各号に規定する額の合計額による。
 - 一 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の三分の二に相当する額
 - 二 十二歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額
 - 三 十二歳未満の子については、前号に規定する額の二分の一に相当する額

- 3 第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第二十五條第一項第一号の規定に準じて計算した額による。
- 4 第二十五條第二項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。
- (支度料)
- 第三十九條 支度料の額は、目的地の存する地域の区分及び旅行期間に応じた別表第二の定額による。
- 2 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。
- (死亡手当)
- 第四十條 死亡手当の額は、第三條第二項第五号の規定に該当する場合には死亡地の区分に応じた別表第二の定額により、同項第七号の規定に該当する場合にはその定額の二分の一に相当する額による。

- 2 職員が第三條第二項第五号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、左の各号に規定する額による。
 - 一 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の本邦における所属庁(各庁の長の在勤官署をいう。以下同じ。)所在地(所属庁がない場合には、東京都。以下同じ。)を旧在勤地とみなして第三十條第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額
 - 二 職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員の本邦における所属庁所在地を新在勤地とみなして第三十條第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額
 - 3 外国在勤の職員の配偶者が第三條第二項第七号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、左の各号に規定する額による。
 - 一 配偶者が第三十八條第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

- 二 配偶者が第三十八條第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額
- 4 第三十條第三項の規定は、第三條第二項第五号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。
- (旅行手当)
- 第四十一條 第六條第十五項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、そのつど各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該旅行手当の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。
- (在勤地内旅行の旅費)
- 第四十二條 第二十七條(日額旅費及び移転料に関する部分を除く。)の規定は、外国の在勤地内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同條第一号及び第二号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、

同條第三号中「第二十八條第一項各号の一」とあるのは「第四十三條において準用する第二十八條第一項第一号又は第二号の規定」と読み替えるものとする。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第四十三條 第二十八條第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同條第一項第一号中「第十六條、第十七條又は第十九條」とあるのは、「第三十二條、第三十三條又は第三十四條第二項」と読み替えるものとする。

(退職者等の旅費)

第四十四條 第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

- 一 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、左に規定する旅費
 - イ 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料
 - ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、左に規定す

る旅費

(一) 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当については三十日分、宿泊料については三十夜分をこえることができない。

(二) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧所属庁所在地までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)

二 職員が外国の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、且つ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

三 外国在勤の職員が本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの出張地の存する地域の区分に応じた第二十条第一項及

び第二十一条第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料

- ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧所属庁所在地までの前章の規定による前職務相当の旅費
- 四 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰つた後当該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費
 - イ 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第一号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
 - ロ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
 - ハ 退職等を知つた日の翌日から一月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰つた場合に限り、イ又はロに規定する旅費の外、左に規定する旅費

(一) 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第三十五

国家公務員等の旅費に関する法律 (一一四)

條第一項又は第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当については十五日分、宿泊料については十五夜分をこえることができない。

(二) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費(支度料を除く。)

(三) 旧在勤地に到着した日の翌日から二月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知つた日とみなして第一号ロの規定に準じて計算した旅費

五 外国在勤の職員が第二号又は第三号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費の外、旧在勤地から旧所属庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(着後手当に相当する部分を除く。)

二 各庁の長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ、第三号ロ又は第四号ハに規定する期間を延長することができる。

三 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合を

除く外、職員が外国旅行の途中において退職等となつた場合において第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、前二項の規定に準じ大蔵省令で定める。

(遺族の旅費)

第四十五條 第三條第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から旧所属庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(着後手当に相当する部分を除く。)並びに旧所属庁所在地を居住地とみなして第三十條第四項の規定に準じて計算した旅費とする。

第四章 雜則

(旅費の調整)

第四十六條 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえて旅費を支給することとなる場合において、その実費をこえることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 各庁の長は、前項の規定の統一ある適用を図るために、大蔵大臣に協議して同項の規定を適用する場合に關

する部内の統一的な基準を作成するものとし、各庁の長が旅費の全部又は一部を支給しないこととする場合には、当該基準によるものとする。

(旅費の特例)

第四十七條 各庁の長は、職員について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十七條の規定に該当する事由がある場合において、この法律の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの法律の規定により支給する旅費が労働基準法第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法第四十八條の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 各庁の長は、国家公務員法第五十九條に規定する条件附採用期間中の職員がその条件附採用期間中にその意に反して退職となつた場合において、退職の通達を受けた日から十四日以内に出発して帰住するときは、第三十條第四項の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給

するものとする。

(実施規定)

第四十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日以後の旅行から適用する。但し、第四條、第五條及び第十三條の規定は、昭和二十五年五月一日以後出発する旅行から適用し、附則第八項及び第九項の規定は、昭和二十四年度以後に出張又は赴任を命ぜられた者の旅行から適用する。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

- 内国旅費規則(昭和十八年勅令第六百八十四号)
- 外国旅費規則(大正十年勅令第四百一号)
- 南洋群島関東州滿洲旅費規則(大正十年勅令第四百二号)

3 昭和二十五年三月三十一日以前の旅行については、附則第八項及び第九項に規定する事項を除く外、なお従前の例による。

4 別表第三に掲げる者に支給する車賃、日当、食卓料、

国家公務員等の旅費に関する法律 (一一四)

宿泊料、移転料、支度料及び死亡手当の定額は、当分の間、本則の規定にかかわらず、別表第一及び第二の定額に別表第三の割増率を乗じて計算した額による。

5 外国旅行については、入出国税、旅行券の査証手数料、外貨の買入手数料、携帶荷物の運賃等旅行に伴う附随的費用及び旅行中の予測しがたい費用に充てるため、当分の間、第六條に規定する旅費の外、大蔵大臣の定める基準に従い、七万五千六百円の範囲内の金額を旅費として支給する。

6 前項の規定による旅費を支給することができる間は、当該旅費の額の三分の二に相当する額を、第三十八條第二項第一号又は第二号に規定する扶養親族移転料の額に加算する。

7 外国旅行については、特別の調査、通訳の雇用、事務の依頼等公務上の必要に因り特に支出を必要とする特別の費用に充てるため、当分の間、第六條及び前二項の規定による旅費の外、旅行日数一日について千八十円の割合で計算した金額の範囲内で各庁の長が大蔵大臣に協議して定める金額を、旅費として支給することができる。

8 本邦から外国に出張又は赴任を命ぜられた者が、二会

国家公務員等の旅費に関する法律（一一四）

計年度にわたつて外国旅行をする場合における旅費は、
 当分の間、その出張又は赴任を命ぜられた日の属する会
 計年度の歳出予算から概算で支出することができる。
 9 前項の規定により支出した旅費の精算に因つて生ずる
 返納金又は追給金は、その精算を行つた日の属する会計
 年度の歳入又は歳出とする。
 10 国会閉会中において、外国為替相場の変動、物価の改
 訂等の事由に因り緊急に旅費の定額を改訂する必要を生
 じたときは、最近の国会においてこの法律が改正される
 までの間、政令をもつて臨時に旅費の定額を改訂するこ

とができる。
 11 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急
 措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の
 一部を次のように改正する。
 本則第一項中「労働基準法（同法第二十條及び第二十
 一條を除く。）又は船員法（同法第四十六條を除く。）」
 を「労働基準法（同法第十五條第三項、第二十條、第二
 十一條及び第六十八條の規定を除く。）又は船員法（同
 法第四十六條から第四十八條までの規定を除く。）」に改
 める。

別表第一 内国旅行の旅費

車賃（一キロメ トルにつき）	三円
日当（一日につき）	一六〇円
宿泊料（一夜につき）	甲地方 八〇〇円 乙地方 六四〇円
食卓料（一夜につき）	一六〇円 鉄道百キロメートル未満 八、〇〇〇円

移 転 料

鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	一〇、五〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	一四、五〇〇円
鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	一九、〇〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	二三、〇〇〇円
鉄道二千キロメートル以上	二九、五〇〇円

備考

一 宿泊料の項中甲地方とは一般職の職員の給与に関する法律第十二條の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料の項の適用については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第二 外国旅行の旅費

地 域 区 分	日 当（一日につき）	宿 泊 料（一夜につき）
アメリカ合衆国	九〇〇円	二、七〇〇円
アルゼンティン国	七二〇円	二、一六〇円
ブラジル国	九〇〇円	二、七〇〇円

国家公務員等の旅費に関する法律（一一四）

グレート・ブリテン国	九〇〇円	二、七〇〇円
フランス国	九〇〇円	二、七〇〇円
スイス国	九〇〇円	二、七〇〇円
イタリア国	九〇〇円	二、七〇〇円
インド国	九〇〇円	二、七〇〇円
セイロン	九〇〇円	二、七〇〇円
ビルマ国	九〇〇円	二、七〇〇円
タイ国	七二〇円	二、一六〇円
マレー	九〇〇円	二、七〇〇円
印度支那	九〇〇円	二、七〇〇円
インドネシヤ国	七二〇円	二、一六〇円
フィリッピン国	一、二六〇円	三、七八〇円
香港	九〇〇円	二、七〇〇円
中華民国	九〇〇円	二、七〇〇円
台湾	七二〇円	二、一六〇円

朝鮮	五四〇円	一、六二〇円
その他の地域	前各号に準じ大蔵大臣の定める額	同上

備考

船舶又は航空機による旅行（地域区分の欄に掲げる一の地域内における旅行を除く。）の場合における日当の額は、一日につき九〇〇円とする。

二 食卓料、移転料、支度料及び死亡手当

食卓料（一夜につき）	鉄道百キロメートル未満	一、八〇〇円
	鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	一六、〇〇〇円
移 転 料	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	二一、〇〇〇円
	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	二九、〇〇〇円
	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	三八、〇〇〇円
	鉄道二千キロメートル以上	四六、〇〇〇円
	旅行期間一月未満	五九、〇〇〇円
	旅行期間一月以上三月未満	五三、九〇〇円
甲地方	六五、四五〇円	

支 度 料	死亡手当		
	乙地方	甲地方	丙地方
旅行期間三月以上	七、〇〇〇円		
旅行期間一月未満	四、五〇〇円		
旅行期間一月以上三月未満	五、五〇〇円		
旅行期間三月以上	六、五〇〇円		
旅行期間一月未満	二、六〇〇円		
旅行期間一月以上三月未満	二、六〇〇円		
旅行期間三月以上	三、〇〇〇円		
		二、〇〇〇円	
		一、七〇〇円	
		八〇、〇〇〇円	

備考

一 支度料及び死亡手当の項中甲地方とは南アメリカ、北アメリカ、ヨーロッパ及びオーストラリヤ、丙地方とは朝鮮、台湾及び樺太、乙地方とは甲地方及び丙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。船舶による旅行中に死亡した場合には、丙地方におい

て死亡したものとみなし、航空機による旅行中に死亡した場合には、目的地の存する地域において死亡したものとみなす。
二 移転料の項の適用については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第三 旅費定額の割増率

一 内国旅行の旅費定額の割増率

内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者
十五級の職務にある者	一〇割	一〇割
十四級の職務にある者	八割	八割
十三級の職務にある者	七割	七割
十二級の職務にある者	六割	六割
十一級の職務にある者	五割	五割
十級の職務にある者	四割	四割
九級の職務にある者	三割	三割
八級の職務にある者	二割	二割
	一割	一割

二 外国旅行の旅費定額の割増率

内閣総理大臣等	三割
十一級から十五級までの職務にある者	一・五割

国家公務員等の旅費に関する法律（一一四）

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律（一一五）

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律

（昭和二十五年四月三十日）
法律第百十五号

飲食営業臨時規整法（昭和二十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第二号中「外食券と引換に」を「外食券又はめん類の購入券と引換に」に、同項第四号中「食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第二條の規定による主要食糧及びこれを調理加工したもの（以下「指定主食」という。）を「指定主食（食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第二條の規定による主要食糧及びこれを調理加工したものをいい、その販売について同法又は同法に基づく命令の規定による制限のないもの及び飲食営業を営む者が同法又は同法に基づく命令の規定により入手したものと並びにこれらを調理加工したものを除く。）」に、同項第五号中「酒類以外の飲物」を「酒類その他の飲物」に改める。
第六條を次のように改める。
（指定主食に関する制限）

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（一一六）

第六條 飲食營業を営む者は、指定主食を提供してはならない。

第七條を次のように改める。

第七條 旅館又は外食券食堂を営む者は、外食券と引換でなければ、めん類外食券食堂を営む者は、外食券又はめん類の購入券と引換でなければ、食事を提供してはならない。

第十條及び第十一條第二項中「外食券」の下に「又はめん類の購入券」を加える。

附則第二項中「昭和二十五年五月一日又は経済安定本部廃止の日のいずれか早い時」を「昭和二十六年五月一日」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

（昭和二十五年四月三十日）
（法律第百十六号）

- 1 昭和二十五年に限り、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十一條第一項の規定による六月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年七月一日の現況によるものとし、その提出期間は、同日から同月三十一日までとする。
- 2 昭和二十五年に限り、所得税法第二十一條第六項中「五月三十一日」とあるのは、「六月三十日」と読み替えるものとする。
- 3 昭和二十五年に限り、所得税法第二十一條の三第四項中「五月一日（農業所得者については、六月一日）以下本條において同じ。」とあるのは「六月一日」と「五月

三十一日（農業所得者については、六月三十日）以下本條において同じ。」とあるのは「六月三十日」と、同

條第五項中「五月一日」とあるのは「六月一日」と、同條第七項中「五月一日」とあるのは「六月一日」と「五月三十一日」とあるのは「六月三十日」と読み替えるものとする。

- 4 昭和二十五年に限り、所得税法第三十條第一項中「第一期」その年六月一日から同月三十日限」とあるのは、「第一期」その年七月一日から同月三十一日限」と読み替えるものとする。
- 5 この法律の施行に關し必要な所得税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十号）の特例は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

関税法の一部を改正する法律

（昭和二十五年四月三十日）
（法律第百十七号）

関税法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

関税法の一部を改正する法律（一一七）

第三條中「收容貨物」の下に「又ハ保管貨物」を加える。

第七條但書を次のように改める。
但シ関税ヲ逃脱シタル場合又ハ其ノ逃脱ヲ為ス目的ヲ以テ予備若ハ未遂ヲ行ヒタル場合ノ関税ノ徴收權ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條ノ三の次に次の一條を加える

第三十一條ノ四 旅客ノ携帶品前條第三項ノ貨物ニ該當スルトキハ保管証ト引換ニ之ヲ税関ニ保管スベシ

前項ノ保管貨物前條ノ証明又ハ認定ヲ得ルニ至リタルトキハ第三十一條ノ免許ヲ得テ保管証ト引換ニ之ガ返還ヲ受クベシ

第一項ノ保管貨物輸出又ハ輸入ノ免許ヲ受クルニ至ラザルトキ輸出貨物ハ之ヲ内地ニ引取り輸入貨物ハ之ヲ積戻スベシ

第一項ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ハ貨主ノ負担トス

第三十四條但書を次のように改める。
但シ税関ノ認許ヲ得命令ノ定ムル所ニ依リ税金ニ相當スル担保ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取ヲ為スコトヲ得

第三章中「第五節 收容」を「第五節 收容及保管」に

改める。

第五節中第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條ノ二 第三十一條ノ四第一項ノ保管貨物保管ノ日ヨリ四箇月以内ニ同條第二項又ハ第三項ノ処理ヲ為サザルトキハ之ヲ公売ニ付シ関税及其ノ貨物ニ関スル一切ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ貨主ニ交付ス
前項ノ貨物生活力ヲ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ前項ノ期限ニ拘ラズ之ヲ公売ニ付スルコトヲ得
第五十一條ノ二及第五十二條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第七十四條 関税定率法第十一條ニ掲グル貨物ノ輸入ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ
前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ二倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相当スル金額以下ト為スコトヲ得

第七十五條 関税ヲ逋脱シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ
前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ニ對スル関税（前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ヲ関税定率法別表輸入税表第四百十二號第二項ニ掲グル貴石ナルトキハ其ノ原価トス以下本項ニ於テ同ジ）ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該関税ノ十倍ニ相当スル金額以下ト為スコトヲ得

第七十五條ノ二を削る。

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 免許ヲ受ケズシテ貨物ノ輸出又ハ輸入ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ
前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ二倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相当スル金額以下ト為スコトヲ得

前三項ノ規定ハ第七十四條又ハ第七十五條ニ該當スルモノニハ之ヲ適用セズ

第七十六條ノ二を次のように改める。

第七十六條ノ二 第七十四條、第七十五條又ハ第七十六條ノ犯罪ニ係ル貨物ノ運搬、寄藏、收受、故買又ハ牙保ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
前項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ガ三十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ前項ノ罰金ハ三十万円ヲ超エ其ノ原価ニ相当スル金額以下ト為スコトヲ得

第七十七條中「三万円」を「十万円」に改める。
第八十二條第二号中「、第八十四條（第一百一條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第八十五條」を削る。

第八十二條ノ四を次のように改める。

第八十二條ノ四 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ第七十四條乃至第七十七條ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ処スルトキ若ハ懲役及罰金ヲ併科スルトキニ於ケル懲役ノ刑ニ付又ハ第七十八條若ハ第八十二條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十三條第一項を次のように改める。

第七十四條、第七十五條若ハ第七十六條ノ犯罪ニ係ル貨物、其ノ犯罪行為ノ用ニ供シタル船舶又ハ第七十六條ノ二ノ犯罪ニ係ル貨物ニシテ犯人ノ所有又ハ占有ニ係ルモノハ之ヲ沒收ス

第八十六條を次のように改める。

第八十六條 税関官吏ハ犯罪事件ノ調査ヲ為スニ當リ必要ト認ムルトキハ犯罪嫌疑者若ハ参考人ニ對シ質問シ此等ノ者ノ任意ニ提出シタル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ領置スルコトヲ得

第八十七條中「検査（第八十四條ノ場合ニ限ル）」を「検査（第八十四條及第八十六條ノ場合ニ限ル）」、領置、「」に改める。

第九十條第一項中「差押ヘタルトキハ差押目録」を一差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録」に改め、同條第二項及び第三項中「差押物件」を「差押物件又ハ領置物件」に改める。

第九十一條第一項中「臨検搜索又ハ差押ハ」の下に「許可状ニ夜間執行スルコトヲ得ル旨ノ記載ナキトキハ」を加える。

第九十三條中「税関官吏質問、」の下に「検査(第八十六條ノ場合ニ限ル)、領置、」を加える。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。
- 2 この法律施行の際財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第九十九号)第二十八條第一項の規定により交付を受けている個別保管証は、関税法第三十一條ノ四第一項の改正規定による保管証とみなす。

図書館法

(昭和二十五年四月三十日 法律 第百十八号)

目次

- 第一章 総則(第一條―第九條)
- 第二章 公立図書館(第十條―第二十三條)
- 第三章 私立図書館(第二十四條―第二十九條)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二

ル)の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供する。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

図書館法 (一一八)

百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、民法第三十四條の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三條 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るよう留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五條 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で第六條の規定による司書の講習を修了したもの

二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第六條の規定による司書の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六條 司書及び司書補の講習は、教育学部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、單位その他必要な事項は、文部省令で定める。但し、その履修すべき單位数は、十五單位を下ることができない。

(指導、助言)

第七條 文部大臣は、都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び私立図書館に対し、その求めに応じて、図書館の設置及び運営に關して、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

(協力の依頼)

第八條 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に關して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九條 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷片

に關し、報告を提出しなければならない。

(職員)

第十三條 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

3 国から第二十條の規定による補助金の交付を受ける地方公共団体の設置する公立図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならない。但し、当該図書館の館長となる者のうち、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五條第二項の市(以下「五大市」という。)の設置する図書館の館長となる者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長となる者は、更にそれぞれ三年以上又は一年以上図書館の館長又は司書(国立国会図書館又は大学の附属図書館の職員でこれらの職員に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者でなければならない。

(図書館協議会)

第十四條 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

発行の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じて、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十條 公立図書館の設置に關する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一条に規定する事件の例による。

(報告)

第十一條 市町村は、図書館を設置し、廃止し、又はその設置者を変更したときは、その旨を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告に關し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第十二條 都道府県の教育委員会は、文部大臣の求めに応じて、これに対して、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更

る。

2 図書館協議会は、図書館の運営に關し館長の諮問に應ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に對して意見を述べる機関とする。

第十五條 図書館協議会の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 当該図書館を設置する地方公共団体の区域内に設置された学校が推薦した当該学校の代表者
- 二 当該図書館を設置する地方公共団体の区域内に事務所を有する社会教育関係団体(社会教育法第十條に規定する社会教育関係団体をいう。)が選挙その他の方法により推薦した当該団体の代表者
- 三 社会教育委員
- 四 公民館運営審議会の委員
- 五 学識経験のある者

第十六條 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

2 第十條第二項の規定は、前項の條例について、準用する。

3 社会教育法第十五条第三項及び第四項並びに第十九条の規定は、図書館協議会の委員について、準用する。

(入館料等)
第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八条 文部大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

(国庫補助を受けるための公立図書館の基準)

第十九条 国から第二十条の規定による補助金の交付を受けるために必要な公立図書館の設置及び運営上の最低の基準は、文部省令で定める。

(公立図書館に対する補助その他の援助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行う。

第二十一条 文部大臣は、前条の規定による補助金を交付

第三章 私立図書館

(届出)

第二十四条 図書館を設置しようとする法人又は設置する法人は、図書館を設置し、又は廃止し、若しくは設置者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に關し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

図書館法 (一一八)

する場合においては、当該補助金を受ける地方公共団体の設置する図書館が、第十九条に規定する最低の基準に達しているかどうかを審査し、その基準に達している場合のみ、当該補助金の交付をしなければならぬ。

第二十二条 第二十条の規定による補助金の交付は、図書館を設置する地方公共団体の各年度における図書館に備えつける図書館資料に要する経費等の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

2 前項の経費の範囲及び補助金交付の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
二 地方公共団体が補助金の交付の條件に違反したとき。
三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第七条の規定は、前項の施設について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 図書館令(昭和八年勅令第七十五号)、公立図書館職員令(昭和八年勅令第七十六号)及び公立図書館司書検定試験規程(昭和十一年文部省令第十八号)は、廃止する。

3 この法律施行の際、現に都道府県又は五大市の設置する図書館の館長である者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長である者は、第十三条第三項の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ都道府県若しくは五大市の設置する図書館の館長又は五大市以外の市の設置する図書館の館長となる資格を有するものとする。

- 4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四條若しくは第五條の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は大学の附属図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、第五條の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。
- 5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。
- 6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六條の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五條の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者(大学を卒業した者を除く。)が司書の講習を受けた場合においては、第五條第一項第三号の規定の適用があるものとする。
- 7 図書館職員養成所を卒業した者は、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六條の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 9 教育委員会は、この法律施行後三年間に限り、公立図書館の館長となる資格を有する者が得られないときは、図書館に關し学識経験のある者のうちから、館長を任命することができる。但し、その者は、当該期間内に公立図書館の館長となる資格が得られない限り、この法律施行後三年を経過した日以後は、館長として在任することができない。
- 10 第二條第一項、第三條及び第十五條の学校には学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條の従前の規定による学校を、第五條第一項、第十三條第三項並びに附則第四項及び第六項の大学には旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令

- 第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を、第五條第二項の高等学校には、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等学校令又は旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)の規定による中等学校、高等学校尋常科及び青年学校本科並びに文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含むものとする。
- 11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。
- 12 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第七條、第八條、第十三條第一項、第十五條、第十八條及び附則第九項中「市(特別区を含む。以下同じ。)」町村の教育委員会」、「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律 (一一九)

社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律

(昭和二十五年五月一日 法律 第九十九号)

- 13 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十四項中「別に図書館に關して規定する法律が制定施行されるまで、」を「当分の間、」に改める。
- 社会保障制度審議会設置法(昭和二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
- 第四條第一項中「会長、副会長及び常務委員各一人」を「会長及び副会長一人」に改め、同條第三項を削る。
 - 第十一條を次のように改める。
- 第十一條 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

労働省設置法等の一部を改正する法律

（昭和二十五年五月一日）
法律第百二十号

第一條 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十号を次のように改める。

四十 失業保険の任意適用事業の事業主又は任意適用の日雇労働者が加入又は脱退の申請をした場合に、これを認可すること。

第八條第十号中「産業安全研究所」を「産業安全研究所及び労働基準監督官研修所」に改める。

第十條第七号中「昭和二十二年法律第百四十六号」を削り、同号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によつて給与が支給される者に対し失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）に規定する條件に従つて

加える。

地方職業安定審議会 「都道府県知事の諮問に依り、公共職業安定所の業務その他重要事項を調査審議すること。」

第十六條第一項の表中地方特殊技能試験審議会及び衛生管理者試験審議会の項を削る。

第十八條中第二項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公共職業安定所は、前項に定めるものの外、国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によつて給与が支給される者に対し失業保険法に規定する條件に従つて行う退職手当の支給に関する事務をつかさどる。

第十九條 削除

第二條 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「都道府県職業安定審議会及び特別地区職業安定審議会」を「及び地方職業安定審議会」に改め、同條第二項中「関係都道府県知事の申請に基い

建設省設置法の一部を改正する法律（一一一）

行う退職手当の支給に関すること。

第十一條中「産業安全研究所」を

「産業安全研究所
労働基準監督官研修所」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

（労働基準監督官研修所）

第十二條の二 労働基準監督官研修所は、労働基準監督官に対し、その職務を行うのに必要な訓練を行う機関とする。

2 労働基準監督官研修所は、東京都に置く。

3 労働基準監督官研修所の内部組織は、労働省令で定める。

第十三條第一項の表中船員労働連絡会議、安全装置性能審議会、特別地区職業安定審議会、職業安定連絡協議会及び労働統計調査審議会の項を削り、中央特殊技能試験審議会の項を「特殊技能試験審議会（労働基準法に基く特殊技能試験の調査審議すること）」に改め、中央職業安定審議会の項中「公共職業安定所」を「労働大臣の諮問に依り、公共職業安定所」に改め、同項の次に次の一項を

「を削り、「都道府県内の一部を管轄区域とする」を「一又は二以上の都道府県の区域の一部を管轄区域とする」に改め、同條第三項中「特別地区職業安定審議会は、労働大臣又は関係都道府県知事の諮問に、「を削り、「都道府県及び地区職業安定審議会」を「地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会」に改め、同條第四項中「関係がある特別地区職業安定審議会及び地区職業安定審議会」を「関係地区職業安定審議会」に改め、同條第七項中「都道府県職業安定審議会、特別地区職業安定審議会及び地区職業安定審議会」を「地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会」に改め、同條第八項中「都道府県職業安定審議会、特別地区職業安定審議会」を「地方職業安定審議会」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

建設省設置法の一部を改正する法律

（昭和二十五年五月一日）
法律第百二十一号

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を

次のように改正する。

第三條第二十六号の二を次のように改める。
二十六の二 公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の委託に基き、建設工事、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行い、並びに建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理に関する事務を行うこと。

加える。
第七條中「第三條第二号に規定する事務」の下に「、同條第二十六号の二に規定する事務のうち土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影に関するもの」を加える。
第十條第一項の表中官庁管轄審議会、河川審議会及び道路審議会の項を削り、同表中の測量審議会の項の次に土木審議会の項を次のように加える。

第四條第四項中「他の局」の下に「及び地理調査所」を

土木審議会

建設大臣の諮問機関としてその諮問に依じて河川、砂防、道路、災害復旧その他土木に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一項の次に次の四項を加える。

- 2 土木審議会（以下「審議会」という。）は、建設大臣及び委員二十五人以内で組織する。
- 3 審議会の委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員、土木に関する学者及び土木に関する調査、研究、指導、啓発等を行う団体の職員並びに、必要があるときは、その他の土木に関しすぐれた知識と経験とを有

- する者のうちから、非常勤の国家公務員として、建設大臣が任命する。この場合において、委員で営利事業に従事するものの数は、委員の総数の四分の一以上であることができない。
- 4 土木に関する専門的事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に専門委員二十人以内を置くことができる。
- 5 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、非常

改める。

勤の国家公務員として、建設大臣が任命する。
第十二條第一項の表中関東地方建設局の項を次のように

関東地方建設局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
		新潟県、長野県

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二條の改正規定は、昭和二十四年十月一日から適用する。

医療法の一部を改正する法律

(昭和二十五年五月一日法律第百二十二号)

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第三十九條又は第四十一條」を「第六十九條又は第七十一條」に改める。
第三十九條第一項第二号中「第四十條第一項」を「第七十條第一項」に改め、同條を第六十九條とする。
第四十條を第七十條とし、第四十一條を第七十一條とす

医療法の一部を改正する法律 (一一二)

る。
第四十二條第一号中「第三十九條」を「第六十九條」に、「第四十條第三項又は第四十一條第一項」を「第七十條第三項又は第七十一條第一項」に改め、同條を第七十二條とする。
第四十三條を第七十三條とし、第四十四條を第七十四條とする。
第四十五條中「第四十二條」を「第七十二條」に改め、同條を第七十五條とし、第五章中同條の次に次の二條を加える。
第七十六條 左の各号の一に該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。但し、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 二 第五十二條第一項の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのに同條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。
- 三 第五十四條の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。
- 四 第五十八條又は第五十九條第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。
- 五 第六十四條の規定による命令に違反して業務を行つたとき。
- 六 第六十八條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 七 第六十八條において準用する民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破産の宣告の請求を怠つたとき。
- 八 第六十八條において準用する民法第七十九條第一項

又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

第七十七條 第四十條の規定に違反した者は、これを五千円以下の過料に処する。
第四十六條を第七十八條とし、第四十七條を第七十九條とする。

第四十八條中「第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條」を「第六十九條、第七十條第三項又は第七十一條」に改め、同條を第八十條とし、第四十九條を第八十一條とする。

第五十條第二項中「旧規則第三十六條第一項第一号」を「旧規則第三十六條第一項第二号」に、「第四十條第一項第三号」を「第七十條第一項第三号」に改め、同條を第八十二條とし、以下五十三條まで順次三十二條ずつ繰り下げらる。
第四章を第五章とし、第五章を第六章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 医療法人

第三十九條 病院又は医師若しくは歯科医師が常時三人以上勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団は、

この法律の規定により、これを法人とすることができらる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十條 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十一條 医療法人は、その開設する病院若しくは診療所に必要な施設又はこれに要する資金を有しなければならぬ。

第四十二條 医療法人は、その開設する病院又は診療所の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、左に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

- 一 医療関係者の養成又は再教育
- 二 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 三 第三十九條第一項に規定する診療所以外の診療所の開設
- 四 その他保健衛生に関する業務

第四十三條 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更

医療法の一部を改正する法律 (一一二)

及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

3 登記所は、医療法人に関して登記をしたときは、その登記した事項を遅滞なく公告しなければならない。

第四十四條 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その開設しようとする病院又は診療所の名称及び開設場所
- 四 事務所の所在地
- 五 資産及び会計に関する規定
- 六 役員に関する規定
- 七 社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪

に関する規定

- 八 解散に関する規定
- 九 定款又は寄附行為の変更に関する規定
- 十 公告の方法

3 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。

4 この章に定めるものの外、医療法人の設立認可の申請に關して必要な事項は厚生省令で定める。

第四十五條 都道府県知事は、前條第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一條の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前條第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに當つては、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきかなければならない。

第四十六條 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

違反していかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

第五十一條 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手續は、厚生省令で定める。

第五十二條 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び收支計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。

第五十三條 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第五十四條 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第五十五條 社団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

- 一 定款をもつて定めた解散事由の發生
- 二 目的たる業務の成功の不能
- 三 総会の決議

医療法の一部を改正する法律 (一一二)

第四十七條 医療法人は、理事数人を有する場合には、その開設する病院又は診療所の管理者を理事に加えなければならない。但し、医療法人が病院又は診療所を二以上開設する場合には、定款又は寄附行為の定めるところにより、管理者のうち、一人又は数人を理事に加えるをもつて足りる。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第四十八條 医療法人に監事を置いた場合には、監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院又は診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第四十九條 理事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内にこれを補充しなければならない。

第五十條 定款又は寄附行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五條に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に

四 他の医療法人との合併

五 社員欠亡

六 破産

七 設立認可の取消

2 財団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

- 一 寄附行為をもつて定めた解散事由の發生
- 二 前項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

3 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに當つては、あらかじめ、医療機関の整備審議会の意見をきかなければならない。

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十六條 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。
- 3 財団たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、理事が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。
- 4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
- 第五十七條** 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併をすることができ
- 2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができ、その旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができ
- 3 財団たる医療法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定がある場合は、この限りでない。
- 4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 第五十五條第四項の規定は、前項の認可について準用

- する。
- 第五十八條** 医療法人は、前條第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。
- 第五十九條** 医療法人は、前條の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。
- 2 債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。
- 3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。
- 第六十條** 合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して

行わなければならない。

- 第六十一條** 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。
- 第六十二條** 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。
- 第六十三條** 都道府県知事は、医療法人に、法令、法令に基いてする都道府県知事の処分又は定款若しくは寄附行為を遵守させるために必要があると認めるときは、医療法人から、その業務又は会計の状況に関し報告を徴することができる。
- 第六十四條** 都道府県知事は、医療法人が定款又は寄附行為に定められた業務以外の業務を行つていと認めるときは、当該医療法人に対して、業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。第四十二條に掲げられた業務の継続が、当該医療法人の開設する病院又は第三十九條

- 第一項に規定する診療所の運営に支障がある場合においては、その業務の全部又は一部について、また同様とする。
- 第六十五條** 都道府県知事は、医療法人が、成立した後一年以内に正当の理由がないのに病院又は第三十九條第一項に規定する診療所を開設しないときは、設立の認可を取り消すことができる。
- 第六十六條** 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。
- 第六十七條** 第三十條第一項から第三項までの規定は、都道府県知事が、第四十四條第一項、第五十五條第三項若しくは第五十七條第四項の規定による認可をしない処分をする場合又は前三條の規定により業務の停止を命じ、若しくは設立の認可を取り消す場合に、これを準用する。
- 第六十八條** 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十條から第四十四條まで、第五十條、第五十一條第一項

(法人の設立のときに関する部分に限る。)及び第二項、第五十二條から第六十六條まで、第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に関する部分に限る。)、第七十八條から第八十三條まで、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十五條及び第三百十一條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條から第三十七條ノ二まで、第三百三十六條から第三百三十七條まで、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三の規定は、医療法人についてこれを準用する。この場合において、民法第四十條及び第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ、利害關係人ノ請求ニ因リ、又ハ職権ヲ以テ」と、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは「医療法人成立ノ時」と、同法第五十九條第三号、第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第七十四條中「破産ノ場合」とあるのは「合併及破産ノ場合」と読み替えるものとす。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現にその名称中に医療法人という文字を用いている者は、第四十條の規定にかかわらず、この法律の施行の後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

精神衛生法

(昭和二十五年五月二日) 法律第二百二十三号

目次

- 第一章 総則 (第一條—第三條)
- 第一條 (この法律の目的)
- 第二條 (国及び地方公共団体の義務)
- 第三條 (定義)
- 第二章 施設 (第四條—第十二條)
- 第四條 (都道府県立精神病院)
- 第五條 (指定病院)
- 第六條 (国の補助)
- 第七條 (精神衛生相談所)
- 第八條 (国の補助)

- 第九條 (許可)
- 第十條 (名称の独占)
- 第十一條 (両罰規定)
- 第十二條 (省令への委任)
- 第三章 精神衛生審議会 (第十三條—第十七條)
- 第十三條 (設置)
- 第十四條 (委員の数、任期及び任命)
- 第十五條—第十六條 (権限)
- 第十七條 (省令への委任)
- 第四章 精神衛生鑑定医 (第十八條—第十九條)
- 第十八條 (精神衛生鑑定医)
- 第十九條 (実費弁償及び報酬)
- 第五章 医療及び保護 (第二十條—第五十條)
- 第二十條—第二十二條 (保護義務者)
- 第二十三條 (診察及び保護の申請)
- 第二十四條 (警察官の通報等)
- 第二十五條 (檢察官の通報)
- 第二十六條 (矯正保護施設の長の通報)
- 第二十七條 (精神衛生鑑定医の診察)
- 第二十八條 (診察の通知)

精神衛生法 (一三三)

- 第二十九條 (知事による入院措置)
- 第三十條 (費用の負担及び補助)
- 第三十一條 (費用の徴収)
- 第三十二條 (訴願)
- 第三十三條 (保護義務者の同意による入院)
- 第三十四條 (仮入院)
- 第三十五條 (家庭裁判所の許可)
- 第三十六條 (届出)
- 第三十七條 (知事の審査)
- 第三十八條 (行動の制限)
- 第三十九條 (無断退去者に対する措置)
- 第四十條 (退院及び仮退院)
- 第四十一條 (保護義務者の引取義務等)
- 第四十二條 (訪問指導)
- 第四十三條 (保護拘束)
- 第四十四條 (保護拘束の期間)
- 第四十五條 (指導)
- 第四十六條 (保護拘束の変更及び廃止)
- 第四十七條 (行方不明者に対する措置)
- 第四十八條 (施設以外の收容禁止)

第四十九條 (医療及び保護の費用)

第五十條 (刑又は保護処分との関係)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、且つ、その発生の予防に努めることによつて、国民の精神的健康の保持及び向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二條 国及び地方公共団体は、医療施設、教育施設その他福祉施設を充実することによつて精神障害者が社会生活に適應することができるよう努力するとともに、精神衛生に関する知識の普及を図る等精神障害者の発生を予防する施策を講じなければならない。

(定義)

第三條 この法律で「精神障害者」とは、精神病患者(中毒性精神病患者を含む)、精神薄弱者及び精神病質者をいふ。

第二章 施設

(都道府県立精神病院)

3 この法律施行の際、現に精神病院法(大正八年法律第二十五号)第七條の規定により代用されている公私立精神病院については、前二項の規定による指定があつたものとみなす。

(国の補助)

第六條 国は、都道府県が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営(第三十條の規定による場合を除く。)に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

(精神衛生相談所)

第七條 都道府県又は保健所法(昭和二十二年法律第百一号)第一條の規定に基く政令で定める市(以下「指定市」という。)は、厚生大臣の承認を受けて精神衛生相談所を設置することができる。

2 精神衛生相談所は、精神衛生に関する相談及び指導を行い、又、精神衛生に関する知識の普及を図る施設とする。

(国の補助)

第八條 国は、都道府県又は指定市が前條の施設を設置したときは、その設置及び運営に要する経費に対して、政

第四條 都道府県は、精神病院を設置しなければならない。但し、第五條の規定による指定病院がある場合においては、厚生大臣の承認を得て、その設置を延期することができる。

2 都道府県が精神病院を設置し、又はその施設を増築し若しくは改築しようとするときは、省令の定めるところにより、設備、構造その他設置計画の概要について厚生大臣の承認を受けなければならない。

2 この法律施行の際、現に存する都道府県の設置している精神病院については、前項の規定による承認があつたものとみなす。

(指定病院)

第五條 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院又は精神病院以外の病院に設けられている精神病室の全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代る施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、厚生大臣の承認を受けなければならない。

令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

(許可)

第九條 国、都道府県及び指定市以外の者は、精神衛生相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

(名称の独占)

第十條 この法律による精神衛生相談所でなければ、その名称のうち「精神衛生相談所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第十一條 法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の過料を科する。

(省令への委任)

第十二條 この法律で定めるものの外、精神衛生相談所に

関して必要な事項は、省令で定める。

第三章 精神衛生審議会

(設置)

第十三條 精神衛生に関する事項を調査審議させるため、厚生省の附属機関として精神衛生審議会を置く。

(委員の数、任期及び任命)

第十四條 精神衛生審議会の委員は十五人とし、その任期は三年とする。

2 委員は、精神衛生に関し学識経験ある者及び関係行政機関の公務員のうちから、厚生大臣が任命する。

(権限)

第十五條 精神衛生審議会は、厚生大臣の諮問に答える外、精神障害に関する原因の除去、精神障害者の診察及び治療の方法の改善、精神障害者発生の予防措置その他精神衛生に関する事項に関して関係大臣に意見を具申する。

第十六條 精神衛生審議会は、関係行政機関に対し所属職員の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

(省令への委任)

第十七條 精神衛生審議会の運営に関し必要な事項は、省

親権を行う者及び扶養義務者が保護義務者となる。但し左の各号の一に該当する者は保護義務者とならない。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人

四 破産者

五 禁治産者及び準禁治産者

六 未成年者

2 保護義務者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、左の通りとする。但し、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立によりその順位を変更することができる。

一 後見人

二 配偶者

三 親権を行う者

四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

3 前項但書の規定による順位の変更及び同項第四号の規

令で定める。

第四章 精神衛生鑑定医

(精神衛生鑑定医)

第十八條 厚生大臣は、精神障害の診断又は治療に關し少くとも三年以上の経験がある医師のうちから、その同意を得て精神衛生鑑定医を指定する。

2 精神衛生鑑定医は、都道府県知事の監督のもとに、この法律の施行に關し精神障害の有無並びに精神障害者につきその治療及び保護を行う上において入院を必要とするかどうかの判定を行う。

3 精神衛生鑑定医は、前項の職務の執行に關しては法令により公務に従事する職員とみなす。

(実費弁償及び報酬)

第十九條 都道府県知事は、精神衛生鑑定医に対し精神障害に關する診察をさせたときは、條例の定めるところにより、その診察に要した実費を弁償し、且つ、相当額の報酬を支給する。

第五章 医療及び保護

(保護義務者)

第二十條 精神障害者については、その後見人、配偶者、定による選任は家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の適用については、同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第二十一條 前條第二項各号の保護義務者がないとき又はこれらの保護義務者がその義務を行うことができないときはその精神障害の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)、居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護義務者となる。

第二十二條 保護義務者は、精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、且つ、精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。

2 保護義務者は、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力しなければならない。

3 保護義務者は、精神障害者に医療を受けさせるに當つては、医師の指示に従わなければならない。

(診療及び保護の申請)

第二十三條 精神障害者又はその疑のある者を知つた者は、誰でも、その者について精神衛生鑑定医の診察及び

必要な保護を都道府県知事に申請することができる。

2 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日
- 二 本人の現在場所、氏名、性別及び生年月日
- 三 症状の概要

四 現に本人の保護の任に当っている者があるときはその者の住所及び氏名

3 虚偽の事実を具して第一項の申請をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(警察官の通報等)

第二十四條 警察官又は警察吏員は、警察官等職務執行法

(昭和二十三年法律第百三十六号)第三條の規定により精神障害者又はその疑のある者を保護した場合においては、直ちに、もよりの保健所長に通報しなければならぬ。

2 保健所長は、前項の通報を受けたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
(検察官の通報)

ときは、精神衛生鑑定医をして診察をさせなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により診察をさせる場合には、当該吏員を立ち合わせなければならない。

3 精神鑑定医及び前項の当該吏員は、前二項の職務を行うに当つて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。

4 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入る場合には、精神衛生鑑定医及び当該吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを呈示しなければならない。

5 第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第三項の規定による立入を拒み若しくは妨げた者は、一万円以下の罰金に処する。

(診察の通知)

第二十八條 都道府県知事は、前條第一項の規定により診察をさせるに当つて現に本人の保護の任に当っている者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。

2 後見人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護

第二十五條 検察官は、被疑者又は被告人について精神障害あると認めるときは、当該事件について不起訴処分をし又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡をしない裁判を除く。)が確定した後、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

(矯正保護施設の長の通報)

第二十六條 矯正保護施設(拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年保護鑑別所をいう。以下同じ。)の長は、精神障害者又はその疑のある收容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の居住地(居住地がない場合は当該矯正保護施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならない。

- 一 本人の居住地、氏名、性別及び生年月日
- 二 症状の概要
- 三 釈放、退院又は退所の年月日
- 四 引取人の住所及び氏名

(精神衛生鑑定医の診察)

第二十七條 都道府県知事は、前四條の規定により申請又は通報のあつた者について調査の上必要があると認め

るに当つている者は、前條第一項の診察に立ち会ふことができる。

(知事による入院措置)

第二十九條 都道府県知事は、第二十七條の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、本人及び関係者の同意がなくても、その者を国若しくは都道府県の設置した精神病院(精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。以下同じ。)又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならぬ。

3 国又は都道府県の設置した精神病院及び指定病院の長は、病床(病院の一部について第五條の指定を受けてい

る指定病院にあつてはその指定にかかる病床)にすでに第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合の外は、前項の精神障害者を收容しなければならぬ。

4 この法律施行の際、現に精神病院法第二條の規定によつて入院中の者は、第一項の規定によつて入院したものとみなす。

第三十條 前條の規定により都道府県知事が入院させた精神障害者の入院に要する費用は、政令の定めるところにより、都道府県の負担とする。

2 国は、前項の規定により都道府県が支出する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

(費用の徴収)

第三十一條 都道府県知事は、第二十九條の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができることを認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(訴願)

第三十二條 第二十九條又は前條の規定により都道府県知

十九号)第八百五十八條第二項の規定の適用を除外するものではない。

(届出)

第三十六條 精神病院の長は、第三十三條又は第三十四條の規定による措置をとつたときは、十日以内に左の事項を入院について同意を得た者の同意書を添え、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日
 - 二 診察の年月日
 - 三 病名及び症状の概要
 - 四 同意者の住所、氏名及び続柄
 - 五 入院又は仮入院の年月日
- 2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

(知事の審査)

第三十七條 都道府県知事は、前條の届出があつた場合において調査の上必要があると認めるときは、第三十三條又は第三十四條の規定により入院又は仮入院をした者について二人以上の精神衛生鑑定医に診察をさせ各精神衛

事のした処分不服がある者は、訴願法(明治二十三年法律第五号)の定めるところにより、その処分を受けた日から六十日以内に厚生大臣に対し訴願をすることができる。

(保護義務者の同意による入院)

第三十三條 精神病院の長は、診察の結果精神障害者であると診断した者につき、医療及び保護のため入院の必要があると認める場合において保護義務者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

(仮入院)

第三十四條 精神病院の長は、診察の結果精神障害者の疑があつてその診断に相当の時日を要すると認める者を、その後見人、配偶者、親権を行う者その他の扶養義務者の同意がある場合には、本人の同意がなくても、三週間を超えない期間、仮に精神病院へ入院させることができる。

(家庭裁判所の許可)

第三十五條 前二條の同意者が後見人である場合において前二條の同意をするには、民法(明治二十九年法律第八

生鑑定医の診察の結果が入院を継続する必要があることに一致しない場合には、当該精神病院の長に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

2 前項の命令に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(行動の制限)

第三十八條 精神病院の長は、入院中又は仮入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

(無断退去者に対する措置)

第三十九條 精神病院の長は、入院中又は仮入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるものが無断で退去しその行方が不明になつたときは、所轄の警察署長に左の事項を通知してその探索を求めることができる。

- 一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 退去の年月日及び時刻
- 三 症状の概要
- 四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装

その他の事項

五 入院年月日

六 保護義務者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

(退院及び仮退院)

第四十條

第二十九條の規定により精神障害者を收容した精神病院の長は、その精神障害者の症状に照し入院を継続する必要がなくなつたと認めるときは、都道府県知事の許可を得て退院させることができる。

2 前項の病院長は、入院中の精神障害者の症状に照しその者を一時退院させて経過を見ることが適當であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六箇月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

(保護義務者の引取義務等)

第四十一條

保護義務者は、前條の規定により退院又は仮退院する者を引き取り、且つ、仮退院した者の保護に當つては当該精神病院の長の指示に従わなければならない。

(訪問指導)

第四十二條

都道府県知事は、第二十七條の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で第二十九條

五 保護拘束の場所

六 保護拘束の方法

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、すみやかに、精神衛生鑑定医に診察をさせた上許可するかどうかを決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

4 前項の規定により許可をするには、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院をさせなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

(保護拘束の期間)

第四十四條

保護拘束の期間は、保護拘束を始めた日から起算して二箇月を超えない。

2 都道府県知事は、前項の期間内に、当該精神障害者で引き続き保護拘束の必要があるものについて国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に收容する措置をとらなければならない。

(指導)

の規定による入院をさせられなかつたもの、及び第四十條の規定による退院者でなお精神障害が続いているものについては、必要に応じ、当該吏員又は都道府県知事が指定した医師をしてその者を訪問し精神衛生に関する適當な指導をさせなければならない。

(保護拘束)

第四十三條

自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者で入院を要するものがある場合において、直ちにその者を精神病院に收容することができないやむを得ない事情があるときは、精神障害者の保護義務者は、都道府県知事の許可を得て、精神病院に入院させるまでの間、精神病院以外の場所で保護拘束をすることができる。

2 前項の許可を得ようとする者は、左の事項を記載した申請書に医師の診断書を添え、もよりの保健所長を経て都道府県知事に申請しなければならない。

- 一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 保護拘束をした者の住所、氏名及び続柄
- 三 保護拘束の理由
- 四 保護拘束開始の年月日及び時刻

第四十五條 都道府県知事は、保護拘束を行う者に対して当該吏員又は都道府県知事が指定した医師をして保護拘束の場所、施設、方法その他必要な事項について適當な指導をさせなければならない。

2 正当な理由がなくて前項の指導に従わなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

(保護拘束の変更及び廃止)

第四十六條

保護拘束を行う者が保護拘束の場所又は方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 保護拘束を行う者が保護拘束を廃止したときは、三日以内に廃止の年月日及び時刻をもよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定に違反した者は五万円以下の罰金に処し、第二項の規定に違反した者は五千円以下の過料に処する。

(行方不明者に対する措置)

第四十七條

保護拘束を受けている者が行方不明になつたときは、保護拘束を行つてゐる者は、すみやかに、その旨をもよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出る

とともに、もよりの警察署長に届け出てその探索を求めなければならない。

2 前項の届書には左の事項を記載しなければならない。

- 一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 症状の概要
- 三 保護拘束を行つてゐる者の住所及び氏名
- 四 本人を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項
- 五 行方不明になつた年月日及び時刻

(施設以外の收容禁止)

第四十八條 第四十三條の規定による保護拘束を行う場合の外は、精神病院又は他の法律により精神障害者を收容することのできる施設以外の場所に精神障害者を收容してはならない。

2 この法律施行の際、現に精神病患者監護法(明治三十三年法律第三十八号)第九條の規定により私宅監置をしてゐる者については、精神病院に入病させることができないうやむを得ない事情があるときに限り、この法律施行後一年間従前の例によることができる。

(医療及び保護の費用)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第二十七号を次のように改める。

二十七 都道府県が精神病院を設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事が精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の指定病院を指定しようとする場合にこれを承認すること。

二十七の二 都道府県又は保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基く政令で定める市(以下「指定市」という。)が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを承認すること。

二十七の三 国、都道府県及び指定市以外の者が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを許可すること。

二十七の四 精神衛生法に基き、精神衛生鑑定医を指定すること。

第九條第一項第九号中「精神病」を「精神障害」に改める。

第二十九條第一項の表中中央優生保護審査会の項の次

健康保険法等の一部を改正する法律 (一一四)

第四十九條 保護義務者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

2 第二十一條の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用について当該精神障害者又はその扶養義務者が負担することができないときは、その保護を行つた市町村(特別区を含む。)を管轄する都道府県がその費用を負担する。

(刑又は保護処分との関係)

第五十條 この章の規定は、刑又は保護処分の執行のため精神障害者又はその疑のある者を矯正保護施設に收容することを妨げるものではない。

2 第二十六條及び第二十七條の規定を除く外、この章の規定は矯正保護施設に收容中の者には適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 精神病患者監護法(明治三十三年法律第三十八号)及び精神病院法(大正八年法律第二十五号)は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

に
「精神衛生審議会」厚生大臣の諮問に応じて精神衛生に
を加える。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八百五十八條第二項中「、又は私宅に監置す」を削る。

5 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項甲類第十九号中「、監置」を削る。

健康保険法等の一部を改正する法律

(昭和二十五年五月一日
法律第二百二十四号)

第一條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「二十銭」を「八銭」に、同條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第二條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「二十銭」を「八銭」に、同條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第三條 厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「二十銭」を「八銭」に、同條第七項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第五項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の健康保険法第十一條第三項、船員保険法第十二條第三項及び厚生年金保険法第十一條第五項の規定は、昭和二十五年四月一日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

（昭和二十五年五月一日）
法律第二百二十五号

第一條 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十二條中「二十銭」を「八銭」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納付のあつた保険料額を控除した金額による。

第二條 失業保険法（昭和二十二年法律第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「二十銭」を「八銭」に、同條第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納付のあつた保険料額を控除した金額による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の労働者災害補償保険法第三十二條第一項及び失業保険法第三十六條第一項の規定は、昭和二十五年四月一日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

北海道開発法（昭和二十五年五月一日）

（この法律の目的）

北海道開発法（一二六）

第一條 この法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする。

（北海道総合開発計画）

第二條 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画（以下「開発計画」という。）を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年年度から当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、実施するものとする。

2 開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

（関係地方公共団体の意見の申出）

第三條 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる。

（北海道開発庁の設置）

第四條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）

第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、北海道開発庁を設置する。

2 北海道開発庁の長は、北海道開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(北海道開発庁の所掌事務の範囲及び権限)

第五條 北海道開発庁は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基づく事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたる。

(北海道開発庁に置かれる特別な職)

第六條 北海道開発庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第七條 北海道開発庁に、参与十人以内を置き、庁務に参与させる。

2 参与は、関係行政機関の職員のうちから、長官が命ずる。

3 参与は、非常勤とする。

(北海道開発審議会)

第八條 北海道開発庁に北海道開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第九條 審議会は、開発計画に関する重要事項について、調査審議し、その結果に基づいて北海道開発庁長官に建議することができる。

2 審議会は、北海道開発庁長官の諮問に応じ、開発計画に関する重要事項について調査審議する。

法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十二條 北海道開発庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)附則第五項及び第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年年度において国の施行する北海道の開発に関する事業に関し、必要な事項を調査することができる。

3 総理府設置法の一部を次のように改正する。
第十七條中「行政管理庁」を「北海道開発庁」に改める。

第十八條中

行政管理庁

行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)

を

第十條 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人
- 三 北海道知事
- 四 北海道議会議長
- 五 学識経験のある者 十人以内

2 委員の任期は、二年とする。但し、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会の会長は、委員のうちから互選する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 会長は、会務を総理する。

6 前項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(職員)

第十一條 北海道開発庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員

行政管理庁	行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)
北海道開発庁	北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)

に

改める。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の総合的开发に関する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、総理府の附属機関として北海道総合開発審議会を置く。

6 前項の北海道総合開発審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

4 国家行政組織法の一部を次のように改正する。
別表第一の総理府の項中「行政管理庁」を「北海道開発庁」に改める。

肥料取締法

(昭和二十五年五月一日
法律第二百二十七号)

(目的)

第一條 この法律は、肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうに化学的変化をもたらすことを目的として、土地にほどこされる物をいう。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、それが含有しているものとして保証する主成分（肥料の種類ごとに別表で定める主要な成分を除く。）

在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。但し、公定規格が定められていない普通肥料については、この限りでない。

一 化学的方法によつて生産される普通肥料（石灰質肥料を除く。）

二 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの。

三 前二号の普通肥料の一種以上を原料とする配合肥料
四 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。）

2 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の登録を受けなければならない。但し、公定規格が定められていない普通肥料については、この限りでない。

(仮登録を受ける義務)

第五條 公定規格が定められていない普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の仮登録を受けなければならない。

分をいう。以下同じ。）の最小量を百分比で表わしたものをいう。

4 この法律において「生産業者」とは、肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。以下同じ。）を業とする者でいい、「輸入業者」とは、肥料の輸入を業とする者でいい、「販売業者」とは、肥料の販売を業とする者であつて生産業者及び輸入業者以外のものをいう。

(公定規格)

第三條 農林大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。

2 農林大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならない。

(登録を受ける義務)

第四條 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、左の各号の区分に従い、第一号から第三号までに掲げる肥料にあつては農林大臣の、第四号の肥料にあつては生産する事業場の所

(登録及び仮登録の申請)

第六條 登録又は仮登録を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、左の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

二 肥料の名称

三 保証成分量

四 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

五 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地

六 仮登録にあつては施用方法及び栽培試験の成績

2 登録又は仮登録の申請をする者は、二千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録)

第七條 前條第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林大臣又は都道府県知事は、その職員に申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料

が公定規格に適合し、且つ、当該肥料の名称が第二十六條第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。

(仮登録)

第八條 第六條第一項の規定により仮登録の申請があつたときは、農林大臣は、その職員に申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせなければならない。但し、申請に係る肥料が次條第二項の規定により仮登録を取り消されたものであるときは、調査をさせないでその申請を却下することができる。

2 農林大臣は、前項の規定により調査をさせた場合において、申請書に記載された栽培試験の成績及びその職員の分析の結果によれば当該肥料の主成分の含有量及びその効果が公定規格の定がある類似する種類の肥料と同等であると認められ、当該肥料の名称が第二十六條第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料の仮登録をしなければならない。

第九條 農林大臣は、仮登録をされている肥料につき農林省が肥効試験を行った結果、申請書に記載された栽培試験の成績が真実であると認めるときは、遅滞なく、第三

條の規定により公定規格を定めるとともに、当該肥料を登録しなければならない。

2 前項の試験の結果、申請書に記載された栽培試験の成績が真実でないとき、農林大臣は、有効期間中であつても、当該肥料の仮登録を取り消さなければならない。

3 前項の規定により仮登録を取り消された者は、遅滞なく、仮登録証を農林大臣に返納しなければならない。

(登録証及び仮登録証)

第十條 農林大臣又は都道府県知事は、登録又は仮登録をしたときは、当該登録又は当該仮登録を受けた者に対し、左に掲げる事項を記載した登録証又は仮登録証を交付しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日(仮登録の場合には仮登録番号及び仮登録年月日)
- 二 登録又は仮登録の有効期限
- 三 氏名及び住所
- 四 肥料の名称
- 五 保証成分量
- 六 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

地

第十一條 登録又は仮登録を受けた者は、登録証又は仮登録証を、生産業者にあつては生産する事業場に、輸入業者にあつては主たる事務所へ備え付け、且つ、その写をその他の事業場に備え付けて置かなければならない。

(登録及び仮登録の有効期間)

第十二條 登録の有効期間は、三年とし、仮登録の有効期間は一年とする。

2 前項の登録又は仮登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、仮登録については、その有効期間内に第九條第一項の肥効試験に基づく肥料の効果の判定を行うことができない場合に限る。

3 登録又は仮登録の有効期間の更新を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、第六條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に登録証又は仮登録証を添えて、農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 登録又は仮登録の有効期間の更新を受けようとする者は、千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録又は仮登録を受けた者の届出義務)

第十三條 登録又は仮登録を受けた者は、左の各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、省令で定める手続に従い、変更があつた事項及び変更の年月日を農林大臣又は都道府県知事に届け出、且つ、変更があつた事項が登録証又は仮登録証の記載事項に該当する場合にあつては、その書替交付を申請しなければならない。

- 一 氏名又は住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)
- 二 生産業者にあつては生産する事業場の名称又は所在地
- 三 販売業務を行う事業場又は保管する施設の所在地

2 相続又は法人の合併により登録又は仮登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣又は都道府県知事に届け出て、登録証又は仮登録証の書替交付を申請しなければならない。

3 登録証又は仮登録証を滅失し、又は汚損した者は、省令で定める手続に従い、農林大臣又は都道府県知事にそ

の旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。

4 登録又は仮登録を受けた生産業者又は輸入業者が当該普通肥料の名称を変更しようとするときは、省令で定める手続に従い、農林大臣又は都道府県知事に届け出、且つ、登録証又は仮登録証の書替交付を申請しなければならない。

5 登録又は仮登録を受けた法人が解散したときは、その清算人は、解散の日から二週間内にその旨を農林大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

6 登録又は仮登録を受けた者が当該肥料の生産又は輸入の事業を廃止したときは、その日から二週間以内にその旨を農林大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(登録及び仮登録の失効)

第十四條 左の各号の一に該当するときは、登録又は仮登録は、その効力を失う。

- 一 登録又は仮登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が終了したとき。
- 二 登録又は仮登録を受けた者が当該肥料の生産又は輸

入の事業を廃止した旨を届け出たとき。

三 都道府県知事に登録をした生産業者が当該肥料を生産する事業場を他の都道府県に移転したとき。

第十五條 登録若しくは仮登録の有効期間が満了したとき、又は前條の規定により登録若しくは仮登録がその効力を失つたときは、当該登録又は仮登録を受けた者(前條第一号の場合には清算人)は、遅滞なく、登録証又は仮登録証を添えて、効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。(登録及び仮登録に関する公告)

第十六條 農林大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をしたとき、登録若しくは仮登録の有効期間を更新したとき、第十四條の規定により登録若しくは仮登録が失効したとき、又は第三十一條第一項若しくは第二項の規定により登録若しくは仮登録を取り消したときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 登録番号又は仮登録番号
- 二 肥料の名称
- 三 保証成分量
- 四 生産業者又は輸入業者の氏名及び住所

2 都道府県知事は、その公告した事項をすみやかに農林大臣及びすべての都道府県知事に通知しなければならない。

(生産業者保証票及び輸入業者保証票)

第十七條 生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産し、又は輸入したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個。以下同じ。)に左の事項を記載した生産業者保証票又は輸入業者保証票を附さなければならない。当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、また同様とする。

- 一 生産業者保証票又は輸入業者保証票という文字
- 二 肥料の名称
- 三 保証成分量
- 四 生産業者又は輸入業者の氏名及び住所
- 五 生産し、又は輸入した年月
- 六 生産業者にあつては生産した事業場の名称及び所在地
- 七 正味重量

八 登録番号又は仮登録番号

九 仮登録を受けた肥料にあつてはその旨の表示

(販売業者保証票)

第十八條 販売業者は、普通肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない普通肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に左の事項を記載した販売業者保証票を附さなければならない。生産業者保証票、輸入業者保証票、販売業者保証票及び次條第四項の規格外肥料保証票(以下「保証票」という。)が附されていないか、又はその記載が不明となつた普通肥料の引渡を受けたとき、及び引渡を受けた普通肥料が自己の所有又は管理に属している間に、その保証票が滅失し、又はその保証票の記載が不明となつたときも、また同様とする。

- 一 販売業者保証票という文字
- 二 販売業者の氏名及び住所
- 三 前條第二号から第七号まで及び第九号に掲げる事項
- 四 販売業者保証票を附した年月日
- 2 前條第四号から第六号までの事項は、販売業者が知ら

ないときは、前項の販売業者保証票に記載しなくてもよい。

(譲渡の禁止)

第十九條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、普通肥料については、登録又は仮登録を受けており、且つ、保証票が附されているものでなければ、これを譲り渡してはならない。

2 生産業者又は輸入業者が、第六條の規定により登録又は仮登録の申請をした普通肥料であつて主成分の含有量が公定規格に達せず、又は公定規格の定がある類似する種類の肥料の品質に達しないものについて、省令で定める手続に従い、農林大臣の許可を受けた場合は、生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の規定にかかわらず、登録又は仮登録を受けていない普通肥料であつても、これを譲り渡すことができる。

3 農林大臣は、前項の規定による許可の申請があつたときは、当該普通肥料が植物に有害である場合又は当該普通肥料の主成分の含有量が公定規格の半ばに達せず、若しくは公定規格の定がある類似する種類の肥料の品質の半ばに達しない場合を除いて、その申請の日から五十日

を当該肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ずることができる。

2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録証又は仮登録証にその旨を記載する。

(特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)

第二十二條 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、左に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 肥料の名称
- 三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

四 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地
2 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(販売業務についての届出)

第二十三條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業

以内に前項の規定による許可をしなければならぬ。

4 第二項の許可を受けた生産業者又は輸入業者は、省令の定めるところにより、当該普通肥料の容器又は包装の外部に、第十七條第二号から第七号までに掲げる事項及び規格外肥料保証票という文字を記載した規格外肥料保証票を附さなければならない。

5 天災地変により肥料が登録証又は仮登録証に記載された規格を下廻つた場合及び省令で定めるやむを得ない事由が発生した場合において、命令の定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、生産業者、輸入業者又は販売業者は、第一項の規定にかかわらず、普通肥料を譲り渡すことができる。

(保証票の記載事項の制限)

第二十條 保証票には、第十七條各号、第十八條第一項各号又は前條第四項に掲げる事項、商標及び商号以外の事項を記載し、又は虚偽の記載をしてはならない。

(施用上の注意等の表示命令)

第二十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、その登録又は仮登録をした普通肥料の生産業者又は輸入業者に対し、当該肥料の施用上の注意又は原料の使用割合

務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内に、左に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。但し、生産業者が普通肥料について当該都道府県知事の登録を受け、又は特殊肥料について当該都道府県知事に前條の規定による届出をした場合において、当該普通肥料又は当該特殊肥料について販売業務を開始したときは、この限りでない。

- 一 氏名及び住所
 - 二 販売業務を行う事業場の所在地
 - 三 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地
- 2 前項の届出事項に変更を生じたとき、及び販売業務を廃止したときも、また同項と同様とする。

(不正使用等の禁止)

第二十四條 何人も、保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造した保証票その他保証票に紛らわしいものを自己の販売する肥料若しくはその容器若しくは包装に附してはならない。

2 他の生産業者、輸入業者若しくは販売業者の氏名、商標若しくは商号又は他の肥料の名称若しくは成分を表示

した容器又は包装は、その表示を消さなければ、何人も自己の販売する肥料の容器又は包装として使用してはならない。

(異物混入の禁止)

第二十五條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料に、その品質が低下するような異物を混入してはならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第二十六條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料の主成分の含有量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料について、その主成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(帳簿の備付)

第二十七條 肥料の生産業者は、その生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産したときは、毎日、その名称及び数量を記載しなければならない。

2 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、

輸入又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、輸入し、又は生産業者、輸入業者若しくは販売業者に販売したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない。

(業務施設の表示)

第二十八條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、輸入若しくは販売の業務を行う事業場又は保管する施設ごとに、それぞれその外部の見易い場所に、その氏名又は名称及び事業場又は施設の種別を、省令の定める方法で表示して置かなければならない。

(報告の徴収)

第二十九條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者からその業務に関して報告を徴収することができる。

(肥料検査官及び肥料検査吏員の立入検査等)

第三十條 農林大臣又は都道府県知事は、肥料の取締上必

要があると認めるときは、肥料検査官又は肥料検査吏員に、生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船車、その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務に関する場所へ立ち入り、肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、分析検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 肥料検査官は、農林省肥料検査所に置き、肥料検査吏員は、都道府県に置かれる。

4 第一項の場合には、肥料検査官又は肥料検査吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5 農林大臣又は都道府県知事は、第二項の規定により肥料又はその原料を収去させたときは、当該肥料の分析検査の結果の概要を新聞その他の方法により公表する。

(違反の場合の行政処分)

第三十一條 農林大臣は、その登録又は仮登録をした普通

肥料の生産業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、普通肥料の譲渡若しくは引渡を制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、販売業者、その登録した普通肥料の生産業者又は特別肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡を制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について当該肥料の登録を取り消すことができる。

3 第一項又は前項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証又は仮登録証を農林大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。

4 第一項又は第二項の処分(登録又は仮登録の取消を除く。)をしたときは、農林大臣にあつてはすべての都道府県知事に、都道府県知事にあつては農林大臣及びすべての都道府県知事に、すみやかにその旨を通知しなければならない。

(登録及び仮登録の制限)

第三十二條 前條第一項又は第二項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該普通肥料について更に登録又は仮登録を受けることができない。

(聴聞)

第三十三條 農林大臣又は都道府県知事は、第九條第二項又は第三十一條第一項若しくは第二項の規定により登録又は仮登録の取消をしようとするときは、当該登録又は仮登録を受けている者に対し、あらかじめ期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して、公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べべる機会を与えなければならない。

(不服の申立)

第三十四條 左に掲げる者は、第一号又は第二号の者にあつては当該期間満了後二週間以内、第三号の者にあつては当該処分の日から二週間以内に、それぞれその旨を記載した書面をもつて、当該申請又は処分に係る農林大臣又は都道府県知事に不服の申立をすることができる。
一 普通肥料の登録又は仮登録を申請した後五十日を経過してもその登録又は仮登録を受けられなかつた場合

る。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をするには、農林大臣の承認を受けなければならない。

(罰則)

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十九條第一項又は第二十五條の規定に違反した者
- 二 第二十條の規定に違反して、保証票に虚偽の記載をした者
- 三 第二十四條第一項の規定に違反して、保証票を不正に使用し、又は保証票に紛らわしいものを自己の販売する肥料若しくはその容器若しくは包装に附した者

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四條若しくは第五條の規定による登録若しくは仮登録を受けないで、普通肥料を業として生産し、若しくは輸入し、又はその登録若しくは仮登録を受けるに当つて不正行為をした者

において、これに対して不服がある者
二 第十九條第三項の期間内に同條第二項の許可がなかつたことに対して不服がある者

三 第三十一條第一項又は第二項の規定による肥料の譲渡又は引渡の制限又は禁止の処分に対して不服がある者

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べべる機会を与えた後、当該申立に対する決定をしなければならない。

(適用の除外)

第三十五條 肥料を輸出するために生産し、輸入し、譲渡し、輸送し、又は保管する場合及び農林大臣の指定する肥料を工業用又は飼料用に供するために生産し、輸入し、譲渡し、輸送し、又は保管する場合には、省令の定めるところにより、この法律は、適用しない。都道府県知事の指定する肥料を工業用又は飼料用その他の用途に供するため、当該都道府県の区域において、生産し、輸入し、譲渡し、輸送し、又は保管する場合も、また同様とする。

二 第二十二條、第二十三條、第二十四條第二項又は第二十六條の規定に違反した者

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三條第一項、第二項若しくは第四項、第十五條、第十七條、第十八條第一項又は第十九條第四項の規定に違反した者
- 二 第二十條の規定に違反して、保証票に法定の事項以外の事項を記載した者

第三十九條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一條、第十三條第三項、第五項若しくは第六項又は第二十八條の規定に違反した者
- 二 第二十一條第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第二十七條第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、記載をせず、又は虚偽の記載をした者
- 四 第二十九條の規定による命令に対し虚偽の報告をした者

五 第三十條第一項の規定による肥料若しくはその原料

の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十一條 第九條第三項、第二十七條第三項又は第三十一條第三項の規定に違反した者は、二千円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。但し、第四條、第五條、第十七條から第二十條まで、第二十七條及び第二十八條の規定の施行期日は、昭和二十五年八月一日とする。

(現に肥料業者である者の届出)

2 この法律施行の際現に特殊肥料の生産業者又はその輸入業者である者が、その現に営んでいる生産又は輸入の事業について第二十二條第一項の規定によりなすべき届出については、同條同項中「その事業を開始する二週間前まで」とあるのは「この法律施行後三十日以内」と、この法律施行の際現に販売業務を営んでいる生産業者、輸入業者又は販売業者が、当該販売業務については第二十三條第一項の規定によりなすべき届出については、同條同項中「当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内」とあるのは「この法律施行後三十日以内」と、それぞれ読み替える。

3 肥料取締法(明治四十一年法律第五十一号。以下「旧法」という。)は、廃止する。但し、同法第四條、同條に係る罰則及び第八條の規定は、昭和二十五年七月三十一日まで、なおその効力を有する。

4 この法律施行前(旧法第四條の規定による保証票の添附については、同條の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後(同條の規定による保証票の添附については、同條の失効後)でも、なお従

前の例による。

(農林省設置法の改正)

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

別表

種別	主成分
無機質窒素肥料	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素
無機質りん酸肥料	りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸
無機質加里肥料	加里全量、水溶性加里
化成肥料	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸、加里全量、水溶性加里
有機質肥料	窒素全量、りん酸全量、加里全量
石灰質肥料	有効石灰、有効苦土
配合肥料	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸、加里全量、水溶性加里
その他の普通肥料	農林大臣の指定する成分

第四條第二十三号を次のように改める。

二十三 農薬、農産種苗及び肥料の登録並びに肥料の仮登録を行うこと。

貴金屬管理法

(昭和二十五年五月一日
法律第百二十八号)

目次

- 第一章 総則(第一條・第二條)
- 第二章 貴金屬地金の政府買入(第三條―第六條)
- 第三章 貴金屬地金の政府売却(第七條―第十一條)
- 第四章 金地金の取引等の制限(第十二條・第十三條)
- 第五章 歯科用貴金屬地金加工業等の管理(第十四條―第十九條)
- 第六章 雑則(第二十條―第二十三條)
- 第七章 罰則(第二十四條―第二十八條)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、貴金屬を国際收支の改善その他の国民経済上最も有効な用途にあてるため、これを政府に集中するとともに、その取引及び使用を調整することを目的とする。

指定するものをいう。

- 7 この法律において「歯科用貴金屬地金加工業」とは、貴金屬地金を歯科用貴金屬地金に加工することを目的とする事業をいう。
- 8 この法律において「歯科用貴金屬地金加工業者」とは、第十四條第一項の規定による認可を受けて歯科用貴金屬地金加工業を営む者をいう。
- 9 この法律において「歯科用貴金屬地金販売業」とは、歯科用貴金屬地金を販売することを目的とする事業をいふ。
- 10 この法律において「歯科用貴金屬地金販売業者」とは、第十八條第一項の規定による認可を受けて歯科用貴金屬地金販売業を営む者をいう。
- 11 この法律において「歯科医療者」とは、歯科医療をする病院及び診療所並びに歯科大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條の規定により存続する歯科医学学校を含む。)をいう。
- 12 この法律において「金鋳業者」とは、その価値が主としてその含有する金にある鋳物を目的とする鋳業者をいふ。

(定義)

第二條 この法律において「貴金屬」とは、金、銀、白金、

- ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンをいう。
- 2 この法律において「貴金屬地金」とは、製鍊又は採取の過程を経た貴金屬を含有する地金であつて、その価値がもつばらその含有する貴金屬にあるものをいう。
- 3 この法律において「貴金屬鋳物」とは、貴金屬を含有する鋳物(砂鋳を含む。)又は製鍊の過程にあるこれらのものであつて、その価値がもつばらその含有する貴金屬にあるものをいう。
- 4 この法律において「貴金屬鋳さい」とは、貴金屬鋳物の製鍊により生ずる廃棄物をいう。
- 5 この法律において「貴金屬含有物」とは、工業上貴金屬を抽出することができるものであつて、金貨、銀貨、貴金屬地金、貴金屬鋳物、貴金屬鋳さい及び貴金屬地金の加工品以外のものをいう。
- 6 この法律において「歯科用貴金屬地金」とは、歯科医療用白金加金線その他歯科医療の用に供する目的で政府が売り渡した貴金屬地金の加工品であつて、主務大臣の

第二章 貴金屬地金の政府買入

(貴金屬地金の政府への売却)

第三條 貴金屬鋳物の製鍊若しくは採取により、又は貴金屬鋳さいの製鍊により新たに貴金屬地金を取得した者は、その取得に係る貴金屬地金を品位千分中貴金屬九百九十八(金及び銀については、九百九十九)以上に精製し、又は精製を委託し、これを精製の完了した日の属する月の翌月末日までに、主務省令で定める手続により、政府に売却しなければならない。

- 2 前項の場合において、同項の規定により貴金屬地金を政府に売却しなければならぬ者が、当該貴金屬地金を同項に規定する品位の貴金屬地金に精製することができないとき、又は精製を委託することができないときは、当該貴金屬地金を取得した日の属する月の翌月末日までに、主務省令で定める手続により、造幣庁に精製を委託して、これを政府に売却しなければならない。この場合においては、造幣庁は、主務省令で定める精製に要する費用を徴収することができる。
- 3 前二項の売却の期限の計算については、貴金屬地金を主務省令で定める手続により造幣庁に納入した時をもつ

て、前二項の売却の時とする。

- 4 第一項又は第二項の規定により政府に貴金屬地金を売却しなければならぬ者が災害その他やむを得ない事由により、第一項又は第二項に規定する期限までに貴金屬地金を政府に売却することが困難であると認められるときは、主務大臣は、本人の申請により、六月以内に限り、その期限を延長することができる。

第四條 貴金屬含有物から貴金屬地金を回収した者は、その回収に係る貴金屬地金を前條第一項に規定する品位の貴金屬地金に精製し、又は精製を委託し、これを精製の完了した日の属する月の翌月末日までに、主務省令で定める手続により、政府に売却しなければならぬ。

- 2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

（適用除外）

- 第五條** 前二條の規定は、左に掲げる場合には適用しない。
 - 1 当該貴金屬地金を研究、試験又は標本の用に供する場合

必要な調整を行い、貴金屬地金の売却数量を定めた貴金屬配分計画を作成し、これを主務大臣に通知しなければならない。

（貴金屬地金の売却）

- 第九條** 主務大臣は、前條第二項の貴金屬配分計画で定められた数量の範囲内で、第七條の規定により申請した者に対して売却する貴金屬地金の数量を決定して、当該申請者に通知しなければならない。
- 2 政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けた者が第七條の規定により示した用途を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に申請しなければならない。
- 4 主務大臣は、第七條又は前項の申請があつた場合において、左に掲げる事項を参しやくして第一項の決定若しくは前項の許可をし、又はこれらの申請を却下しなければならぬ。
 - 一 用途が正当であるかどうか。
 - 二 貴金屬地金の数量がその用途にあてるために必要な数量をこえないかどうか。

二 前号に掲げる場合の外、主務大臣の許可を受けた場合

- 2 前項第二号に規定する主務大臣の許可を受けようとする者は、主務省令で定める様式により、主務大臣に申請しなければならない。

（買入価格）

第六條 第三條又は第四條の規定により政府が貴金屬地金を買入れる場合の価格は、主務大臣が定める。

第三章 貴金屬地金の政府売却

（貴金屬地金の買受の申請）

第七條 工業、工芸、齒科用貴金屬地金への加工その他の用に供するため政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けようとする者は、主務省令で定める手続により、その用途を示して主務大臣に申請しなければならない。

（貴金屬配分計画の作成）

第八條 主務大臣は、前條の申請を基礎とし、主務省令で定める手続により、政府の所有に係る貴金屬地金の売却についての見積りに関する書類を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 2 大蔵大臣は、主務大臣と協議して前項の見積りについて

- 5 主務大臣は、第三項の申請があつた場合において、申請者の所有する貴金屬地金が変更しようとする用途にあるために必要な数量をこえていると認めるときは、申請者に対して、当該数量をこえる貴金屬地金を第六條に規定する価格で政府に売却することを命ずることができる。

- 6 政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けた者が当該貴金屬地金をその用途にあてる前に滅失したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 7 政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けた者がやむを得ない事由により当該貴金屬地金をその用途に供することができないときは、第六條に規定する価格で政府に当該貴金屬地金の買受を請求することができる。

（売却価格）

第十條 第七條及び前條の規定により政府が貴金屬地金を売却する場合の価格は、主務大臣が定める。

（齒科用貴金屬地金の割当）

第十一條 主務大臣は、主務省令で定める手続により、齒科用貴金屬地金加工業者の所有する齒科用貴金屬地金を齒科用貴金屬地金販売業者に割り当てることができる。

- 2 齒科用貴金屬地金加工業者は、その加工した齒科用貴金屬地金を前項の規定により割当を受けた齒科用貴金屬地金販売業者に譲り渡さなければならぬ。
- 3 都道府県知事は、主務省令で定める手続により、齒科用貴金屬地金販売業者の所有する齒科用貴金屬地金を齒科医療者に割り当てることができる。
- 4 齒科用貴金屬地金販売業者は、その所有する齒科用貴金屬地金を前項の規定により割当を受けた齒科医療者に譲り渡さなければならぬ。
- 5 齒科医療者は、第三項の規定により割当を受けた齒科用貴金屬地金を齒科医療以外の用に供してはならない。
- 6 第一項又は第三項の規定による割当は、申請数量の範囲内において、齒科用貴金屬地金販売業者の資力、齒科医療者の医療能力等を基準として決定する。
- 7 第一項又は第三項の規定により割り当てられる齒科用貴金屬地金の価格は、主務大臣が定める。

第四章 金地金の取引等の制限

(金地金の取引等の制限)

第十二條 金地金は、主務大臣の許可を受けなければ取引し、又はよう解し、若しくは加工してはならない。但

する金地金とみなす。

- 一 金地金の加工品であつて、その含有する金の価格が当該加工品の価格の二分の一をこえるもの。但し、じゆう器、身辺裝飾用品及び主務大臣の指定するものを除く。
- 二 き損その他の事由により使用できなくなつた金地金の加工品であつて、その価値がもつばら当該加工品の含有する金にあるもの。
- 三 金地金の加工の際に生ずる金地金の屑
- 四 本邦又は外国の金貨。但し、古貨を除く。

(違反行為の効力)

第十三條 前條第一項の規定に違反してされた取引は、無効とする。

第五章 齒科用貴金屬地金加工業等の管理

(齒科用貴金屬地金加工業の認可)

- 第十四條 齒科用貴金屬地金加工業は、主務大臣の認可を受けなければ営むことができない。
- 2 前項の認可を受けようとする者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に申請しなければならない。
- 3 主務大臣は、左に掲げる場合においては、第一項の認

貴金屬管理法 (一一八)

し、左に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 第三條第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七項の規定により金地金を政府に売却するために取引し、又はよう解し、若しくは加工する場合
- 二 第七條及び第九條の規定により政府から金地金を買い受け、又は買い受けた金地金をその用途に供する場合
- 三 前條第一項又は第三項の規定により齒科用貴金屬地金の割当を受けた齒科用貴金屬地金販売業者若しくは齒科医療者が、その割り当てられた齒科用貴金屬地金を譲り受け、若しくはこれを齒科医療の用に供する場合又は第十七條(第十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に従つて売却する場合
- 四 その他政令で定める場合
- 2 前項に規定する主務大臣の許可を受けようとする者は、主務省令で定める様式により、主務大臣に申請しなければならない。
- 3 左の各号の一に該当するものは、前二項及び第二十二條第三項の規定の適用については、これらの規定に規定

可をしないことができる。

- 一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合
- 二 申請者がこの法律に基いてその認可を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合
- 三 申請者の技術的能力、資力又は信用が不十分なため、齒科用貴金屬地金加工業の確実な経営が著しく困難であると認められる場合
- 4 法人が申請者である場合においては、前項第一号及び第二号の規定の適用については、その代表者もまた申請者とみなす。
- 5 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第三項第一号及び第二号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。
- 6 齒科用貴金屬地金加工業者が死亡した場合において、引き続き齒科用貴金屬地金加工業を営む相続人は、第

一項に規定する認可を受けた者とみなす。この場合において、当該相続人は、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出でなければならぬ。

(事業の休廃止の届出)

第十五條 齒科用貴金屬地金加工業者は、その事業を廃止し、又は休止したときは、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出でなければならぬ。

(認可の取消及び事業の停止)

第十六條 主務大臣は、齒科用貴金屬地金加工業者がこの法律又はこの法律に基く主務大臣の命令に違反したときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 主務大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の二週間前までに第一項の規定による処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該齒科用貴金屬地金加工業者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

可を受けなければ管むことができない。

2 都道府県知事は、前項の規定により齒科用貴金屬地金販売業の認可をしたときは、主務省令で定める手続により、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

3 第十四條第二項から第六項まで、第十五條から前條までの規定は、齒科用貴金屬地金販売業及び齒科用貴金屬地金販売業者について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前條中「同條第一項」とあるのは「同條第三項」と読み替えるものとする。

(認可)

第十九條 何人も二以上の都道府県知事に対して前條第一項の認可の申請をしてはならない。

2 二以上の都道府県知事から前條第一項の認可を受けた場合においては、その認可を受けた者に対するすべての同項の認可は、効力を失う。

3 第十四條第二項(前條第三項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請をする場合においては、その申請書に、その申請者が他の法人その他の団体と重要な利害関係を有するかどうか、又、若し有する場合

4 第二項の聴聞においては、当該齒科用貴金屬地金加工業者又はその代理人が出頭して自己のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

5 前二項に規定するものの外、聴聞の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

(事業の休廃止等の場合の処置)

第十七條 齒科用貴金屬地金加工業者が死亡し、その相続人が引き続き齒科用貴金屬地金加工業を営まない場合又は齒科用貴金屬地金加工業者がその事業を廃止し、若しくは休止し、若しくはその認可の取消若しくはその事業の停止の処分を受けた場合においては、主務大臣は、その相続人又は齒科用貴金屬地金加工業者であつた者に対して、その所有する齒科用貴金屬地金を齒科用貴金屬地金加工業者に売却することを命ずることができる。この場合においては、その価格は、第十一條第七項の規定により主務大臣が定める同條第一項の規定により割り当てられた齒科用貴金屬地金の価格によらなければならない。

(齒科用貴金屬地金販売業の認可)

第十八條 齒科用貴金屬地金販売業は、都道府県知事の認可には、当該団体と重要な利害関係を有する他の者と申請者との間に事業上の関係があるかどうかを記載しなければならない。

4 主務大臣又は都道府県知事は、第十四條第一項又は前條第一項の認可をする場合において、実質的に同一人に二以上の同一種類の認可をすることとなると認めるときは、これらの規定による認可をしてはならない。

5 第十四條第一項又は前條第一項の認可を受けた者が、これらの規定による同一種類の認可を受けている法人その他の団体と重要な利害関係を有するに至つたときは、三月以内にその旨を主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第六章 雜則

(輸入税の免除)

第二十條 戦時中における金銀業整備に因り荒廃した金銀業の復興を促進するため、金銀業者がその事業に必要である旨の主務大臣の証明を得て輸入した左に掲げる物品に対しては、この法律施行の日から三年間に限り、輸入税を免除する。

一 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表輸

入税表に掲げる物品のうちこの法律の別表に掲げるもの

- 二 前号に該当する器具又は機械の部分品及び附属品
- 三 第一号に該当する機械とともに一組として輸入される附属原動機及びその附属装置
- 2 前項の主務大臣の証明及び免税の手續に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十一條 政府は、前條の規定により輸入税の免除を受けた物品を輸入した金鋳業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該金鋳業者から国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の規定の例により輸入税を徴収する。

- 一 当該金鋳業者が輸入税の免除を受けた物品をその事業の用以外の用に供したの場合
- 二 当該金鋳業者が輸入税の免除を受けた物品を輸入の日から一年以内はその事業の用に供しなかつた場合

(報告、質問及び立入検査)
第二十二條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、左に掲げる者から報告を徴することができる。

二 貴金屬鉱物、貴金屬鉱さい、貴金屬含有物又は金地金その他の貴金屬地金が蔵置されていると認められる場所

4 都道府県知事は、当該職員をして、左に掲げる者又はその代表者、代理人若しくは使用人その他の従業者に質問させることができる。

- 一 齒科用貴金屬地金販売業者
- 二 齒科医療者
- 三 第十八條第三項において準用する第十四條第二項の規定により認可の申請をした者

5 都道府県知事は、当該職員をして、前項に掲げる者の事務所、営業所若しくは倉庫又は齒科用貴金屬地金が蔵置されていると認められる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

6 第三項又は前項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

7 第二項若しくは第四項に規定する質問又は第三項若しくは第五項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- 一 齒科用貴金屬地金加工業者
- 二 齒科用貴金屬地金販売業者
- 三 齒科医療者

四 第三條又は第四條の規定により政府に貴金屬地金を売却しなければならない者

五 第七條及び第九條の規定により政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けた者

六 第十二條第二項の規定により主務大臣に申請した者

七 第二十條の規定により輸入税の免除を受けた物品を輸入した金鋳業者

2 主務大臣は、当該職員をして、左に掲げる者又はその代表者、代理人若しくは使用人その他の従業者に質問させることができる。

- 一 前項第一号から第七号までに掲げる者
- 二 第七條の規定により買受の申請をした者
- 三 第十四條第二項の規定により認可の申請をした者

3 主務大臣は、当該職員をして、左に掲げる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 前項に掲げる者の事務所、営業所、工場又は倉庫

(主務大臣及び主務省令)

第二十三條 第二條第六項、第十一條、第十四條から第十九條までの規定における主務大臣は、厚生大臣とし、第二十條の規定における主務大臣は、通商産業大臣とし、第七條から第九條までの規定における主務大臣は、第七條の申請者の業務に關する行政の所管大臣とし、第二條の規定における主務大臣は、大藏大臣、厚生大臣及び第七條の申請者の業務に關する行政の所管大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大藏大臣とする。

2 第十一條、第十四條、第十五條及び第十八條の規定における主務省令は、厚生省令とし、第二十條の規定における主務省令は、大藏省令、通商産業省令とし、第七條から第九條までの規定における主務省令は、大藏大臣及び第七條の申請者の業務に關する行政の所管大臣の発する省令とし、第二十二條の規定における主務省令は、大藏大臣、厚生大臣及び第七條の申請者の業務に關する行政の所管大臣の発する省令とし、その他の規定における主務省令は、大藏省令とする。

第七章 罰則

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲

役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 第三條第一項若しくは第二項(第四條第二項において準用する場合を含む。)、又は第四條第一項の規定に違反して貴金屬地金を政府に売却しなかつた者

二 第十一條第二項又は第四項の規定に違反して齒科用貴金屬地金を割当を受けた齒科用貴金屬地金販売業者又は齒科医療者以外の者に譲り渡した齒科用貴金屬地金加工業者又は齒科用貴金屬地金販売業者

三 第十一條第五項の規定に違反して齒科用貴金屬地金を齒科医療以外の用に供した者

四 第十二條第一項の規定に違反して金地金を取引し、又はよろ解し、若しくは加工した者

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九條第二項の規定に違反して許可を受けないうで用途を変更した者

三 第二十二條第二項又は第四項の規定による質問に対して陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

四 第二十二條第三項又は第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第二十八條 第二十四條又は第二十五條の犯罪に係る貴金屬地金、齒科用貴金屬地金又は金地金であつて犯人の所有又は占有するものは、没収する。

2 犯人以外の者が犯罪の後前項の貴金屬地金、齒科用貴金屬地金又は金地金を取得した場合において、その取得の当時善意であつたと認められないときは、これを没収する。

附則

二 第九條第五項の規定による命令に違反して貴金屬地金を売却しなかつた者

三 第十四條第一項の規定に違反して認可を受けないうで齒科用貴金屬地金加工業を営んだ者

四 第十七條(第十八條第三項において準用する場合を含む。)、の規定による命令に違反して齒科用貴金屬地金を売却しなかつた者

五 第十八條第一項の規定に違反して認可を受けないうで齒科用貴金屬地金販売業を営んだ者

六 第十九條第一項の規定に違反して二以上の都道府県知事に対して認可の申請をした者。但し、これにより二以上の認可を受けた場合に限る。

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第九條第六項の規定又は第十四條第六項若しくは第十五條の規定(第十八條第三項において準用する場合を含む。)、又は第十九條第五項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる法令は、廃止する。

産金法(昭和十二年法律第五十九号)

産金法施行令(昭和十二年勅令第四百五十四号)

金、銀又は白金等の取引等取締に関する件(昭和二十年勅令第五百七十七号)

金、銀又は白金等の取引等取締に関する件の施行に関する件(昭和二十年大藏省令第八十七号)

貴金屬地金の取引等についての帳簿及び報告に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十二号)

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律施行前において、旧金、銀又は白金等の取引等取締に関する件第一條第一項に規定する取引又は行為について同項に規定する大藏大臣の許可があつた場合には、当該取引又は行為について第十二條第一項に規定する主務大臣の許可があつたものとみなす。

5 この法律施行前において、旧金、銀又は白金等の取引等取締に関する件の施行に関する件第一條の規定により大藏大臣に許可申請書を提出した場合においては、第七

條又は第十二條第二項の規定により主務大臣に申請があつたものとみなす。

6 この法律施行の際現に齒科用貴金屬地金加工業又は齒科用貴金屬地金販売業を営んでいる者であつてこの法律施行後その事業を継続しようとするものは、第十四條第二項(第十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定に準じ、この法律施行後一月以内に主務大臣又は都道府県知事に認可を申請しなければならない。

7 第十四條第三項から第五項まで及び第十九條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

8 第六項の規定による申請をし、主務大臣又は都道府県知事の認可を受けた者は、第十四條第一項又は第十八條第一項の認可を受けた者とみなす。

9 この法律施行の際現に齒科用貴金屬地金加工業又は齒科用貴金屬販売業を営んでいる者は、第十四條第一項又は第十八條第一項の規定にかかわらず、この法律施行後一月を経過した日(第六項の規定による申請をした者については、主務大臣又は都道府県知事の認可又は不認可の通知のあつた日)まで、その事業を営むことができる。

別表

番 号	品 名	関 税 定 率 法 別 表 輸 入 税 表	免 税 さ れ る 物 品
九五	植物性揮発油 二 其ノ他 乙 其ノ他		バイン油
一一二九	別号ニ掲ゲザル薬材、化学薬及製薬		青化石灰及び浮遊選鉱剤
一一三〇	薬材、化学薬及製薬ノ調合品(別号ニ掲ゲザルモノ)		浮遊選鉱剤

四六二ノ二	特殊鋼		ドリルスチール
五八四	キヤプスタン、ウインチ、ウインドラス其ノ他別号ニ掲ゲザルワイディングマシン		スラツシヤイホイスト
五九五	ニウマチツクツール及ニウマチツクマシン		ドリフター
六〇四	別表ニ掲ゲザル機械		試錐機、物理探鉱機、エヤーストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械

造船法

(昭和二十五年五月一日) 法律第百二十九号

(目的)

第一條 この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期することを目的とする。

(施設の新設)

第二條 総トン数百トン以上又は長さ二十五メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設しようとする者は、その工事の着手の日の一

造船法 (一一九)

七三一

箇月前までに、施設の概要、工事計画、事業の種類及び事業計画を運輸大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、同項の工事が完了したときは、その日から二箇月以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(設備の新設等)

第三條 前條の施設を所有し、又は借り受けている者が、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であつて省令で定めるものを新設し、拡張し、又は移転しようとするときは、その工事の着手の日の一箇月前までに、設備の概要及び工事計画を運輸大臣に届け

出なければならぬ。
2 前條第二項の規定は、前項の届出をした者に準用する。

(推進性能試験)

第四條 運輸大臣は、推進機関を備える船舶を製造しようとする者の要求があつたときは、その船舶の設計について水そうによる推進性能試験を行わなければならない。
2 運輸大臣は、前項の規定により推進性能試験を受けた設計に基いて船舶を製造した者の要求があつたときは、その船舶について実地による推進性能試験を行わなければならない。

3 運輸大臣は、推進性能試験を行うことを要求した者に對して、推進性能試験の結果を通報しなければならない。この場合において、運輸大臣は、必要があると認めるときは、設計の変更その他の勧告をすることができ

4 第一項又は第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求する者は、手数料を納めなければならない。その額は、水そうによる推進性能試験については十万円を、実地による推進性能試験については二万円をこえない範

囲内で省令で定める。

5 第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求した者は、推進性能試験に要した旅費の実費を納めなければならない。

(機関の性能試験)

第五條 運輸大臣は、新規の設計に基いて船舶用推進機関又は船舶用ボイラーを製造した者の要求があつたときは、その船舶用推進機関又は船舶用ボイラーについて性能試験を行わなければならない。

2 前項の規定による性能試験は、船舶用推進機関に関しては出力、操縦性、回転速度の調整及び振動について、船舶用ボイラーに関しては燃焼及び蒸発の効率について行う。

3 第一項の規定による性能試験を行うことを要求する者は、手数料を納めなければならない。その額は、二万円をこえない範囲内で省令で定める。

4 第一項の規定による性能試験については、前條第三項及び第五項の規定を準用する。

(船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止)

第六條 左に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始

した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を運輸大臣に届け出なければならない。

- 一 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業
- 二 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上のものの製造又は修繕をする事業

三 軸馬力三十馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業

四 受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業

2 前項各号の事業を営む者が、その事業を休止し、又は廃止したときは、二箇月以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(業務に関する勧告)

第七條 運輸大臣は、前條第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、業務運営の改善及び企業原価の適正化等について意見を述べ、又は勧告をすることができ

(技術に関する勧告)

第八條 運輸大臣は、第六條第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、新しい技術の導入、設備の近代化その他

技術の向上に関し造船技術審議会との議を経て必要な勧告をすることができ

(情報等の提供)

第九條 運輸大臣は、常に、広く造船技術に関する資料、情報等を集めて備え置き、第六條第一項各号に掲げる事業を営む者の要求に応じ、これを提供しなければならない。

(報告)

第十條 運輸大臣又は海運局長は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者に対して、その生産、販売、労務及び施設について報告をさせることができる。

2 前項の場合において、運輸大臣又は海運局長は、報告をする者に対して、報告について必要な協力をしなければならない。

(現に事業を営む者の届出)

第十一條 この法律施行の際現に第六條第一項各号に掲げる事業を営む者は、この法律施行の日から二箇月以内に、その施設及び事業の概要を運輸大臣に届け出なければ

ばならない。

(罰則)

第十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二條(第三條第二項)において準用する場合を含む。、第三條第一項、第六條又は第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第一項の規定に違反して虚偽の報告をした者

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において政令で定める。

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十五年五月二日 法律 第三百三十号)

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律(昭和二十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

「日額三百円」を「日額七百五十円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年五月三日から施行する。



